



富士山の恵みを活かした
元気に輝く国際文化都市



第	5	次	
富	士	宮	市
総	合	計	画
2016▶2025			

●市民憲章●

(昭和 42 年 11 月 1 日制定)

わたくしたちは、富士宮市民であることに誇りをもちお互いのしあわせをねがい、よい市民となるために、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは、富士山を仰ぎ文化を高め、ゆたかな教養を身につけましょう。
- 1 わたくしたちは、明るい家庭をつくり、健康な青少年を育てましょう。
- 1 わたくしたちは、恵まれた自然を愛し、清潔な美しいまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたちは、社会のきまりを守り、人に迷惑をかけないようにつとめましょう。
- 1 わたくしたちは、心身をきたえ仕事にはげみ、郷土の発展につくしましょう。

●市の紋章●

(昭和 17 年 12 月 23 日制定)



富士宮市（旧大宮町）は、浅間大社の門前町として発展した町です。昭和 17 年 6 月 1 日、市制を施行しました。

市紋章は、大宮町が昭和 9 年 4 月 1 日町章に制定したものを、昭和 17 年 12 月 23 日に市紋章として富士宮市が制定しました。

中央は「宮」の字、周囲は富士山を桜形にかたどったものです。

●市の木・花・鳥・魚●



木・かえで
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



花・ふじざくら
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



鳥・ひばり
(昭和 44 年 5 月 5 日制定)



魚・にじます
(平成 21 年 6 月 1 日制定)

ごあいさつ

～未来につながるまちづくり～

「次に来る孫人のために 泉を清く保て」

モンゴル帝国の祖、チンギス・カンが残したこの言葉は、次代に大切なものをつないでいくという格言であり、私の座右の銘としているものです。

このたび富士宮市は、今後10年のまちづくりの指針となる「第5次富士宮市総合計画」を策定しました。

私たちが暮らす「まち」は、一朝一夕に出来上がるものではなく、多くの歳月と人々の力がつながり合って創り上げるものです。このまちづくりこそ、私たちが次代につないでいく大切なものではないでしょうか。

先人たちが築いてきた今までのまちづくりを受け継ぐとともに、富士宮市をより良くする取組を実施し、そして、このまちづくりを次代へつないでいく…、まさに、冒頭述べた格言が、これから体現されていくこととなります。

富士宮市は、日本の象徴であり世界遺産でもある富士山の恩恵をたっぷり受けて発展してきたまちです。豊かな自然、きれいな水、素晴らしい景観、滋味豊かな食材、富士山信仰の聖地など、先人たちが守ってきた多くの恵みが揃っています。

この豊かな恵みを守り、生かしていくことで、さらに活力にあふれ、世界中の人々が訪れる文化都市富士宮市を、私たちが築いていかなければなりません。

本総合計画において、将来都市像を「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」としました。この将来都市像の実現に向け、富士宮市が一丸となり、未来につなげるまちづくりを一緒に進めていきましょう。

最後に、本総合計画策定にあたり、各行政区、関係団体、市民会議、中学生会議、総合計画審議会、市議会など、数多くの皆様に貴重な御意見や御提言をいただきました。この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

富士宮市長 須藤秀忠



目 次

序論

第1章 計画策定の目的	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 富士宮市の現状	4
第4章 社会経済環境の変化と課題	5

基本構想

第1章 将来都市像	12
第2章 将来都市像を実現するための3つの重点取組	13
第3章 将来都市像を実現するための分野別の基本目標と政策	16
第4章 将来人口	24
第5章 土地利用構想	26
■ ゾーン別土地利用概念図	29
第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ	30

前期基本計画

第1章 3つの取組を推進するための重点プロジェクト	34
第2章 土地利用計画	46
■ 土地利用構想図	55
第3章 基本目標別計画	56

基本目標1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）

政策1 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）	58
政策2 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）	60
政策3 いつまでもきれいなまち（生活環境）	62
政策4 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）	65
政策5 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）	67
政策6 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）	69

基本目標2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）

政策1 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）	72
政策2 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）	75
政策3 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）	79
政策4 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）	81
政策5 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）	83
政策6 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）	86

基本目標3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）

政策1 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）	88
政策2 とともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）	91
政策3 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）	94
政策4 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）	96
政策5 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）	98
政策6 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）	100
政策7 充実した社会保障により安心に暮らせるまち（社会保障）	102

基本目標4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化） …… 104

政策1	誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習）	104
政策2	豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育）	105
政策3	地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成）	108
政策4	豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育）	110
政策5	世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術）	112
政策6	スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち （スポーツ・レクリエーション）	115

基本目標5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備） …… 118

政策1	富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）	118
政策2	交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）	120
政策3	安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）	122
政策4	富士山が美しく映えるまち（景観）	124
政策5	自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）	126
政策6	潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）	128

基本目標6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活） …… 130

政策1	自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）	130
政策2	災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防）	133
政策3	安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯）	136
政策4	交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全）	138
政策5	公共交通が整備された便利なまち（公共交通）	140
政策6	安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境）	142
政策7	コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動）	144
政策8	消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活）	146
政策9	地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流）	148

基本目標7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政） …… 150

政策1	未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）	150
政策2	男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）	152
政策3	知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）	153
政策4	効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）	154
政策5	持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）	156
政策6	広域連携で住みやすいまち（広域行政）	158
政策7	広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）	159
政策8	情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）	161

資料編

第5次富士宮市総合計画策定の経緯・経過	164
総合計画策定体制図	166
総合計画諮問・答申	167
富士宮市総合計画審議会条例	172
富士宮市総合計画審議会委員名簿	173
地区懇談会	174
関連組織別懇談会	175
市民会議	176
中学生会議	178

序論

第 1 章 計画策定の目的

第 2 章 計画の構成と期間

第 3 章 富士宮市の現状

第 4 章 社会経済環境の変化と課題

第1章 計画策定の目的

本市では、まちづくりの基本方向を示す計画として総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

第4次富士宮市総合計画期間中には、リーマン・ショック※や東北地方を中心に甚大な被害を引き起こした東日本大震災の発生など、社会経済に多くの影響を及ぼす出来事がありました。

また、長引く財政状況の悪化に苦しめられ抜本的な構造改革が求められる中で全国的に市町村合併が進められ、本市においても芝川町との合併により、現在の富士宮市が誕生しました。さらに、日本の宝「富士山」が世界遺産※に登録され、本市は、静岡県内で最も多くの構成資産※を有するまちとなりました。

これからも本市が発展していくためには、健全な財政のもとで市民・企業・行政が一体となって活力あるまちづくりを推進し、安全で安心できる生活環境の形成や世界遺産「富士山」のまちとしての優位性を生かし、個性あふれる都市となることが求められています。

時代の変化に柔軟に対応し、本市が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、平成28年度を初年度とする第5次富士宮市総合計画を策定します。

■これまでの総合計画

計 画	計画期間	基本目標・将来都市像
富士宮市総合開発計画	昭和49年～昭和60年	人間尊重を基本とした平和にして 住みよい富士宮市の建設
富士宮市総合発展計画	昭和61年～平成7年	富士山と共に歩む 水と緑の国際文化都市
第三次富士宮市総合計画	平成8年～平成17年	富士山の自然を守り 安らぎと活力にみちた国際文化都市
第4次富士宮市総合計画	平成18年～平成27年	富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち



- ※ リーマン・ショック ▶平成20年、国際的な金融危機の引き金となったリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。
- ※ 世界遺産 ▶平成25年6月、ユネスコにより「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として、世界遺産（文化遺産）に登録された。
- ※ 構成資産 ▶富士山が「信仰の対象」「芸術の源泉」となった価値を具体的に証明できる文化資産のこと。

第2章 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

1 基本構想

基本構想は、まちづくりに取り組むための基本的な考え方や本市が目指す将来都市像、基本目標、政策の基本方針などを示すものです。

●目標年次：平成 37 年度

2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた政策の基本方針に沿って、10 年間に取り組むべき施策を総合的、体系的に示すものです。

なお、時代の変化に柔軟に対応できるよう中間年次において計画を検証し、必要に応じ見直しを行います。

●前期基本計画：平成 28 年度から平成 32 年度まで

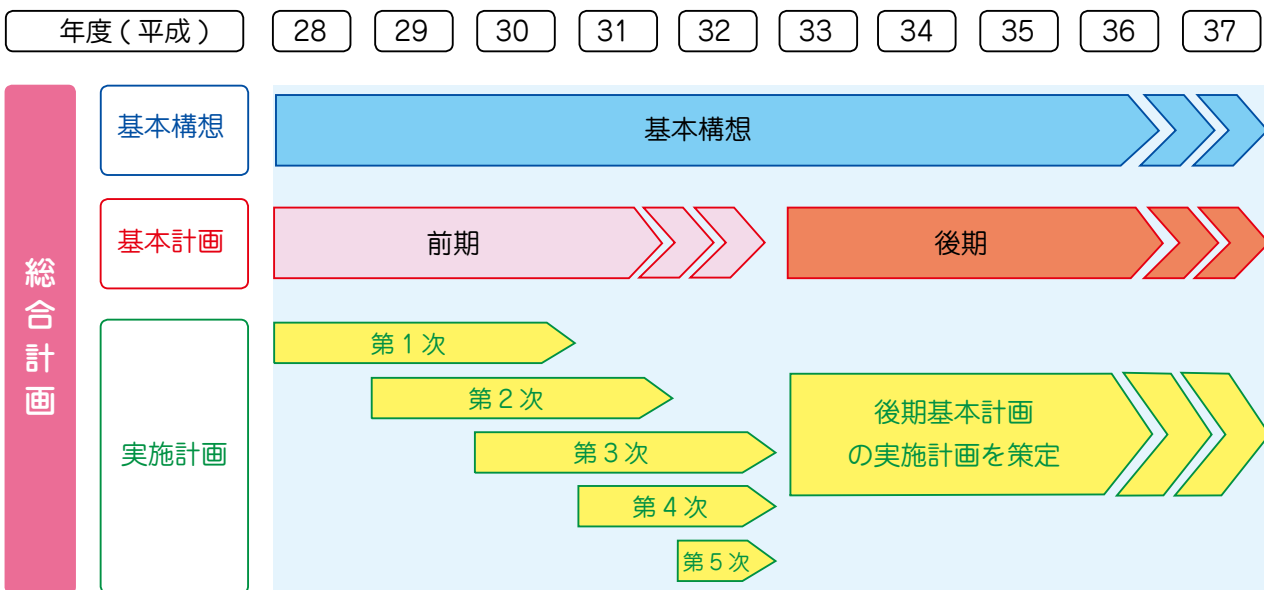
●後期基本計画：平成 33 年度から平成 37 年度まで

3 実施計画

実施計画は、基本計画に沿って、具体的な事業を定めるものです。

この計画は別に策定し、計画期間を3年間として、毎年見直していきます。

◆計画の期間



第3章 富士宮市の現状

本市は、富士山の南西麓に位置し、広大な森林や豊富な湧水などの自然に恵まれ、市域の46パーセントが富士箱根伊豆国立公園に指定されています。豊かな自然の中で歴史と文化が育まれ、富士山本宮浅間大社の門前町として、また、富士山の代表的な登山口として栄えてきました。

このような中で、平成25年6月には古来より日本の象徴として日本人の山岳信仰や葛飾北斎らの浮世絵の題材にもなるなどの文化的意義が評価され、富士山が世界遺産に登録されました。

本市の人口は、国及び静岡県的人口が減少しているのに対し、平成22年に合併した芝川地域を含めここ10年ほど13万人台で推移しており、東部の主要都市として、着実な歩みを続けています。

市内には、国道139号、県道富士富士宮線、JR身延線が通り、これらは平成24年に開通した新東名高速道路をはじめ、東名高速道路、国道1号、JR東海道本線、同新幹線に連絡するとともに、静岡県と山梨県を結ぶ重要なルートとなっています。現在、中部横断自動車道、国道469号（富士南麓道路）等の整備が進められており、これらが完成することにより、東京都、愛知県、山梨県、長野県との結び付きが一層強まるものと予測されます。



第4章 社会経済環境の変化と課題

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

1 富士山の世界遺産登録と本市の取組

本市、静岡県、山梨県をはじめ、国を挙げて富士山の世界遺産登録に向けた活動を行ってきたことにより、平成25年6月に富士山が世界遺産に登録されました。

富士山周辺都市の中でも本市は、富士山本宮浅間大社をはじめとする6つの構成資産を有しており、世界遺産のまちにふさわしい環境整備を行うことが求められています。

富士山が世界遺産登録されたことにより、白糸の滝や村山浅間神社などの構成資産及び周辺整備を進めるとともに、富士山本宮浅間大社を含む拠点ゾーンにおいて、静岡県の富士山世界遺産センター（仮称）※の建設に向けて準備が進められています。

今後は、国内はもとより世界の様々な地域からの来訪者の増加が予測されます。来訪者を適切に受入れるには、アクセスのための鉄道、道路、駐車場等の交通対策や宿泊施設の充実、整備及び多言語による案内や誘導、富士宮らしいおもてなしのあり方など、多様な取組が求められています。

世界遺産のまちづくりは、これからの10年間で特に重要であり、構成資産が存在する地元・市民・企業及び行政が一体となり連携して取り組むことが必要です。

2 人口減少時代の到来と活力あるまちづくり

我が国では、平均寿命が延びるとともに高齢化が進み、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、我が国の総人口は今後長期の人口減少時代に入り、平成38年に人口1億2,000万人を下回り、その後も減少を続け、平成60年には1億人を割って9,913万人となると推計されています。

また、平成25年に高齢化率が25.1パーセントで、約4人に1人が高齢者となり、平成47年には33.4パーセントと、約3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会の到来が見込まれています。

さらに、我が国は世界で最も少子化の進んだ国の一つとなり、合計特殊出生率※が最も低かった平成17年の1.26に対し、平成26年は1.42と上昇したものの、生まれた子の数は100万3,532人で過去最少になっています。また、生まれた子どもの数より死亡者数が26万9,488人上回り、人口減少に歯止めが掛からない状況にあります。その要因の一つに未婚者の増加や、晩婚化・晩産化が進んでいることが挙げられています。

本市においても、高齢化の進行及び合計特殊出生率の低下という傾向は同様であり、戦後



※ 富士山世界遺産センター（仮称） ▶富士山に係る包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点となる施設のこと。
※ 合計特殊出生率 ▶人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

一貫して増加してきた人口もピークを過ぎ、これからは少子高齢化及び人口減少時代に入ると予測されます。人口減少は、生産年齢人口や経済規模の縮小をもたらすことから、これからの10年間に於ける重要かつ喫緊の取組課題となっています。

将来にわたって活力あるまちを維持するために、若い世代が就労、結婚、子育てに希望が持てる社会環境整備の実現を図らなければなりません。そのためには、若年層を中心とした経済的不安を解消するための雇用対策のほか、結婚・出産後も仕事と育児を両立できるようにするための子育て支援体制の充実や、それを受入れる職場の理解と協力などが重要です。

3 日本経済の沈滞と活力ある産業の振興

バブル経済の崩壊、リーマン・ショック、その後の円高による輸出産業の競争力の低下に伴う企業の海外移転等により、日本経済は長期間沈滞化してきました。そうした中で、企業や金融機関では事業の再構築や不良債権処理等が進められ、また、政府による経済対策により株価が上昇し、大企業においては景気回復の兆しが見えてきました。さらに、円安の効果で海外からの観光客が増加するなど一定の成果が見えはじめています。一方、その効果が未だ大都市や一部企業に限定され、地方や中小企業には波及していない状況でもあります。

本市においては、富士宮北山工業団地、富士山南陵工業団地等が整備され企業進出が進んでいます。市民の雇用拡大や市財政収入の増加策としてより一層の企業誘致が必要です。また、地域に根差し、地域社会を支えてきた中小企業の役割がより重要であり、中小企業の振興が本市の発展に欠かせないものであることから、市内企業への新卒者のUターン※、Iターン※就職等を積極的に促すとともに、市内企業における正規雇用の割合を増加させるなど雇用形態の質の改善が必要です。

富士山本宮浅間大社を核とする中心市街地の商業地の活性化に対する市民の期待の声も多く聞かれます。中心市街地は買い物場というだけでなく、市民が集まり楽しく過ごすことのできる場所や、多くの観光客が行き交う、にぎわいのある場所とするため、これまでとは異なる視点からの取組が必要と考えられます。

また、本市には、広大な面積を有する農業、畜産業、養鱒業等が存在しますが、従事者の高齢化や後継者不足等多くの課題を有しています。今後は地域の特性を生かした農産物の開発や第6次産業※化、地域消費の拡大等により、産業の活力を高めていくことが求められています。

さらに、富士山が世界遺産登録されたことを観光面の振興のみでなく、商業、工業、農林水産業等、市の産業全体の振興に生かすことも望まれます。

4 健全な財政基盤の確立による自立したまちづくり

我が国の財政は、歳出が税収を上回る財政赤字を解消できないまま、社会保障関係費の歳出増加等により、多くの債務を抱え、財政の健全化が問題となっています。

また、これまで建設してきた道路や鉄道、教育・文化施設などの公共施設の適正な維持管理及び老朽化対策も大きな課題となってきています。

今後、地方都市は国に財政依存ができない状況にあって、地方都市が自立していくためには、自らの創意工夫と責任で健全な財政運営を行うことが求められています。

本市においても、少子高齢化等による社会保障関係費の増大による財政負担が大きくなってきていることから、企業誘致や既存企業の留置による税収増加策を進め、自主財源の充実を図ることが必要となっています。

今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、早急に公共施設等の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減するとともに、公共施設の最適な配置の実現が必要となっています。

また、市税の徴収率向上等、更なる行財政改革に取り組み、自立したまちづくりを推進していく必要があります。

5 自然災害や犯罪に対する安全・安心な体制づくり

阪神淡路大震災、スマトラ沖の地震、東日本大震災など日本及び海外で地震や津波発生による大きな災害が発生しています。富士山が噴火した宝永地震から約300年、安政の大地震から160年が経過し、南海トラフ巨大地震の発生が間近に迫っているとの予測もあります。

本市にあっては、発生が予想される南海トラフ巨大地震や富士山噴火に対しては、自らの命は自ら守るという自主防災意識の高揚と避難誘導対策等が必要です。

また、近年、青少年犯罪の低年齢化が進むとともに、インターネットを悪用した犯罪、高齢者を狙った振り込め詐欺など、犯罪も多様化しており、その対策が必要です。

市民生活において、犯罪から市民の安全を図るためには、警察はもとより近隣住民が主体となって地域を守る防犯対策を行うことが重要です。そのためには地域住民が自治会活動などを通じて日常から交流を深め、情報交換ができる地域コミュニティの強化が必要となっています。



- ※ **Uターン** ▶ 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。
- ※ **Iターン** ▶ 出身地とは別の地方に移り住むこと。特に都市部から地方に移り住むこと。
- ※ **第6次産業** ▶ サービス・付加価値を高め、産地の活性化や農業経営の安定を図るため、第1次産業である「農業・水産業」に第2次産業の「加工・製造」と第3次産業の「流通・販売・観光」の機能を持たせ複合させた総合産業のこと。

6 環境保全への取組と再生可能エネルギーの活用

大気中の温室効果ガスの増加による地球温暖化が進み、自然生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることから、現在、地球温暖化対策に国家レベルで取り組んでいます。今後も、より一層対策を進めていくことが求められています。

本市においても、富士山が世界遺産に登録されたことにより、環境保全意識が高まってきていると考えられます。豊かな環境を未来に引き継ぐため、温室効果ガスの削減、環境教育の推進、森林の保全、富士山麓への不法投棄の防止、地下水の保全対策等に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、東日本大震災での原子力発電所の事故により、原子力エネルギーへの信頼性が低下し化石燃料への依存度が高まる中で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーが注目されています。

本市にあっては、再生可能エネルギー導入を推進する一方で、世界遺産に登録された富士山の自然環境や景観との調和が求められています。

7 健康づくりの向上と地域医療の充実

国民1人当たりの年間医療費が平成23年には30万円を超え、国の予算において年間38.5兆円になるなど社会保障関係費の増大が国の財政を圧迫しています。日本人の死亡原因のうち、がん・心臓病・脳血管疾患が占める割合は、約6割となっています。これからは生活習慣を見直し、病気を予防することに重点を置くとともに、早期発見・早期治療に当たることが必要となっています。

また、高齢者が元気で自立した生活ができる健康寿命は、平成26年には女性が74歳（平均寿命は87歳）、男性が71歳（平均寿命は80歳）であり、介護保険料の増加を抑えるためにも、様々な介護予防策により、介護が必要な高齢者を増やさず、健康寿命を延ばす施策に取り組むことが必要となっています。

本市も65歳以上の一人暮らしの世帯が多くなってきていますが、急増している社会保障関係費を抑制するためにも、健康な人づくりに一層真剣に取り組まなければなりません。高齢世代の健康寿命を向上させるためには、食事や運動による健康管理のほかに周囲の人とのつながりや社会参加等の機会を増やしていくことが必要です。

そのためには、病気予防、介護予防対策や食育の推進に家庭・学校・地域の連携のもと、積極的に取り組んでいく必要があります。

さらに、市民の健康を守るために地域医療の果たす役割は大きなものがあり、本市の基幹病院である市立病院の診療体制の充実が必要となっています。市民の病気やけが、出産への適切な対応を行うためにも、市立病院をはじめとする医療機関と診療所等が連携した地域医療体制の確保が求められています。

8 市民活動の活発化と協働の推進

近年、様々な分野でNPO※やボランティアによる市民活動が活発化しており、社会的な課題を解決するとともに、多様性のある社会を形成する上で、その活躍が期待されています。

本市においても、福祉、自然保護、教育、まちづくりなどの広い分野での市民活動が活発に行われています。今後も、NPO等に関する情報提供や相談等を通じ、市民の自主的で自発的な活動が更に活発になるよう支援していくとともに、NPO等と協働のまちづくりを推進していくことが必要となってきています。

9 国際化の進展への対応

インターネット等のICT※の発達や世界的な航空網整備により、人、物、情報等の移動時間が短縮され、国や地域を越えて自由に行き交う交流の時代となり、様々な面で国際化が進展しています。平成32年には東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることが決定し、更に多くの外国人が日本を訪れることが予想されます。

また、静岡県においては、富士山静岡空港の国際的な交通拠点の整備により、経済活動がより拡大し、外国人観光客等の交流人口が更に増えることが期待されます。

本市においても、富士山が世界遺産登録されたことによって外国から訪れる観光客が増加しています。今後は多様な国から訪れた観光客を富士宮らしくもてなし、交流することによって本市のイメージアップを図り、リピーターが増加する都市となることが望まれます。

また、友好都市との交流を深めるとともに、国際社会に対応できる人材の育成に努めることが重要です。さらに、外国人や留学生等が暮らしやすい環境づくりを進めることも必要となっています。

近年では、国際的な交流の機会が増加しており、国際社会で活躍する人材の育成のためにも、外国語の読み書きに加え、会話力を高める教育が求められています。

10 教育環境の向上と次代を担う人づくり

科学技術や経済の発展に伴う生活様式、社会のグローバル化※等による変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育むことが求められています。

また、いじめや不登校など、心の問題を抱える児童・生徒への対応として親子や友達、地域の人々との交流などの活動や経験を通じてコミュニケーション能力、良好な人間関係をつ



- ※ NPO ▶ 「Non Profit Organization（特定非営利活動法人）」の略。営利を目的とせず、社会的使命の追求を目的とし、自発的に社会貢献活動を行う組織のこと。NPO 法人。
- ※ ICT ▶ 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。
- ※ グローバル化 ▶ 政治・経済や文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、世界規模で資本や情報のやり取りが行われること。

くる能力を育むこととともに、各学校においていじめのない学校づくりや道德教育の推進に取り組んでいく必要があります。本市においても、社会のグローバル化へ対応できる能力や全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた学力の向上のため教育内容の充実を図ることが必要です。

また、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちのコミュニケーション能力や良好な人間関係をつくる能力を育み、次代を担う人づくりを進めていくことが必要です。

11 地域の個性を生かした都市及び集落地域整備

本市の都市整備にあっては、JR身延線の富士宮駅や富士山本宮浅間大社を核とした中心市街地の拠点機能の強化を図り、市街地の空地、空店舗の増加による空洞化を防止するとともに、地域の特色を生かした計画的な整備が必要です。

また、市街化調整区域※における集落地域では、定住人口が減少し、農業・畜産等の従事者の高齢化が進むとともに、農業後継者不足も深刻な課題となっており、集落地域の生活を維持するために拠点性の強化が必要となっています。

交通環境としては、世界遺産となった富士山への首都圏や関西圏などからの来訪者の周遊観光における鉄道アクセスの玄関口としての機能強化を図るため、在来線と新幹線新富士駅との接続が望まれます。山梨県と静岡県を周遊する際の玄関口としての利便性が高まるように、静岡県や富士市との連携のもとで検討を進めることが必要です。

適正な土地利用や市街地整備の推進、集落環境の整備や地域の活性化には、市民・企業・行政が適切な役割分担のもとに参加と協働によるまちづくりが必要です。

12 情報通信技術の発達と活用促進

ICTの発達は、増大する情報を円滑に流通させる都市機能の一翼を担い、効率的な社会経済システムの形成を促進するなど、我が国の社会経済の発展に大きく寄与してきました。現在は、文字、音声、画像等の様々な媒体の情報を一体的に処理できるマルチメディア※技術が進み、更に情報家電、ブロードバンド※、デジタル放送等が実用化されています。

本市においても、ICTを活用した行政サービスの向上や観光情報の発信等に積極的に取り組んでいくことが必要です。また、ブロードバンド回線未整備地域における超高速インターネットの利用方法として携帯電話回線網を使った手法等を周知していくことが必要です。



- ※ 市街化調整区域 ▶都市計画法に基づき指定される都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域のこと。
- ※ マルチメディア ▶情報媒体（メディア）の様態の一種で、文字や画像、動画、音声など、様々な種類・形式の情報を組み合わせて複合的に扱うことができるもの。
- ※ ブロードバンド ▶「Broadband network（高速で大容量の情報が送受信できる通信網）」の略。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用すること。

基本構想

- 第 1 章 将来都市像
- 第 2 章 将来都市像を実現するための3つの重点取組
- 第 3 章 将来都市像を実現するための
分野別の基本目標と政策
- 第 4 章 将来人口
- 第 5 章 土地利用構想
- 第 6 章 将来都市像の実現に向けたイメージ

基本構想は、本市が10年後の富士宮を見据えて掲げる「将来都市像」、将来都市像を実現するために分野別に取り組むための「基本目標」、まちづくりを進めるための「将来人口」、都市基盤整備の方向性を示す「土地利用構想」、そして分野別に更に細分化した取組を示す「政策の基本方針」を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針とするものです。

第1章 将来都市像

現代社会の変化や情勢によって、私たちのライフスタイルや価値観が多様化しているとともに、人口減少や少子高齢化、更なる核家族化など、様々な問題を抱えています。一方で、東日本大震災をきっかけとして、家族や友人、地域などの絆やつながりなどが、改めて見直されています。

今こそ、市民・企業・行政が一体となり、将来に向かって誰もが輝く夢を持ち続けることができ、「住んでよし 訪れてよし」「出会ってよし 結ばれてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」のまちづくりの合言葉により、魅力あふれる富士宮の未来に向け、更に国際色豊かで文化的な都市を目指して、一歩ずつ歩みを進めていきます。

富士山の麓にあるまち富士宮で、生まれ、育ち、生活している私たちにとって、富士山はそこに悠然とあるもの、なくてはならない大事な世界の宝です。

この富士山の麓で、私たちが希望ある夢を描ける富士宮の未来を共に創りあげるため、本市が目指す将来都市像を、

富士山の恵みを活かした

元気に輝く国際文化都市



とし、その実現に向けて着実なまちづくりを進めていきます。

第2章 将来都市像を実現するための 3つの重点取組

将来都市像にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるため、本市が総力を挙げて取り組む必要があるテーマについて、3つの取組を定め、この取組に沿って重点的に事業を進めていきます。

取組 1

恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

世界遺産である富士山の豊かな恵みは、私たちが先人から受け継いだ大切な宝であり、これを次の世代へ受け継いでいくことが重要です。また、その宝を生かした富士宮を世界中にアピールすることが求められています。

そのため、富士山の山麓に広がる雄大な森林や豊かな湧水などの自然環境だけでなく、優れた歴史や文化、美しい景観を大切に保全して後世に引き継ぎ、その活用にも努めます。

また、国際文化都市にふさわしい本市を築くため、古来の伝統や世界遺産といった「本物の良さ」を生かしたまちづくりを進め、世界に向けて情報を発信するとともに、富士山静岡空港などを利用した世界中からの来訪者を受入れる態勢を整えます。さらに、交通基盤が整い、魅力ある観光と産業が調和したまちを目指します。



取組 2

いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

家族や地域のあり方が変わり、コミュニティの希薄化が懸念されている中で、あらためて人と人との絆やつながりを見つめ直すことが重要です。

また、市民生活を守るための防災・減災対策や公共施設の長寿命化*対策は欠くことができません。

さらに、社会保障費の増大を抑えつつ、市民が健康に過ごすことのできる社会づくりが求められています。

そのため、地域コミュニティが活発に活動し、共に支え合い、互いの顔が見やすい安全なまちとともに、老朽化する施設の維持管理や耐震化といった防災・減災対策などにより、自然災害に備え、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

また、福祉や医療を充実させる一方で、健康づくりの推進に努め、誰もが生きがいを持って元気に過ごすことのできるまちを目指します。



※ **公共施設の長寿命化** ▶ 高度経済成長時代に建設した公共施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えるため、劣化状況を的確に把握し、効率的な予防保全を実施すること。

取組3

誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

人口減少が全国的な課題となる中で、子どもを安心して産み、育てられる環境や社会づくりが重要であり、そのために就業の場の確保も必要です。

また、市民一人ひとりが地域を愛する心を醸成し、愛される富士宮を共に創り上げていくことが求められています。

そのため、安心して結婚や出産、子どもを育てることができる環境整備に努めるとともに、女性が持つ力を最大限に発揮できるまちを目指します。

また、誰もがいつまでもこの地域で誇りを持って働くことができ、ここで生まれた子どもたちが、ここに戻って働くことができる労働環境が整った地域を目指します。

さらに、子どもから大人まで、学びの機会を充実し、ふるさとを愛する心を育む取組を推進するとともに、本市の魅力を十分に発揮し、住みたい、訪れたいと思われるまちを目指します。



第3章 将来都市像を実現するための分野別の基本目標と政策

将来都市像の実現に向けて、次の7つの分野において基本目標を定めるとともに、それぞれの基本目標に基づいた政策を定め、効果的なまちづくりを進めていきます。

基本目標1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

政策1 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）

地球の環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

政策2 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど廃棄物の再資源化を推進します。

政策3 いつまでもきれいなまち（生活環境）

生活環境を安全で快適に保つため、ごみ処理対策の充実及び不法投棄の防止を図るとともに、処理施設の適正な管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

政策4 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）

受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。特に、世界遺産となった富士山について、その恵みを後世に引き継ぐよう努めます。

政策5 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）

「水は限りある資源である」という考えのもと、水資源の調査、湧水池の巡回監視等続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。

政策6 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進等を徹底し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

基本目標2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）

富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます。

政策1 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）

富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある多様な食材の地産地消[※]・地産外消[※]を進め、農林水産業をはじめとする、観光、商業、工業等の産業振興とともに、心身の健康づくりや食育[※]を推進します。

政策2 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）

担い手の育成や基盤整備の促進に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、鳥獣被害防止対策や新規就農者の支援のほか、農業生産法人等企業の農業参入について検討します。また、安全で安心な付加価値の高い農林水産物の生産を推進してブランド化を図るなど、農林水産業の振興に努めます。

政策3 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）

特色ある産業基盤の構築を図るため、地域ブランドを発信する食品、医療、環境等の産業の誘致や留置を積極的に行うとともに、中小企業の支援のため、創造的人材の育成強化、知的財産[※]の保護及び活用の推進に努めます。

政策4 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）

商業の振興を図るため、小売業、サービス業等の経営基盤の強化を支援します。また、中心商店街において、商品力・販売力・個店魅力などを向上させ、富士山世界遺産センター（仮称）の建設によって増加が予想される来訪者にも感動を与える、にぎわいのまちづくりを進めます。

政策5 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）

富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、ソーシャルネットワーキングサービス[※]を活用した広報・宣伝活動を展開します。また、イベントや体験型観光を生かし、国内外から観光客の誘客を図ります。

政策6 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）

勤労者の福利厚生の実施及び労働環境の改善のため、融資制度を通じて、勤労者の生活を支援します。また、すべての勤労者が安心して働けるように、就業の場の確保と安定した質の高い雇用の創出に努めます。

※ 地産地消

▶ 地域で生産された農林水産物などを、その地域で消費すること。

※ 地産外消

▶ 地域で生産された農林水産物などを、都市部などの他の地域で消費すること。

※ 食育

▶ 様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※ 知的財産

▶ 発明や創作によって生み出されたものを、発明者の財産として一定の期間保護する権利のこと。

※ ソーシャルネットワーキングサービス

▶ 「Social Networking Service（コミュニティ型 Web サイト）」略して SNS と表し、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。Facebook や Twitter などがその代表的なサービス。本文中では、SNS と表記する。



基本目標 3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。

政策1 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

政策2 ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実を努めます。

政策3 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

政策4 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

政策5 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

政策6 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に行ける社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

政策7 充実した社会保障により安心して暮らせるまち（社会保障）

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

基本目標4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり (教育文化)

世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

政策1 誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習）

誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。

政策2 豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育）

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携し、教育内容の充実と信頼関係の醸成を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実と長寿命化を図るとともに、防災・防犯体制を充実させ、安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

政策3 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成）

郷土に根差した心豊かなたくましい青少年を育てるために、社会及び自然体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

政策4 豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育）

市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体等と連携して協働するネットワーク型の社会教育活動を促進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、情報提供機能の充実を図ります。

政策5 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術）

富士山周辺の豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

政策6 スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち (スポーツ・レクリエーション)

子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加のできるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

基本目標5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）

富士山の魅力を十分に発揮でき、景観保全を図る都市基盤整備を進め、人々が楽しく交流できる快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策1 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザイン※に配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

政策2 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）

総合的な交通ネットワークの充実を図るため、高速道路インターチェンジへ連絡する幹線道路や市街地における都市計画道路の整備を進めます。また、中部横断自動車道へのアクセスを含め、国道469号（富士南麓道路）等の機能強化を促進するとともに、市民に身近な移動手段として新幹線新富士駅と在来線との接続の実現に向けた取組に努めます。

政策3 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）

市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる通行帯の整備、防護柵の設置等、人にやさしい道づくりを進めます。また、交通インフラの効率的な機能維持を図るため、道路や橋りょう等の長寿命化対策を進めます。

政策4 富士山が美しく映えるまち（景観）

「富士山の庭園都市」にふさわしい景観の形成を図るため、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。

政策5 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を図ります。

政策6 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）

潤いと安らぎのある生活空間を確保するため、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、水に親しむ河川環境整備に努めます。また、市民との協働により、花と緑があふれるまちの創出や、河川清掃活動等の河川愛護意識の高揚を図ります。



※ ユニバーサルデザイン ▶ すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境などのデザインのこと。

基本目標6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活）

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命、財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

政策1 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災体制を充実させ、「防災力の高いまち」を目指します。

政策2 災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防）

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

政策3 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯）

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

政策4 交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全）

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

政策5 公共交通が整備された便利なまち（公共交通）

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持・整備に努めます。

政策6 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境）

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

政策7 コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動）

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

政策8 消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活）

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

政策9 地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流）

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）

魅力はもとより、課題も市民と行政の双方が共有し、その実践についても一緒に取り組むまちづくりを進めます。

政策1 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策を進めます。また、移住・定住の取組などによる人口減少の克服を目指します。

政策2 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

政策3 知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進するとともに、地域内にある魅力や課題を互いに共有し、ともに支え合う自立したまちづくりを進めます。また、市民、NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を更に拡充し、共助社会づくりを進めます。

政策4 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）

限られた財源や人員の中で、基礎自治体として行政能力及び職員資質の向上を図るとともに、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。

政策5 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

政策6 広域連携で住みやすいまち（広域行政）

近隣の市町や国・県との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進します。また、富士山の周辺にある自治体と連携して、共通の課題解決に努めます。

政策7 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

政策8 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）

ICTの活用を図り、行政事務の効率化と情報セキュリティ対策に努めます。また、情報を安全、迅速、確実に提供できる手段を構築するとともに、ICTを活用した質の高い情報化社会を目指します。



ふじさん
ギャラリー
1



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

第4章 将来人口

1 将来推計人口

本市の将来人口は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基礎として転入・転出による増減、死亡による減少、出生による増加の変化を勘案して、1歳階級別の1年ごとの推移を推計するコーホート要因法*により、次のとおり推計されます。

総人口は、平成17年に135,678人でしたが、平成22年に135,764人でほぼピークを迎えた後に減少に転じ、平成27年には134,866人になりました。今後も大都市への転出や出生数の低下等により徐々に減少し、平成37年には128,000人（平成27年比約5パーセント減少）になると推計されます。

世帯数については、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加が予測されるものの、人口の減少に伴って世帯数も徐々に減少し、平成27年は53,852世帯ですが、平成37年には53,600世帯になると推計されます。

また、平成27年は高齢人口の割合が25.7パーセントですが、平成37年には29.8パーセントに増加します。一方で、年少人口の割合は、平成27年は13.6パーセントですが平成37年には12.1パーセントに減少し、少子高齢化が更に進むものと予測されます。

2 目標人口

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本市の将来に様々な影響を与えることが想定されます。将来都市像を実現するために、重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで、平成37年に131,200人の人口を維持することを目標とします。

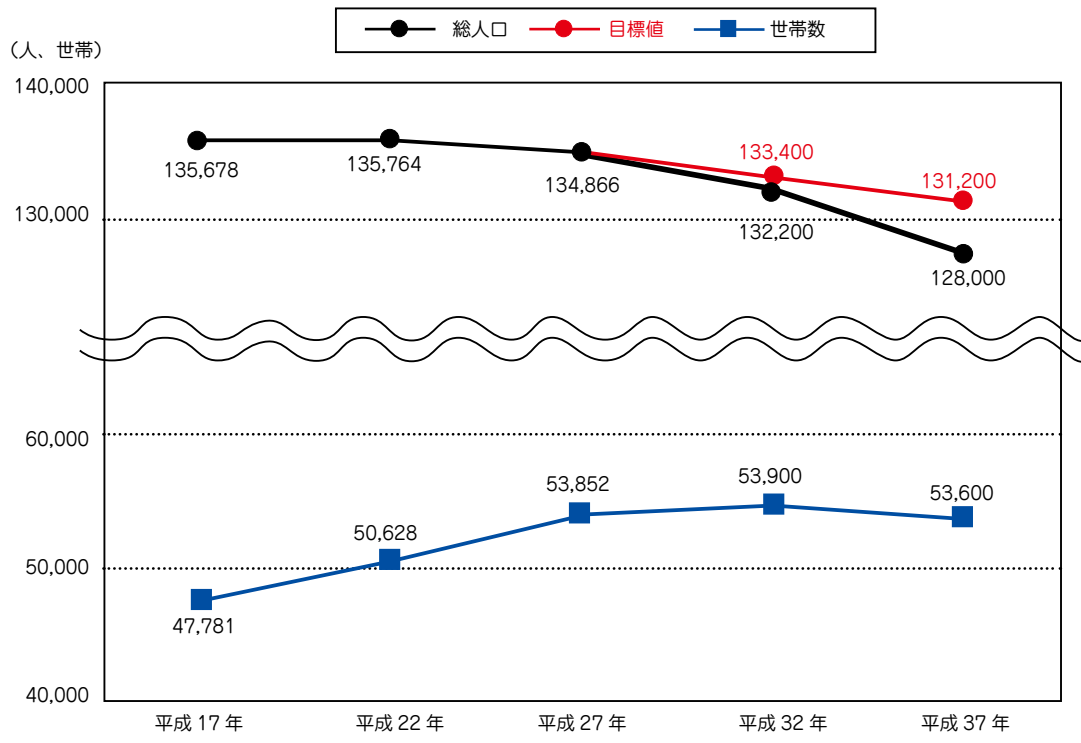
	実績値			推計値	目標値	推計値	目標値
	平成17年*	平成22年	平成27年	平成32年		平成37年	
総人口	135,678人	135,764人	134,866人	132,200人	133,400人	128,000人	131,200人
高齢人口 (65歳以上)	25,061人	29,591人	34,646人	37,700人	37,700人	38,100人	38,100人
	18.5%	21.8%	25.7%	28.5%	28.3%	29.8%	29.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	90,827人	86,887人	81,859人	77,400人	77,800人	74,400人	75,600人
	66.9%	64.0%	60.7%	58.5%	58.3%	58.1%	57.6%
年少人口 (0～14歳)	19,790人	19,286人	18,361人	17,100人	17,900人	15,500人	17,500人
	14.6%	14.2%	13.6%	12.9%	13.4%	12.1%	13.3%
世帯数	47,781	50,628	53,852	53,900	—	53,600	—

*年齢構成別の割合は四捨五入しているため100パーセントにならない場合があります。

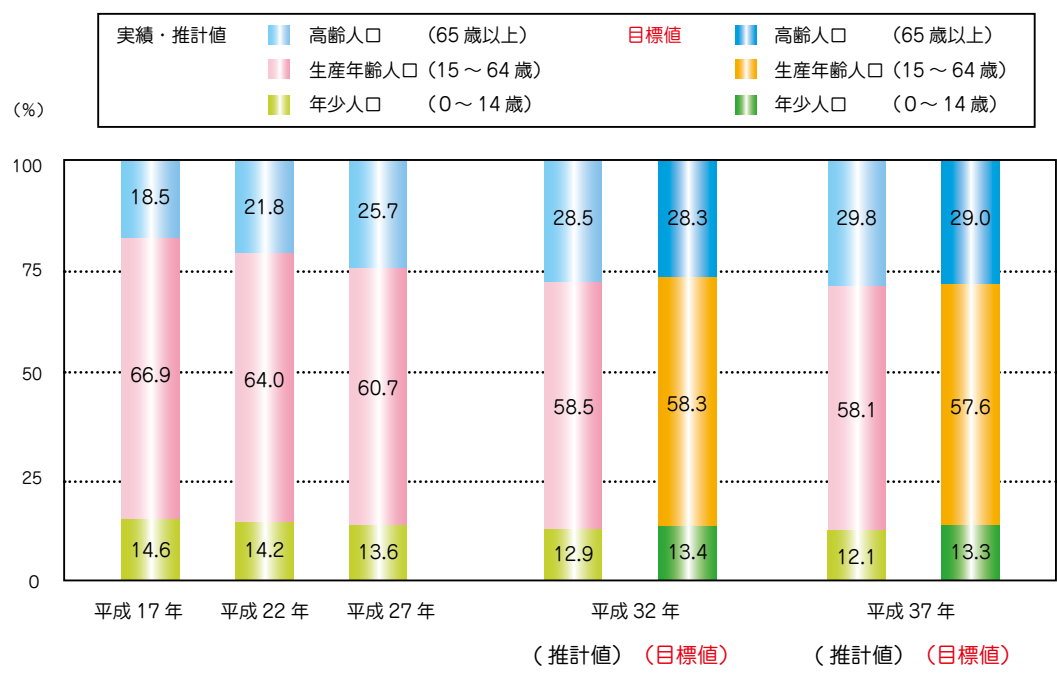
資料：住民基本台帳

*平成17年の旧芝川町分の外国人年齢別人口は推計値を使用。

総人口及び世帯数



年齢別人口構成



※ コーホート要因法 ▶ 基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

第5章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用構想を定めます。

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、土地利用に当たっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、新東名高速道路、国道 139 号、国道 469 号（富士南麓道路）、国道 52 号等の主要幹線を最大限に生かした企業進出や住宅需要等長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが必要です。

(1) 総合的かつ計画的な土地利用の推進

本市は、富士山の南西麓の広大な裾野に位置し、正に富士山に抱かれた特徴ある土地条件を有しています。富士山麓や天子山系の雄大な自然環境、朝霧高原の広大な草原、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地、旧町村役場等を中心とした集落地域、先人から引き継がれてきた田園地域等により構成されています。

市民がこのような土地の特徴を理解し、土地と人々との関わりの歴史を知り、そこから生まれた文化を学ぶことが土地利用計画を進めていく基礎となります。このため、市民の郷土意識を高めるとともに、適切な土地情報の提供を行います。

また、このような土地の特性を科学的に分析した土地分級※を作成し、それに基づく土地利用診断を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(2) 富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生

本市は、富士山麓と天子山系の雄大な自然環境の中、豊かな緑地と清らかな湧水に恵まれています。そして、そこには貴重な動植物が生息・生育するなど富士山の恵みは、人々に憩いと安らぎを与えています。

また、富士山の恵みを土台にした農林水産業、良好な景観を生かした観光業、豊かな自然環境の中で操業する工業など、富士山麓で自然環境と産業が共存しています。

豊かな自然環境を保全するとともに、このような自然環境と共生した産業振興を図ります。

(3) 安全・安心な土地利用の確立

豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、市民生活を直ちに脅かすものです。また、富士山は豊かな恵みを私たちに与えてくれる一方、噴火という市民生活に深刻な被害をもたらす側面もあります。

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。

(4) 自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備

本市は、富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用し、農林水産業の第1次産業や観光業などの第3次産業が営まれています。

第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器から輸送用関連産業等の広がりのある構造となっています。

産業間の連携を強化するとともに、新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、インターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

(5) 魅力ある都市空間・生活空間の形成

本市の中心市街地は、富士山本宮浅間大社の門前町として繁栄してきた歴史を持ち、商店街や住宅地を形成してきました。

富士宮駅や富士山本宮浅間大社、更には世界遺産富士山の情報発信拠点である富士山世界遺産センター（仮称）を核とし、本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築や世界遺産にふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図りながら、市街地のスプロール化※の防止や計画的な市街地の整備を図ります。

さらに、市街地内の社寺林や市街地の周辺にある樹林地を適切に保存しながら、緑豊かな都市環境と富士山と調和した美しい景観の形成を図ります。

(6) 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持

本市は、昭和17年に大宮町と富丘村の合併により誕生し、その後、昭和30年に富士根村、昭和33年に白糸村、上井出村、北山村、上野村と合併をしています。一方、芝川町では、昭和31年に芝富村と内房村の合併、昭和32年に柚野村の合併を経ています。

昭和から平成に移り、平成22年に芝川町と合併することで、現在の富士宮市となりました。このように、町村の合併を繰り返しながら、市域を拡大し、発展してきました。

これら旧町村役場等を中心とした集落地域には、地域の伝統文化が今日まで引き継がれています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受け、各集落地域では地域の担い手や継承者が減少し、コミュニティの維持が懸念されているため、地域における人材の育成や郷土愛の醸成のほか、旧町村役場等を中心とした集落地域の拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や計画的な住宅地の確保を図ります。

さらに、集落にある樹林地や先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ります。



※ 土地分級

▶ 地形や地質等の自然要因、農地や森林等の土地利用の現況、法規制等の土地の類型を図面上で重ね合わせ、土地の持つ特性や適合性を「市街地、農業、林業、自然保全」等の分野別に図化したもの。

※ スプロール化

▶ スプロールとは不規則に広がるという意味で、都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

2 ゾーン別土地利用の方向

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を生かした土地利用の方向を定めます。

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものであり、具体的な土地利用計画については、国土利用計画富士宮市計画、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱、関係法令等により推進します。

(1) 自然環境保全ゾーン

地質、野生の動植物等学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存、森林資源の育成等に努めるとともに、自然林への復元、自然と親しむ施設の整備等を進めます。

(2) 景観活用交流ゾーン

朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や、農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。

柚野地区の田園風景を保全するとともに、交流、体験、学習施設等自然と歴史文化が共存する地区特性を生かした活用を図ります。

(3) 産業振興ゾーン

富士山の景観や自然との調和に配慮しながら、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）、国道52号等の広域幹線道路による都市発展軸を生かした活用を図ります。

既存の工業団地周辺、国道139号の北山インターチェンジ、上井出インターチェンジ周辺については、地域振興のための産業誘導を進めます。

新東名高速道路新富士インターチェンジ及び新清水インターチェンジ周辺地域については、交通利便性を生かし流通産業の導入を進めるとともに、優良農地や森林を適切に保全し、農林水産業との共存を図ります。

(4) 集落環境整備ゾーン

集落と農地が混在する市街地周辺の市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、優良農地の保全、活用に努めます。

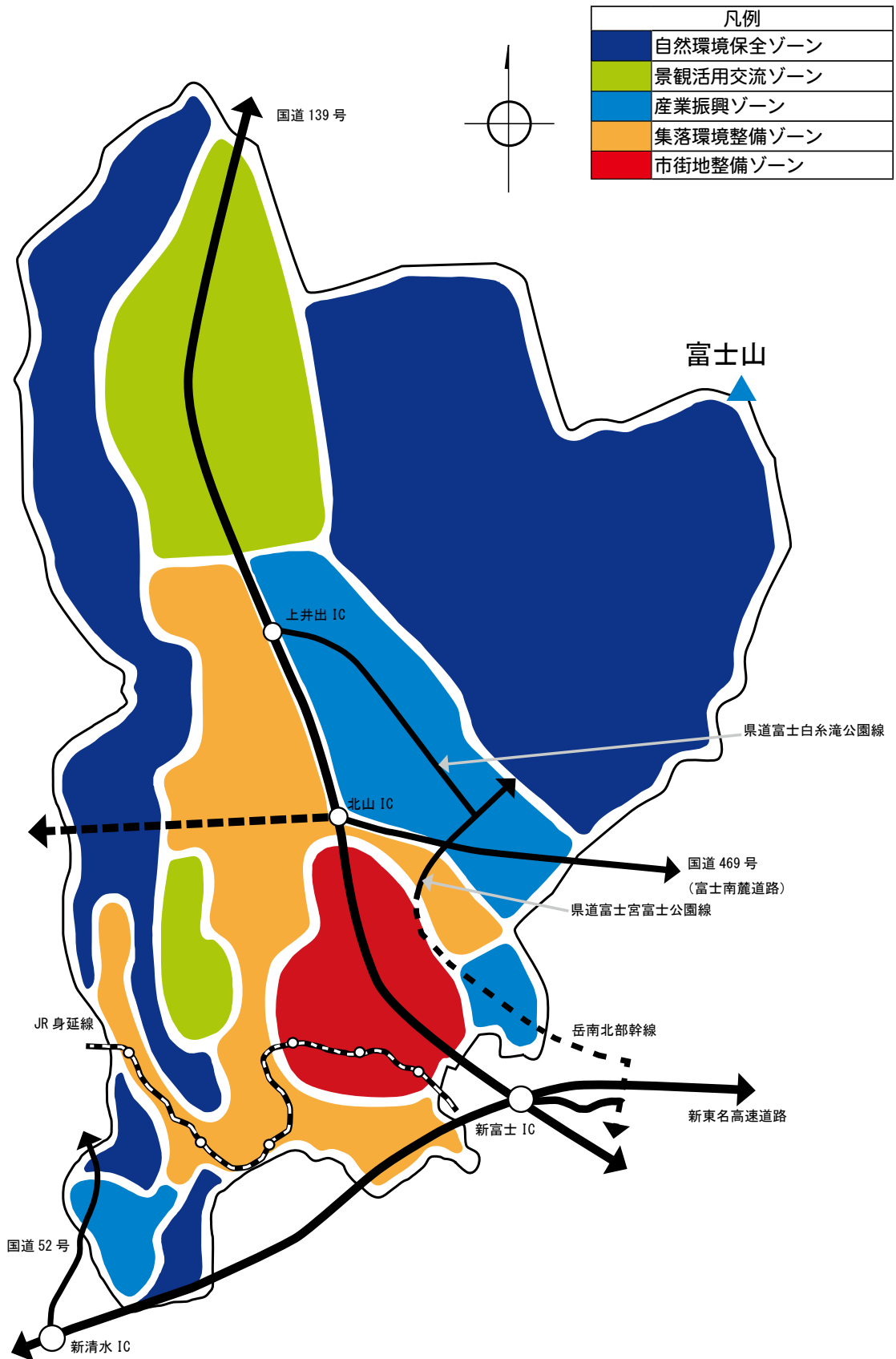
集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性を生かし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。

総合福祉会館の周辺には、消防・保健・救急医療に係る施設が集積されていることから、これら施設の機能と連携した活用を図ります。

(5) 市街地整備ゾーン

世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産富士山のまちとしてふさわしい整備を進めます。

■ ゾーン別土地利用概念図



序論

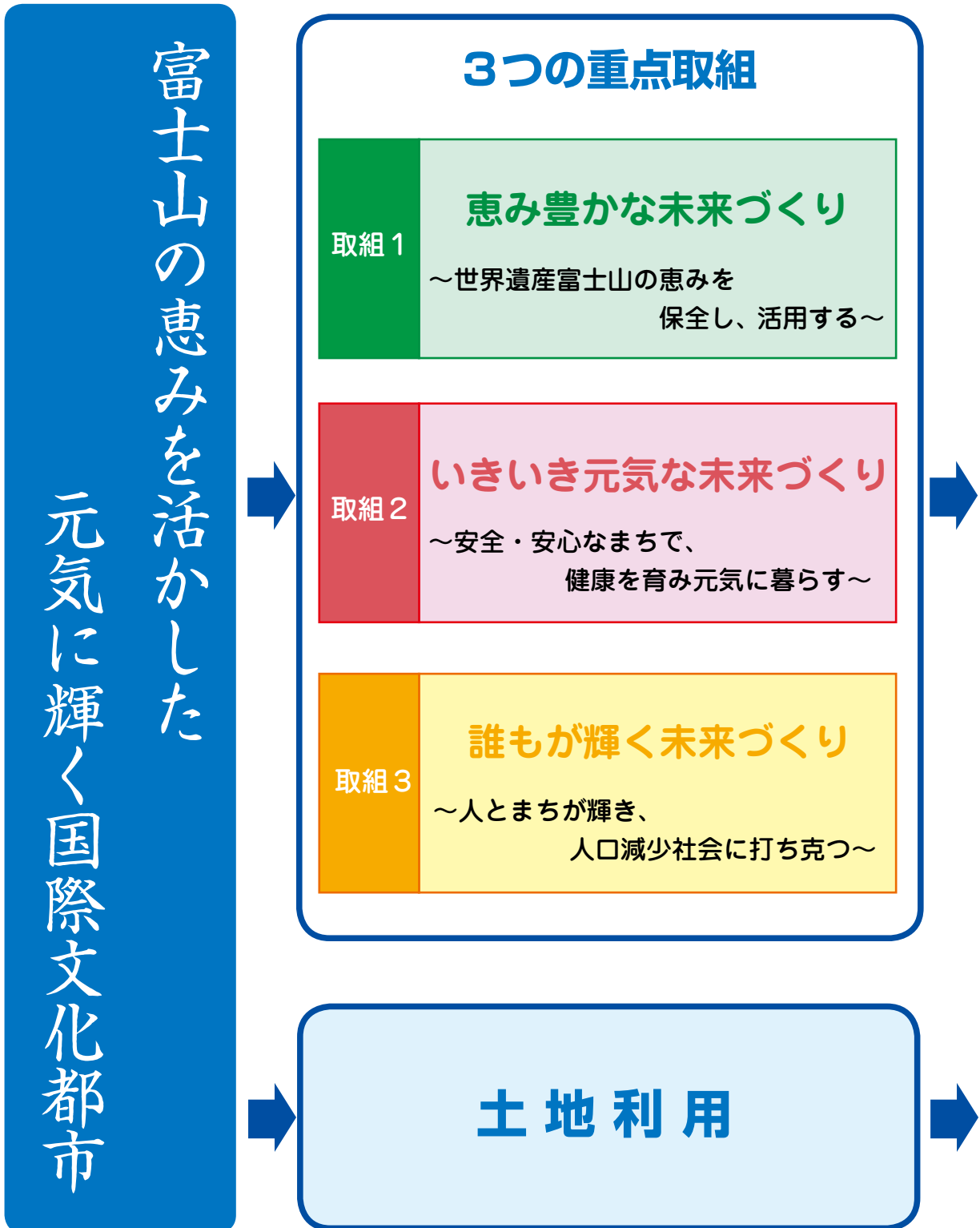
基本構想

前期基本計画

資料編

第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ

将来都市像



基本目標

政策

環境

富士山の自然と調和した
循環力があるまちづくり

- (1) 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）
- (2) 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）
- (3) いつまでもきれいなまち（生活環境）
- (4) 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）
- (5) 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）
- (6) 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）

産業

富士山の麓から創造力と
活力がみなぎるまちづくり

- (1) 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）
- (2) 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）
- (3) 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）
- (4) 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）
- (5) 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）
- (6) 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）

健康福祉

みんなの幸せと潤いを
創出するまちづくり

- (1) 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）
- (2) とともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）
- (3) 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）
- (4) 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）
- (5) 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）
- (6) 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）
- (7) 充実した社会保障により安心に暮らせるまち（社会保障）

教育文化

郷土に学び郷土を愛する
心豊かな人を育むまちづくり

- (1) 誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習）
- (2) 豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育）
- (3) 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成）
- (4) 豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育）
- (5) 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術）
- (6) スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち（スポーツ・レクリエーション）

都市整備

富士山の魅力を発揮した
快適なまちづくり

- (1) 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）
- (2) 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）
- (3) 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）
- (4) 富士山が美しく映えるまち（景観）
- (5) 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）
- (6) 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）

市民生活

豊かなコミュニティを持つ
安全・安心なまちづくり

- (1) 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）
- (2) 災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防）
- (3) 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯）
- (4) 交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全）
- (5) 公共交通が整備された便利なまち（公共交通）
- (6) 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境）
- (7) コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動）
- (8) 消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活）
- (9) 地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流）

市民参加・行財政

市民と一緒に取り組む
まちづくり

- (1) 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）
- (2) 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）
- (3) 知恵と力を生かすともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）
- (4) 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）
- (5) 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）
- (6) 広域連携で住みやすいまち（広域行政）
- (7) 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）
- (8) 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

前期基本計画

平成 28 年度～平成 32 年度

- 第 1 章 3つの取組を推進するための
重点プロジェクト
- 第 2 章 土地利用計画
- 第 3 章 基本目標別計画

第1章 3つの取組を推進するための重点プロジェクト

基本構想において、将来都市像にふさわしい魅力あふれるまちづくりを進めるため、3つの重点取組を定めました。この3つの取組に沿った重点プロジェクトを設定し、人や予算をそこに重点的に投入することにより、結果を出していきます。また、この重点プロジェクトは、大きな課題に基づき、幅広い対応が求められることから、組織横断的に取り組んでいきます。

富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市

取組 1

恵み豊かな未来づくり

- 1-1 世界遺産のまちづくりプロジェクト
- 1-2 世界に飛躍する国際文化都市プロジェクト
- 1-3 富士山後世継承プロジェクト

取組 2

いきいき元気な未来づくり

- 2-1 元気はつらつ健康長寿プロジェクト
- 2-2 防災・減災と公共施設の長寿命化等推進プロジェクト
- 2-3 地域コミュニティ充実プロジェクト

取組 3

誰もが輝く未来づくり

- 3-1 結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト
- 3-2 女性が輝く、さくや姫プロジェクト
- 3-3 ここで働き、ここに住むプロジェクト

- 基本目標 1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）
- 基本目標 2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）
- 基本目標 3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）
- 基本目標 4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化）
- 基本目標 5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）
- 基本目標 6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活）
- 基本目標 7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）

土 地 利 用

取組1 恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

富士山の保全と活用の両立を図り、富士山のあるまちとして市民が誇りを持てるまちづくりに取り組みます。

その取組の施策としては、第一に市内に存在する構成資産の環境保全と世界遺産としての本質的な歴史・文化価値を踏まえ、魅力を高めることが必要です。

そのため、中核となるべき富士山本宮浅間大社と富士山世界遺産センター（仮称）を結ぶ中心的地区の再整備により、訪れる方に感動を与え、当地から富士山の歴史・文化を巡る起点となるような地区を形成することを目指します。また、平成31年（2019年）にはラグビーワールドカップ、平成32年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピックといった国際的なビッグイベントが開催されることから、市内外からの来訪者を迎える体制を整えることも重要です。

以下、3つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト1-1

世界遺産のまちづくりプロジェクト

世界遺産のまちにふさわしい、中心市街地や各構成資産などの整備を進めます。

主要取組		概要
■	富士山世界遺産センター（仮称）から富士山本宮浅間大社までの参道軸創出事業	門前町としての趣を生かした、にぎわいのある参道軸を創出します。
■	花と食の元気広場等再整備事業	花と食の元気広場については、積極的な民間活力の導入を図り、来訪者がくつろげるにぎわい空間を整備します。 また、広場西側の歩道を整備し、来訪者の安全を確保します。
■	県道富士宮富士公園線歩道整備事業	
■	富士山世界文化遺産富士宮市行動計画推進員活動事業	行動計画推進員として登録された個人や事業者、団体等による富士山グッズの開発や広報活動を行います。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

主要取組		概要
■	世界遺産構成資産環境整備事業 (白糸の滝・史跡富士山)	構成資産である白糸の滝、村山浅間神社、山宮浅間神社及び人穴富士講遺跡の整備を図ります。
■	史跡大鹿窪遺跡整備事業	国指定史跡である大鹿窪遺跡を史跡公園として整備を図ります。
■	商店街活性化事業・空店舗等 対策事業	商店街イベントに対する助成などや、国内外から訪れる観光客にも対応した土産物販売店等の出店・創業を支援します。

重点プロジェクト 1-2

世界に飛躍する国際文化都市プロジェクト





世界に飛躍する国際文化都市を目指し、国内外からの誘客を進めるとともに、おもてなしの対応と広域的な取組を進めます。

主要取組		概要
■	外国人誘客事業	諸外国に対する誘客活動を実施するとともに、旅行者を滞留させるため、公衆無線 LAN*整備等を進めます。
■	ホテル誘致事業・既存宿泊施設改修事業	国内外からの観光客を取り込み、滞在型観光を推進するため、ホテルの誘致及び既存宿泊施設の改修支援を行います。また、国際化の進展に伴い、国際観光ホテル*の登録を推進します。
■	スポーツ大会誘致事業	国際大会、全国大会などの誘致を図るとともに、スポーツ合宿などにより地域の活性化を図ります。
■	スポーツ観光レクリエーション事業	
■	国際交流事業	地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を推進します。
■	英会話教育の充実	子どもが使える外国語ハンドブックを作成します。また、小学校教員を対象とした英会話教室を実施します。

重点プロジェクト 1-3

富士山後世継承プロジェクト

富士山をはじめとする、このまちが誇る豊かな自然や景観を守り、しっかり後世へ引き継ぎます。

主要取組		概要
	世界遺産推進事業	富士山世界文化遺産富士宮市行動計画に基づき、意識の醸成を図るとともに、情報発信に努めます。
	広葉樹育苗・植樹事業	うるおいの森植樹祭などで、自生種の植樹を推進します。
 	富士山一斉清掃	企業、民間団体、行政等が連携して富士山の一斉清掃を実施します。
	景観形成推進事業	富士山の景観形成を図ります。(富士山本宮浅間大社周辺地区においては、景観計画重点地区*及び岳南広域都市計画高度地区*を設定します。)
	有徳の人づくり推進事業	道徳資料「富士山をこころに」を題材とした児童・生徒の作品集を発行します。
	富士山学習の推進	富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などのかん養を図ります。
 	景観と再生可能エネルギーの調和	富士山等の景観に配慮し、再生可能エネルギーの推進との調和を図ります。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編



- ※ **公衆無線 LAN** ▶ 店舗や公共の空間などで提供される、無線 LAN によるインターネット接続サービスのこと。
- ※ **国際観光ホテル** ▶ 訪日外国人旅行者が安心して宿泊できる施設として、施設基準や人員配置基準等を満たし、一定のサービスレベルが保証されたホテルのこと。
- ※ **景観計画重点地区** ▶ 地域の特性や資源を生かし、市内で特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として、景観法に基づく景観計画に定める地区のこと。
- ※ **都市計画高度地区** ▶ 都市計画法に基づく地区のルールの一つで、市街地の環境や景観の保全等を目的に建築物の高さの最高（最低）限度を定める地区のこと。



富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想イメージ鳥瞰図

取組2 いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

近年、多発する予測不可能な自然災害への備えはもとより、地域コミュニティの維持、福祉や医療の充実等、安全・安心で健康的に市民生活を過ごせるまちづくりに取り組みます。

防災面においては、富士山の噴火をはじめとする多様な自然災害を想定した対策を図ります。また、団塊世代が65歳以上から75歳以上になり、医療や介護の負担を軽減するために、市民の健康づくりに対する更なる取組が必要です。また、地域の基幹病院である市立病院の診療体制の整備は喫緊の課題です。さらに、施設の耐震化や長寿命化への取組なども同様です。これら社会保障費や施設の長寿命化に関しては、毎年度、多額の予算を要することとなります。

以下、3つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト2-1

元気はつらつ健康長寿プロジェクト

いつまでも健康でいられるための健康増進や疾病・介護予防の取組を進めるとともに、市立病院をはじめとする地域医療との連携強化を図ります。

主要取組		概要
■	健康増進事業	妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至る各世代に応じた健康づくりや疾病予防などの保健事業に取り組みます。
■	市立病院の医師や看護師の確保	市立病院において、より質の高い医療サービスを提供するために医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
■	地域医療体制の確保	医療機関及び関係団体等との連携を強化し、地域医療体制の確保に努めます。
■	生涯スポーツの充実	公民館などを活用した中・高齢者向けのスポーツ教室の充実に努めます。

重点プロジェクト 2-2

防災・減災と公共施設の長寿命化等推進プロジェクト

多様な災害に対する備えと、施設の安全性の確保、機能維持、財政負担の軽減等の観点から施設の長寿命化・耐震化を進めます。

主要取組		概要
■	地域防災計画の見直し	地震、風水雪害、富士山噴火など様々な災害に対応した地域防災計画を見直します。
■	防災意識の高揚	防災研修会や出前講座などにより、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。
■	自主防災組織の強化	各種防災訓練を実施するとともに、防災倉庫等の整備を図ります。
■	小・中学校施設耐震補強事業	耐震性能をより高めるための小・中学校校舎等の耐震化を図ります。
■ ■	公共施設長寿命化事業	公共建築物をはじめとする公共施設の維持補修を、効果的かつ効率的に実施します。
■	公共施設等総合管理事業	財政負担の軽減・平準化を目的に、公共施設等の更新・長寿命化・統廃合などを計画的に実施します。

重点プロジェクト 2-3

地域コミュニティ充実プロジェクト

すべての地域におけるコミュニティの充実を図ります。

主要取組		概要
■	地域コミュニティ施設整備推進事業	コミュニティ活動の拠点となる区民館等の建設や土地取得を支援します。
■ ■	集落における拠点機能の強化	市街地周辺部における中心集落の拠点機能の整備・改修を行うなど、拠点機能を高めるとともに、集落環境の整備を図ります。

主要取組		概要
■	自治会への加入促進	集合住宅着工時に施主に対する自治会への加入促進を図るとともに、区長会との協力による未加入者への呼び掛けと啓発に努めます。
■ ■	地域支援サービス 出張商店街プロジェクト事業	商店街の商品を出張販売することなどを通じて、地域間の交流を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
■ ■	中山間地域魅力アップ創出事業	中山間地域である稲子地区の集客施設の改修に合わせた地域全体の魅力アップによる交流創出や移住・定住を促進します。

- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
-
-
-
-
-
-
- 資料編



新稲子川温泉ユ－トリオ完成イメージ図



取組 3 誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

我が国の人口減少が予測される中、本市を好きになり、住み、働き、子どもを育て、一生を過ごしたくなるよう、市民・企業・行政が協働してまちづくりに取り組みます。

人口減少社会の克服に向け、結婚を望む男女が、出会い、結婚し、子どもを産み育てることのできる切れ目のない対応が必要です。また、女性の可能性を最大限発揮するため、社会の理解を促すための取組や環境の整備も必要です。

本市は、世界遺産富士山の麓で、住みよい環境が整ったまちです。ここに住み、ここで働くことができる基盤整備も非常に重要です。

以下、3つの重点プロジェクトを定め、そのプロジェクト達成のための主要取組を掲げます。

重点プロジェクト 3-1

結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト

結婚・出産・子育ての希望を実現させるとともに、子育てしやすい社会環境の整備を図ります。

主要取組		概要
■	不妊・不育症治療費助成事業	不妊や不育症治療に対する医療費の助成を行います。
■	子ども医療費助成事業	子育て世帯に対し、医療費を軽減するための支援を行います。
■ ■	母力応援プログラム事業	妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実を図るとともに、子育て中の女性の社会参加を促進します。
■ ■	コンビニ発の子育て支援事業	地域のコンビニエンスストア等において、子育て世代が利用しやすいよう、店舗改装や商品開発の提案を市民協働で行います。
■	出会い・交流応援事業	若い世代の男女の出会いや交流の場の創出に対する支援を行います。
■ ■	子育て応援事業	男性の育休取得や子育て意識の向上を図ります。また、社会全体が仕事と家庭の両立に向けて取り組めるよう、環境を整備します。

重点プロジェクト 3-2

女性が輝く、さくや姫プロジェクト

女性が持つ力を最大限発揮できる環境を作ります。

主要取組		概要
■ ■	母力応援プログラム事業（再掲）	妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実を図るとともに、子育て中の女性の社会参加を促進します。
■ ■	コンビニ発の子育て支援事業（再掲）	地域のコンビニエンスストア等において、子育て世代が利用しやすいような提案を市民協働で行います。
■	女性応援会議の設置	女性が輝く社会の実現に向けて、市民、関係団体等による会議を開催し、女性に係る施策の検証等を行います。
■	女性の登用の促進	社会のあらゆる分野における指導的地位を占める女性の割合を増やします。

重点プロジェクト 3-3

ここで働き、ここに住むプロジェクト

富士山の恵みを生かした産業の振興とこのまちで生き生きと働くことのできる場所の創出を図り、このまちを選び住んでもらうことを目指します。






主要取組		概要
■	企業立地推進事業	優良・成長産業の誘致や市内既存企業の留置を図ります。
■	第6次産業化推進事業	新規就農者の確保や若者にとって魅力ある農業を確立するため第6次産業化を推進します。また、農商工連携により、地産地消や特産品の開発を推進します。
■	創業支援事業	創業支援事業計画に基づき、起業のためのワンストップ相談窓口*を設置し、マッチング支援などを行います。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

主要取組		概要
	酒蔵連携事業	豊かな水を生かした市内の酒蔵の連携を図り、地元名産品である日本酒を広く紹介するとともに、更なる地域活性を図ります。
 	UIJ ターン※の促進	首都圏などからの UIJ ターン希望者への就業を支援します。
 	移住・定住促進事業	住む場所と働く場所との連動を図るポータルサイト※の整備などにより、空家バンク※の整備を図るなど、積極的な移住・定住の働きかけを行います。



- ※ ワンストップ相談窓口 ▶ 1つの部署で様々な相談ができる窓口のこと。
- ※ UIJ ターン ▶ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態。I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。
- ※ ポータルサイト ▶ ポータル (Portal) は「玄関」や「入り口」という意味があり、インターネットにアクセスするときの入り口となるウェブサイトのこと。
- ※ 空家バンク ▶ 空家の賃貸や売却に関する情報を、空家の利用希望者に紹介するシステムのこと。



ふじさん
ギャラリー
2



第2章 土地利用計画

土地利用計画は、基本構想における土地利用構想を受け、具体的な施策やそれらの施策をイメージした土地利用構想図などを定めたものです。

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

(1) 基本方針

本市は、富士山の南西麓の広大な裾野に位置し、正に富士山に抱かれた特徴ある土地条件を有しています。富士山麓や天子山系の雄大な自然環境、朝霧高原の広大な草原、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地、旧町村役場等を中心とした集落地域、先人から引き継がれてきた田園地域等により構成されています。

市民がこのような土地の特徴を理解し、土地と人々との関わりの歴史を知り、そこから生まれた文化を学ぶことが土地利用計画を進めていく基礎となります。このため、市民の郷土意識を高めるとともに、適切な土地情報の提供を行います。

また、このような土地の特性を科学的に分析した土地分級を作成し、それに基づく土地利用診断を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(2) 施策の内容

ア 土地利用構想図

「土地に聴き 人が拓く 均衡ある土地利用」の理念のもと、土地の特性を科学的に分析した土地分級による体系的な診断を行い、自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域、林業・森林保全地域、林業地域、農業地域、市街地・集落地域、政策推進工リアの地域区分を設定した土地利用構想図を作成するとともに、地域区分別の土地利用の方針を、表1のとおり定めます。

また、土地利用構想図に基づき、土地利用事業の誘導・調整を行うとともに、国土利用計画や個別法等の適切な運用により、総合的かつ計画的な土地利用の実現を図ります。

イ 政策的な土地利用の推進

本総合計画土地利用構想及び土地利用計画の実現を目指すため、総合的かつ計画的な土地利用を推進する地域の設定が必要です。

このため、土地利用を積極的かつ計画的に推進する地域として「政策推進工リア」を設定するとともに、土地利用の基本方針を定め、適切な立地と誘導を図ります。

ウ 集落地域の土地利用の推進

旧町村役場等を中心とした集落地域では、農林水産業の振興、各産業のバランスの取れた雇用対策、都市農村交流などの活性化、計画的な定住推進や拠点機能の強化など、集落地域のまちづくりが必要です。

このため、中心集落におけるコミュニティの向上に努めるとともに、集落地域内の職住近接の実現に資する都市計画法の地区計画や指定大規模既存集落制度※、優良田園住宅制度※などの諸制度を活用し、適切な土地利用の推進を図ります。

エ 郷土を知る機会の創出と継承

市民が郷土の自然、歴史・文化を理解し、集落や都市の成り立ちを知ることが大切であるため、生涯学習を通じて郷土を知る機会を充実させます。

また、先人から引き継がれた郷土の自然、歴史・文化を適切に保全し、後世に継承していきます。

オ 土地情報の整備と活用

本総合計画土地利用構想及び土地利用計画を共有できるようにするため、引き続きホームページに掲載するなど、適切な情報提供を進めます。

また、土地に関する情報の一元化と地理情報システムの活用・公開により、業務における高度利用と行政サービスの向上を図ります。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編



- ※ **指定大規模既存集落制度** ▶市街化調整区域に長年居住している人や子が、大規模既存集落内の土地に、自己用住宅を建築できる制度のこと。
- ※ **優良田園住宅制度** ▶農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅を建築できる制度のこと。

2 富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生

(1) 基本方針

本市は、富士山麓と天子山系の雄大な自然環境の中、豊かな緑地と清らかな湧水に恵まれています。そして、そこには貴重な動植物が生息・生育するなど富士山の恵みは、人々に憩いと安らぎを与えています。

また、富士山の恵みを土台にした農林水産業、良好な景観を生かした観光業、豊かな自然環境の中で操業する工業など、富士山麓で自然環境と産業が共存しています。

豊かな自然環境を保全するとともに、このような自然環境と共生した産業振興を図ります。

(2) 施策の内容

ア 森林の適切な維持・管理

本市は、豊かな森林を有する富士山、天子山系、南の丘陵部に囲まれています。そのため、雄大な土地・澄んだ空気・清らかな水に恵まれ、貴重な種や植物群落をはじめ、多様な野生動植物が生息・生育しています。

このような自然環境は、本市固有の共有財産であり、これからも維持していくためには、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させる必要があります。

このため、森林の適切な維持・管理を推進します。

イ 地下水の保全と活用

本市の貴重な財産である豊かな地下水は、住民生活や産業基盤を支えています。その重要な地下水を保全するため、森林の適切な維持・管理を通じて森林の持つ水源かん養機能を高度に発揮させます。

これからも、市民・企業の適正な地下水量の利用を推進するとともに、湧水量や地下水位の調査を継続し、保全策や適切な活用を図ります。

ウ 自然環境と共生した産業振興

富士山の恵みである自然環境や豊富な湧水、良好な景観資源は、本市の産業にとって大切な地域資源であるため、産業振興に伴う生態系の破壊や地下水の枯渇や汚染などの自然環境への影響がないよう、地域資源の適切な保全・活用を図ります。

特に、「緑・産業振興地域」については、豊かな緑に囲まれた森の中のまちづくりをイメージし、富士山の景観や自然との調和した整備を進めます。

3 安全・安心な土地利用の確立

(1) 基本方針

豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、市民生活を直ちに脅かすものです。また、富士山は豊かな恵みを私たちに与えてくれる一方、噴火という市民生活に深刻な被害をもたらす側面もあります。

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。

(2) 施策の内容

ア ハザードマップの適切な活用

富士山の噴火や河川の氾濫、土砂災害などに備え、富士山ハザードマップ[※]や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップなどが作成されています。

このため、これらに示された災害予測地域は、常に情報を更新し、今後も引き続き、土地利用構想図における「防災・水資源保全地域」として土地利用を抑制していくとともに、富士山火山広域避難計画の策定などの社会的状況による見直し等も実施し、土地利用の適切な規制・誘導を行います。

イ 自然災害に強いまちづくりの推進

過去の大規模地震では、建物やブロック塀の倒壊・損壊による人的な被害を被っていることから、自然災害時の被害を最小限に抑えるため、建物の耐震補強やブロック塀の撤去などを進めます。

また、水害や土砂災害の未然防止を図るため、河川や水路の改修、都市下水路等の排水対策及び土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備を進めます。



※ ハザードマップ ▶ 災害指定区域や避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害などを住民に分かりやすく示した図のこと。

4 自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備

(1) 基本方針

本市は、富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用し、農林水産業の第1次産業や観光業などの第3次産業が営まれています。

第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器から輸送用関連産業等の広がりのある構造となっています。

産業間の連携を強化するとともに、新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、インターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

(2) 施策の内容

ア 緑・産業振興地域内の産業立地の推進

本市では、第4次富士宮市総合計画の土地利用計画において、国道469号（富士南麓道路）などの広域幹線道路や本市の立地特性を生かし、富士山の景観や自然環境との調和した産業立地を図ってきました。

本計画においては、第4次富士宮市総合計画に引き続き、政策推進エリアの一つとして「緑・産業振興地域」を位置付け、国道139号や国道469号（富士南麓道路）といった恵まれた交通アクセスを生かし、積極的な産業立地を推進します。

イ 既存集落の維持に向けた就業の場の創出

本計画では、旧町村役場等を中心とした集落地域における人口の維持に向けた住宅施策と併せ、就業の場を創出するため、既存の工業団地やインターチェンジ周辺の交通利便性の高い地域の特性を生かし、政策推進エリアの一つとして「職住近接産業地域」を位置付け、職住が近接した地域振興となる産業立地を推進します。

ウ 農林水産業の振興

農業の振興については、農業振興地域整備計画に基づき、農業の振興と生産性の向上を図るため、農用地を確保し、生産基盤の維持保全を図ります。

また、営農環境を整えるため、認定農業者を中心とした担い手や農業生産組織の育成強化と農地の流動化による遊休農地の解消を図るなど、農業経営基盤の強化を進めます。

林業の振興については、広大な森林の適切な管理を推進し、生産コストの低減と省力化を図るため、林道、作業道等の整備を進めます。

また、林業経営の改善を図るため、集約化施策の推進など、良好な森林整備を進めるとともに、担い手の育成、ブランド化の推進、木材需要の拡大を図ります。

漁業の振興については、養鱒場の閉鎖に伴う土地利用転換が見られる中、全国一の生産量を維持するため、既存養鱒場の維持とニジマスの消費拡大を図ります。

5 魅力ある都市空間・生活空間の形成

(1) 基本方針

本市の中心市街地は、富士山本宮浅間大社の門前町として繁栄してきた歴史を持ち、商店街や住宅地を形成してきました。

富士宮駅や富士山本宮浅間大社、更には世界遺産富士山の情報発信拠点である富士山世界遺産センター（仮称）を核とし、本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築や世界遺産にふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図りながら、市街地のスプロール化の防止や計画的な市街地の整備を図ります。

さらに、市街地内の社寺林や市街地の周辺にある樹林地を適切に保存しながら、緑豊かな都市環境と富士山と調和した美しい景観の形成を図ります。

(2) 施策の内容

ア 中心市街地の拠点機能の強化

中心市街地の拠点機能の強化を図るため、富士宮駅や富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センター（仮称）を核とし、円滑な交通網体系の確立を図りつつ、中心市街地内の土地の有効利用を促進します。

また、世界遺産にふさわしいまちづくりとして、富士山本宮浅間大社の門前町の街並みにぎわいを再生するとともに、魅力あふれる店舗づくりなど商店街の活性化に取り組みます。

イ 居住環境の向上と市街地の整備

市街化区域内の快適な居住環境を形成するため、適切な土地利用を誘導し、地区計画や建築協定などの導入やブロック塀の生け垣化、宅地の細分化防止などにより、居住環境の保全・改善を図ります。

ウ 良好な都市環境の形成

市街地においては、緑豊かな都市環境及び市街地景観を形成するため、身近な緑として街区公園※やその他の小規模な公園緑地などを配置するとともに、住宅地、商業地、工業地、公共施設における緑化を推進します。

また、中心市街地においては、潤いと風格のある都市環境及び市街地景観を形成するため、花・緑・水による演出を図ります。



※ 街区公園 ▶市街地などの中にあり、主にその街区に住む人々が利用する小規模な公園のこと。

工 魅力的な景観の形成

富士山を擁する本市は、富士山という日本有数の景観資源を持ち、市街地や集落などの様々な場所から、四季折々に変化する美しい全姿を望むことができます。

また、富士山麓に広がる美しい田園風景や広大な高原景観、芝川地域特有の谷間景観は、本市固有の景観であるとともに、貴重な共有財産です。

このため、景観法や富士宮市富士山景観条例などに基づき、富士山への眺望景観を保全し、美しい景観を後世に継承します。特に、富士山本宮浅間大社近隣における景観計画の重点地区に位置付けられている地域などでは、門前町にふさわしい趣と落ち着きのある街並みや、富士山の眺望保全など魅力ある景観形成を図ります。

このように、地域の資源等を適切に保全・活用し、市民のまちづくり活動を発展させながら、魅力的な富士山景観の形成を図るとともに、土地利用転換などの際には、富士山の眺望や周辺景観との調和に配慮し、地域の良好な景観形成を誘導します。



6 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持

(1) 基本方針

本市は、昭和17年に大宮町と富丘村の合併により誕生し、その後、昭和30年に富士根村、昭和33年に白糸村、上井出村、北山村、上野村と合併をしています。一方、芝川町では、昭和31年に芝富村と内房村の合併、昭和32年に柚野村の合併を経ています。

昭和から平成に移り、平成22年に芝川町と合併することで、現在の富士宮市となりました。このように、町村の合併を繰り返しながら、市域を拡大し、発展してきました。

これら旧町村役場等を中心とした集落地域には、地域の伝統文化が今日まで引き継がれています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受け、各集落地域では地域の担い手や継承者が減少し、コミュニティの維持が懸念されているため、地域における人材の育成や郷土愛の醸成のほか、旧町村役場等を中心とした集落地域の拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や計画的な住宅地の確保を図ります。

さらに、集落にある樹林地や先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ります。

(2) 施策の内容

ア 集落環境の整備と拠点機能の強化

市街地周辺部における中心集落の拠点機能を高め、集落環境の整備を図るため、政策推進エリアの一つとして「集落拠点地域」を位置付け、集落ごとにその地域特性に応じた計画的なまちづくりを推進し、その実現を目指します。

イ 伝統文化を引き継ぐ担い手の定住推進

少子高齢化や人口減少が急速に進む社会情勢の中、地域人口の絶対数が少ない各集落地域では、コミュニティの維持存続が脅かされているため、若年層世代の地域離れを抑制するとともに、次世代の担い手のリターンなどが望まれています。

このため、国土利用計画及び個別法の適切な運用を図るとともに、集落環境の整備や空家などの既存ストックの有効活用も含めた計画的な住宅政策を進めます。

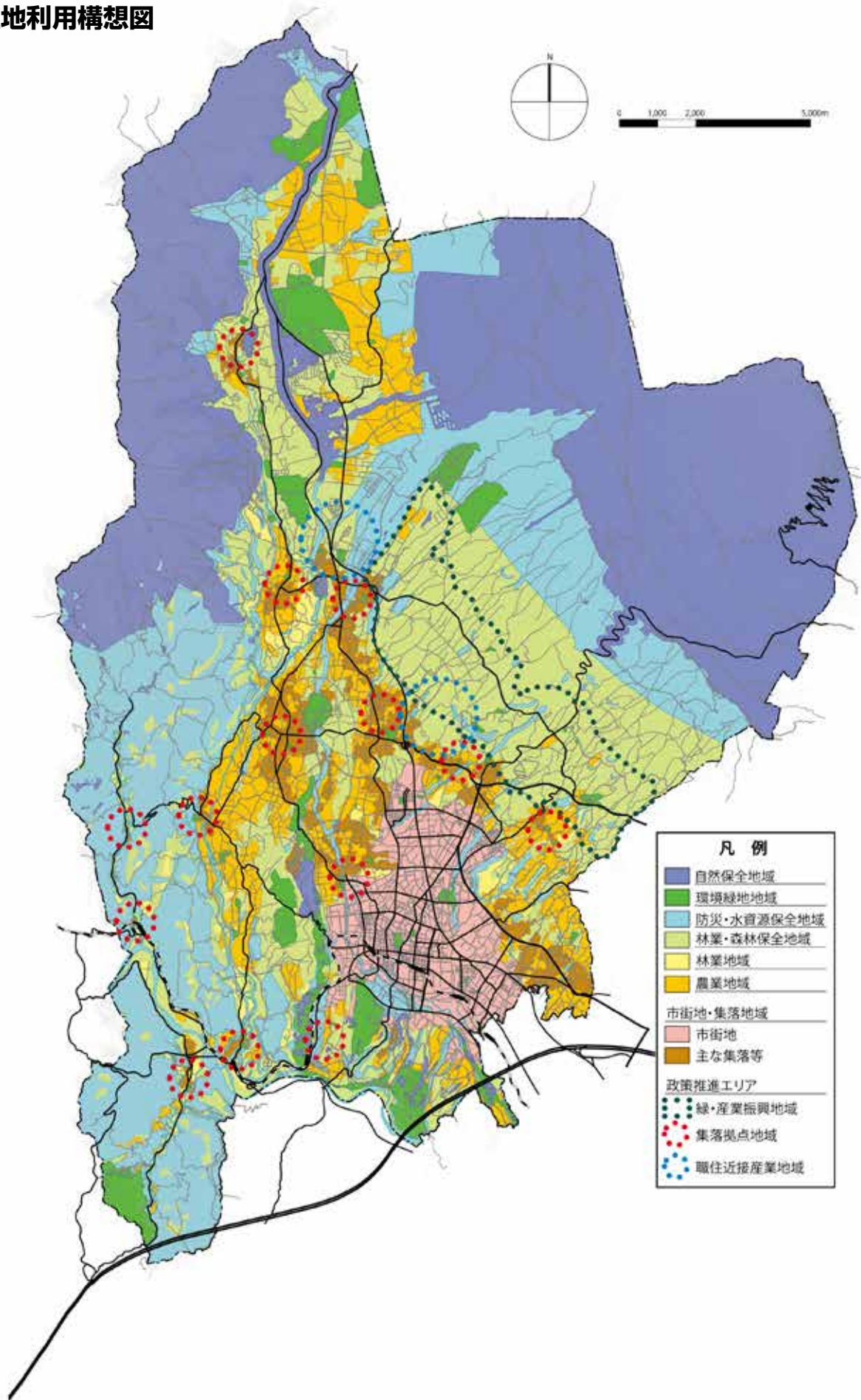
表1 地域区分別の土地利用方針

地域区分	土地利用方針
1 自然保全地域	良好な自然環境や優れた自然の風景地を保護するための保全・整備を図ります。
2 環境緑地地域	都市空間の秩序、緩衝、遮断などの諸機能を持つ緑地環境として保全・整備を図ります。
3 防災・水資源保全地域	(防災保全地域) 土地の形質の変更を規制します。
	(水資源保全地域) 水の流出を抑制し、水の量的・質的な保全、汚染防止、浄化及び水害防止を図ります。
4 林業・森林保全地域	防災、水資源保全などの公益的機能に留意しつつ、地域の実態に即して、林業地域、採草地などの利用を図ります。
5 林業地域	林木生産や特用林産物の生産によって達成される森林の経済機能を維持保全し、再生産を図ります。
6 農業地域	農業の生産に供する田・畑・樹園地・採草放牧地として整備保全し、農業農村基盤整備を図ります。
7 市街地・集落地域	交通その他の都市基盤の整備状況、整備計画、土地所有の動向、地元意向などから見た宅地利用の適地において、市街地、工業地、集落などの整備・開発を図ります。

(政策推進エリア)

地域区分	土地利用方針
緑・産業振興地域	豊かな自然環境を保全するとともに、国道469号(富士南麓道路)などの広域幹線道路や本市の立地特性を生かし、富士山の景観や自然との調和に配慮した産業振興を図ります。
集落拠点地域	周辺の自然環境や営農環境と調和し、集落の拠点機能の維持強化を図りつつ、緑豊かで富士山と調和した集落環境の形成を図ります。
職住近接産業地域	豊かな自然環境や優良農地を保全しつつ、国道139号や国道469号(富士南麓道路)などの広域的な幹線道路の利便性を生かし、周辺の自然環境や集落環境、景観と調和した産業の立地を推進します。

■ 土地利用構想図



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

資料編

第3章 基本目標別計画

基本目標の見方

前期基本計画では、基本目標の各分野において、「基本目標」「政策」「施策」「みんなで目指す目標値」「主要な事業」を示します。

基本目標

分野ごとに目指す将来像を記載しています。

基本目標 1

富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

環境

政策

各分野での政策を分かりやすく記載しています。

政策 1

地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち (地球環境)

基本方針

地球の環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

施策の内容

施策 1 地球環境保全意識の高揚

(1) 地球環境保全意識の高揚

- 小・中学生、市民、事業者に対して、環境学習などの啓発活動を実施し、地球環境保全意識の高揚を図ります。

施策 2 地球環境保全活動の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

- 小・中学生、市民、事業者に対して、環境教育事業を通じて地球温暖化対策を推進します。
- 市全体から排出される温室効果ガス排出量を算定し、把握します。

(2) 環境管理活動の充実

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステム*に基づき、環境管理活動の充実を図ります。
- 環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業所に対する普及啓発活動を行います。

施策 3 エネルギーの有効利用の推進

(1) 省エネルギーの推進

- エネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネルギー機器の導入を促進します。
- 省エネルギー行動を促進します。

(2) 効率的なエネルギー利用の推進

- スマートコミュニティ*などの導入を推進します。

施策の内容

分野ごとに、前期基本計画期間に実施する取組と、その具体的な内容を記載しています。

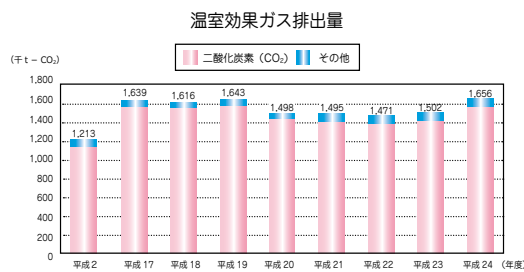
みんなで目指す目標値

達成状況を測るため、平成 32 年度の目標値を記載しています。

基本目標 1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり **環境**

(3) 再生可能エネルギー等の導入推進

- 再生可能エネルギー等の導入を支援します。
- 公共施設での再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- 新たなエネルギーや再生可能エネルギー（バイオマス利用・小水力発電）等について調査・研究し、導入を推進します。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,234 人 →	3,400 人	3,600 人
市域の温室効果ガスを減らします。	0% (平成 17 年度*1) →	- 20.0%	- 36.0%
環境マネジメントシステムを導入し、地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76 事業所 →	91 事業所	106 事業所
再生可能エネルギーの導入*2を増やします。	158,998 千 kWh →	212,010 千 kWh	232,410 千 kWh

* 1 平成 17 年度を基準年度とする。(静岡県の温室効果ガス排出削減目標に準じる。)
* 2 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーによる 1 年間の発電量とする。

主要な事業

事業名	事業内容
環境基本計画推進事業	環境白書の作成など
地球温暖化対策事業	環境管理活動やアース・キッズ事業など環境教育の実施
再生可能エネルギー導入推進事業	創エネ・蓄エネ機器等設置費の助成、小水力発電導入等の支援など



- ※ 環境マネジメントシステム ▶事業活動を行う組織が、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する仕組みのこと。
- ※ スマートコミュニティ ▶ICTを活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、社会全体のスマート化を目指すこと。

主要な事業

政策における主要な事業と事業内容を記載しています。

用語説明

分かりやすく用語の説明を記載しています。

富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり

環境

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

政策

1

地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち (地球環境)

基本方針

地球の環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

施策の内容

施策 1 地球環境保全意識の高揚

(1) 地球環境保全意識の高揚

- 小・中学生、市民、事業者に対して、環境学習などの啓発活動を実施し、地球環境保全意識の高揚を図ります。

施策 2 地球環境保全活動の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

- 小・中学生、市民、事業者に対して、環境教育事業を通じて地球温暖化対策を推進します。
- 市全体から排出される温室効果ガス排出量を算定し、把握します。

(2) 環境管理活動の充実

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や環境マネジメントシステム※に基づき、環境管理活動の充実を図ります。
- 環境マネジメントシステムの導入を促進するため、事業所に対する普及啓発活動を行います。

施策 3 エネルギーの有効利用の推進

(1) 省エネルギーの推進

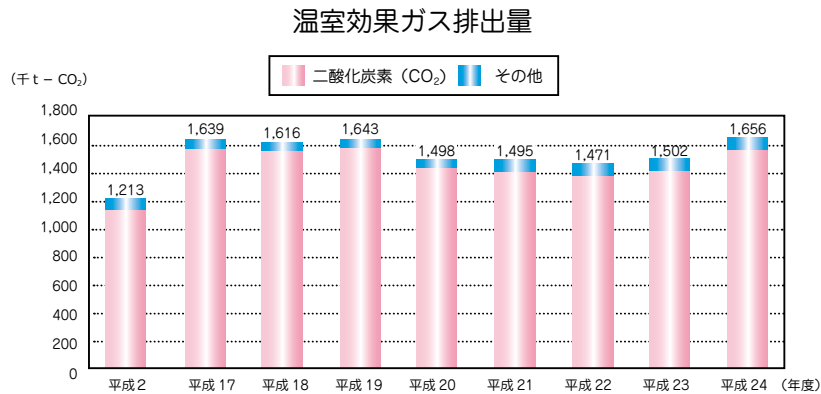
- エネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネルギー機器の導入を促進します。
- 省エネルギー行動を促進します。

(2) 効率的なエネルギー利用の推進

- スマートコミュニティ※などの導入を推進します。

(3) 再生可能エネルギー等の導入推進

- 再生可能エネルギー等の導入を支援します。
- 公共施設での再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- 新たなエネルギーや再生可能エネルギー（バイオマス利用・小水力発電）等について調査・研究し、導入を推進します。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,234 人 →	3,400 人	3,600 人
市域の温室効果ガスを減らします。	0% (平成 17 年度* ¹) →	- 20.0%	- 36.0%
環境マネジメントシステムを導入し、地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76 事業所 →	91 事業所	106 事業所
再生可能エネルギーの導入* ² を増やします。	158,998 千 kWh →	212,010 千 kWh	232,410 千 kWh

* 1 平成 17 年度を基準年度とする。(静岡県の温暖効果ガス排出削減目標に準じる。)
 * 2 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーによる 1 年間の発電量とする。

主要な事業

事業名	事業内容
環境基本計画推進事業	環境白書の作成など
地球温暖化対策事業	環境管理活動やアース・キッズ事業など環境教育の実施
再生可能エネルギー導入推進事業	創エネ・蓄エネ機器等設置費の助成、小水力発電導入等の支援など



- ※ **環境マネジメントシステム** ▶ 事業活動を行う組織が、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する仕組みのこと。
- ※ **スマートコミュニティ** ▶ ICTを活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、社会全体のスマート化を目指すこと。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど廃棄物の再資源化を推進します。

施策の内容

施策1 循環型社会形成意識の高揚

(1) 循環型社会形成意識の高揚

- 小・中学生、市民、事業者に対して、出前講座などを通じて意識の高揚を図ります。
- 事業者に対して資源化の取組について周知・啓発を図ります。

施策2 資源循環の推進

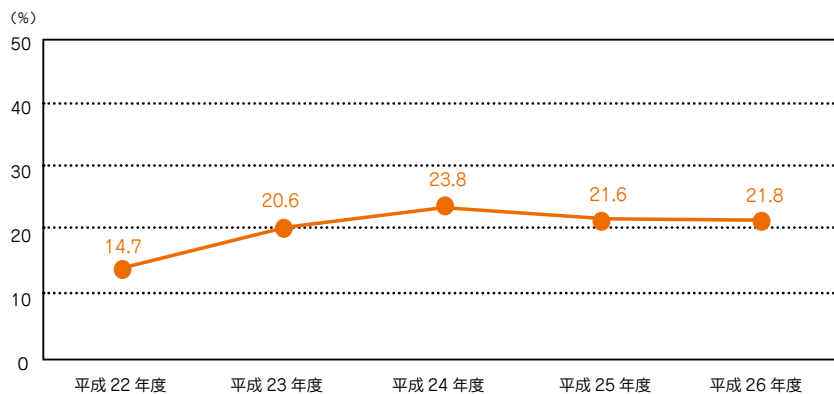
(1) リサイクル活動の推進

- 自治会等による自主的な活動への支援や、拠点回収事業によりリサイクル活動を推進します。

(2) 再資源化の推進

- ごみの収集方法や収集運搬経費、資源化の手法等を把握し、分別区分の追加について検討します。

ごみのリサイクル率*



* リサイクル率 (%) = 資源化量合計 (t) ÷ ごみ総排出量 (t) × 100

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
ごみのリサイクルを進めます。	21.8% ➡	32.9%	-
古紙等の回収量を増やします。	4,210t ➡	4,967t	-

主要な事業

事業名	事業内容
資源ごみリサイクル事業	ごみの分別収集と再商品化
ごみ減量化等推進事業	古紙等拠点回収など



序論

基本構想

前期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

中期基本計画

資料編

基本方針

生活環境を安全で快適に保つため、ごみ処理対策の充実及び不法投棄の防止を図るとともに、処理施設の適正な管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

施策の内容

施策1 ごみ処理対策の充実

(1) ごみ減量化の推進

- 物の再使用を推進するとともに、ごみの発生・排出の抑制を図ります。
- ごみの分別排出の徹底による古紙などの資源化を図り、ごみの減量化を推進します。

(2) 処理施設の維持・管理及び更新

- ごみ排出量を的確に見極め、清掃センターを適正に維持・管理します。
- 清掃センターから排出される焼却灰などの処理方法について、関係機関と連携しながら埋め立てする焼却灰の減量に努めます。
- 焼却施設及び最終処分場について関係機関と協議しながら、更新について検討します。

(3) ごみ集積場所の適正な管理

- 自治会や環境美化推進委員と連携し、ごみ集積場所への適正なごみ排出、清潔なごみ集積場所の管理について、周知・徹底します。
- ごみの排出ルールの周知・啓発を図ります。

(4) 不法投棄の防止

- 市民との協働により、定期的な不法投棄パトロールなど監視活動を進めるとともに、国、県、警察などと連携し、不法投棄の防止を図ります。

(5) 廃棄物の適正な処理

- 事業者・処理業者による適正な処理についての指導・監督を強化するとともに、処理体制の整備や減量化・資源化を促進します。

施策2 し尿処理体制の整備

(1) 合併処理浄化槽の設置の促進

- 合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続するとともに、浄化槽の適正な維持・管理について県などと連携し、周知・啓発を図ります。

(2) 処理施設の維持・管理

- 排出されるし尿及び浄化槽汚泥の量の動向等を見極め、衛生プラントを適正に維持・管理します。

施策3 公害防止対策の充実**(1) 公害防止意識の高揚**

- 広報、学校教育、社会教育、地域活動などを通じて、環境保全に関する知識の普及と意識の高揚を図ります。

(2) 指導体制の充実

- 新たに立地する事業場や設備を増設する事業場については、市の指導指針を遵守するよう指導するとともに、環境負荷の大きな事業場については、環境保全協定の締結などの指導を行い、公害の未然防止に努めます。
- 既に立地している事業場については、調査や監視などを実施し、公害の発生防止に努めます。

(3) 監視体制の充実

- 大気汚染・水質汚濁・化学物質(ダイオキシン類など)の環境の状況を把握するとともに、騒音・振動・悪臭について定期的な調査を行い、生活環境の保全に努めます。

施策4 環境美化の推進**(1) 環境美化意識の高揚**

- 小・中学生、市民、事業者への環境教育、出前講座、広報などを通じて、環境美化意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化活動の推進

- 環境美化都市宣言の理念に基づき、地域の清掃運動を通じて、更なる環境美化活動への市民参加の促進を図ります。

施策5 環境衛生の充実**(1) 火葬場の維持・管理**

- 火葬場の適切な維持・管理に努めます。

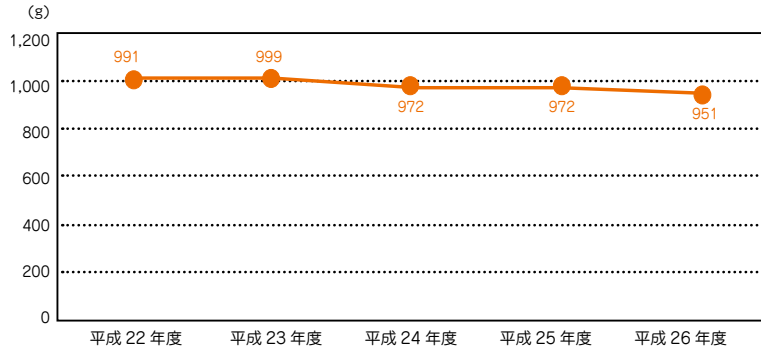
(2) 墓園の維持・管理

- 市営墓地の適切な維持・管理に努めます。

(3) 公衆衛生の向上

- 蚊などの害虫衛生予防のため、空地等の管理指導に努めます。
- 犬や猫の適正な飼い方の指導に努めます。

1人1日当たりごみの排出量



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
1人1日当たりのごみの排出量を減らします。	951g →	820g	—
主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を増やします。	85.0% →	95.0%	97.2%
清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.2% →	26.5%	27.7%

主要な事業

事業名	事業内容
富士宮聖苑耐震補強事業	富士宮聖苑の耐震補強工事
富士宮聖苑火葬施設長寿命化事業	富士宮聖苑火葬炉耐火物全体積替など



政策

4

大切な自然環境を守り育てるまち （自然環境）

基本方針

受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。特に、世界遺産となった富士山について、その恵みを後世に引き継ぐよう努めます。

施策の内容

施策1 自然環境保全活動の推進

（1）自然環境保全意識の高揚

○自然観察会や出前講座などの自然を学ぶ機会を通じて、意識の高揚を図ります。

（2）自然環境保全対策の推進

○自然保護団体などと連携し、その場所に適した生態系の保全に努めます。

（3）自然環境調査の実施

○富士宮市域自然調査研究会による調査報告を「富士宮市の自然」として発行します。

（4）監視・指導の強化

○希少野生動植物の保護や保存樹・保存樹林・保存湧水池の保全を図るため、自然監視員による巡視活動を継続します。

施策2 富士山環境保全の推進

（1）自然林の保全・復元

○富士山自生種の種から育てた苗を使い、植樹祭を開催することにより市民とともに自然林の復元を図ります。

○植樹地において育樹祭を開催し、市民とともに樹木を守り育てます。

（2）富士山環境保全対策の推進

○静岡県や富士山周辺市町と共同で、車両乗り入れ防止パトロールやごみ拾いイベントを開催します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
自生種の植樹を進めます。	25.1ha →	30.1ha	35.1ha

主要な事業

事業名	事業内容
広葉樹育苗・植樹事業	うるおいの森植樹祭の実施など



政策

5

限りある水資源を守り有効に活用するまち (水利用)

基本方針

「水は限りある資源である」という考えのもと、水資源の調査、湧水池の巡回監視等続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。

施策の内容

施策1 水資源の保全

(1) 地下水・湧水の調査

- 市域の地下水・湧水調査を定期的実施します。また、岳南地域地下水利用対策協議会による調査を継続し、地下水・湧水量を把握します。
- 水源保全監視員による巡視活動を継続し、地下水・湧水を監視します。

(2) 水資源かん養の推進

- 水源地域の森林の保全や整備を進め、かん養力の高い森林の拡充・強化を図ります。

(3) 水質の保全

- 水源保全監視員による巡視活動を強化し、地下水や湧水などの水質の保全に努めます。

施策2 水の合理的な利用

(1) 有効利用の推進

- 産業の振興を図るため、豊かな水資源を活用します。

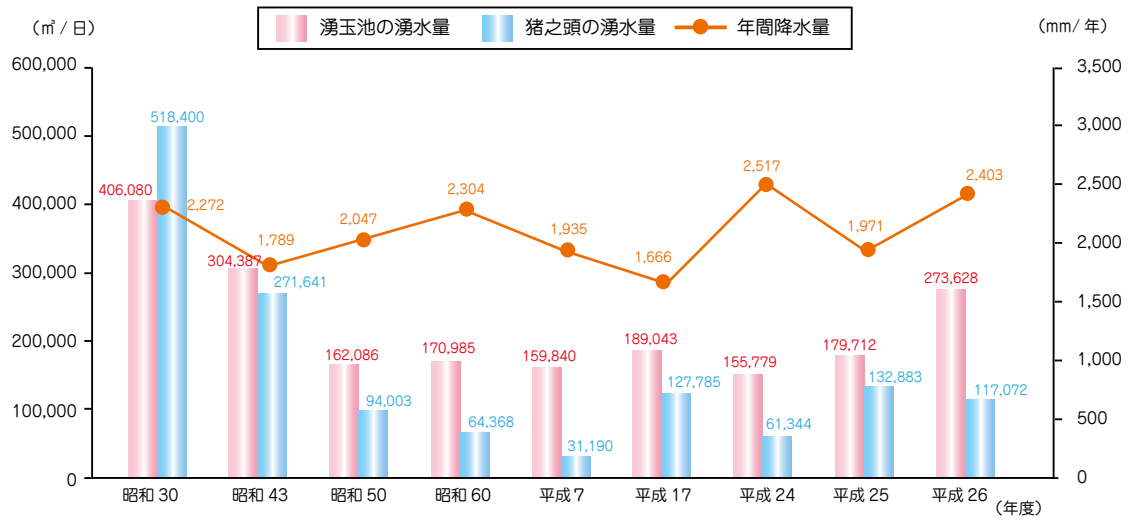
(2) 適正な利用の指導

- 富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例等に基づき、地下水の適正な採取量を指導します。

(3) 再利用の推進

- 事業所等での再利用を促進し、節水意識の高揚を図ります。

湧水量及び年間降水量



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	25.1ha →	30.1ha	35.1ha
間伐実施面積を増やします。	2,616ha →	4,476ha	6,026ha

主要な事業

事業名	事業内容
地下水保全対策事業	地下水位・湧水量調査など
水資源かん養事業	伐採地への広葉樹の植樹



政策

6

安全な水で清潔・快適なまち

(上下水道)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進等を徹底し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

施策の内容

施策1 生活用水の安定した供給

(1) 上水道の整備・充実

○水道施設や水道管の耐震化を推進し、安定した供給に努めます。

(2) 民営簡易水道等の整備補助・指導

○民営の簡易水道などの施設更新に対して、補助・指導を行います。

(3) 専用水道等の指導・技術支援

○民間の専用水道などに対して、運営状況や衛生面についての指導・技術支援を行います。

施策2 公共下水道事業（污水）の推進

(1) 整備計画の推進

○公共下水道事業に対する意識の高揚に努めながら、公共下水道事業基本計画に基づき、整備区域の拡大を図ります。

(2) 浄化センターの整備・充実

○流入汚水量の増大に対応するため、施設の増設や設備の更新を行い、浄化センターの機能強化及び高度化を図ります。

(3) 下水汚泥の再資源化の推進

○下水処理により発生する汚泥について、将来の発生量を見極めながら、焼成セメントリサイクル*及び肥料化による再資源化の推進を図ります。

(4) 水洗化の推進

○広報や戸別訪問などを通じて、水洗化を推進します。

(5) 下水道管渠の長寿命化の推進

○維持・管理方針を作成し、老朽化した下水道管渠の長寿命化を図ります。

(6) 公営企業会計の適用に向けた取組

○下水道事業の経営基盤強化と安定的な事業継続を図るために、地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用に取り組めます。

施策3 生活排水対策の推進

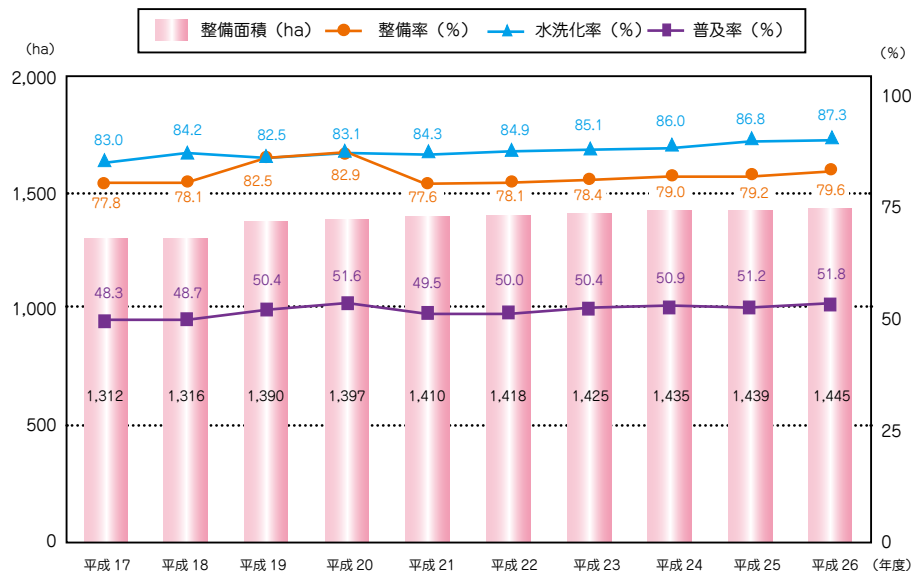
(1) 生活排水処理基本計画の推進

○総合的や計画的な排水処理を図るため、この計画の進捗状況を見極め、推進します。

(2) 合併処理浄化槽の設置の促進

(「生活環境」(62 ページ) の項 参照)

下水道の整備状況



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
災害に強い水道施設の整備を進めます。 (配水池等の耐震化率)	53.8% →	72.0%	80.0%
下水道の整備を進めます。	1,445ha →	1,500ha	1,555ha
下水道を使用する人を増やします。 (水洗化率)	87.3% →	88.0%	88.5%
下水道区域内の河川の水質を良くします。 (BOD ※濃度)			
1 神田川 (南神田川橋)	0.5m g /L →	0.5m g /L	0.5m g /L
2 弓沢川 (源道寺小橋)	1.3m g /L	1.2m g /L	1.2m g /L
3 潤井川 (くすの木橋)	1.2m g /L	0.7m g /L	0.7m g /L
下水道区域外の河川の水質を良くします。 (BOD 濃度)			
1 芝川 (横手沢橋)	1.1m g /L →	1.0m g /L	1.0m g /L
2 潤井川上流 (狩宿橋)	1.2m g /L	1.0m g /L	1.0m g /L
3 芝川 (めんどり橋)	0.5m g /L	0.5m g /L	0.5m g /L

主要な事業

事業名	事業内容
上水道老朽管布設替事業	上水道老朽管の更新整備
水道施設耐震化整備事業	浄水場、配水池、水源などの耐震化
公共下水道管渠長寿命化事業	老朽化した下水道管渠の更新整備
浄化センター更新事業	設備の更新など



※ 焼成セメントリサイクル ▶ 浄化センターから排出される汚泥を、セメントを作るための高温回転炉に投入し、燃焼させ、残った灰がそのままセメント製品となるリサイクル手法のこと。

※ BOD ▶ 「Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)」の略。最も一般的な水質指標の一つであり、水中の有機物が微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量を表したもの。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり

産業

富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます。

政策

1

富士山と豊かな水に育まれた食のまち

(食)

基本方針

富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある多様な食材の地産地消・地産外消を進め、農林水産業をはじめとする、観光、商業、工業等の産業振興とともに、心身の健康づくりや食育を推進します。

施策の内容

施策1 食の豊富な資源を生かした産業振興

(1) 水を中心とした循環システムの構築

○水を中心とした食・農林水産業・環境・健康の循環を基本に、地域資源を連携させた産業の振興を図ります。

(2) 食関連産業の振興

○豊富な食資源を活用することにより、国内外の販路拡大を推進し、産業振興を図ります。

(3) 新しい農業の振興

○新規就農者の確保や若者にとって魅力ある農業を確立するため、地域の伝統継承と新しい農業や第6次産業化などを積極的に進めます。

(4) 食・健康・医療関連企業の誘致

○富士山からの良質な伏流水や豊かな自然を生かし、食・健康・医療関連企業の誘致を進めます。

(5) 食と観光の連携

○世界遺産富士山とその構成資産などの魅力ある観光と豊富な食の連携により、国内外からの誘客を推進します。

施策2 食のネットワーク化による経済の活性化**(1) 生産・加工・流通・消費システムの確立**

- 食に関連する生産者、食関連産業、宿泊施設、飲食店などとのネットワークを拡大し、生産・加工・流通・消費システムの確立を目指します。

(2) 農林水産業と商工業との連携

- 農林水産業と商工業との連携を図ることにより、地産地消や特産品の開発を推進し経済を活性化させます。

(3) 研究企業の誘致

- 民・産・学・官のネットワーク化とともに、食・健康・医療関連研究企業の誘致を進めます。

(4) 大学や研究機関等との連携

- 大学や研究機関などと連携し、食と農についての学術的な研究・提案を行い、科学的な根拠を加えた地域ブランドの確立に努めます。

施策3 食と環境の調和による安全・安心な食生活**(1) 食の安全性の向上**

- 減農薬、減化学肥料等の環境に配慮した栽培や生産を推進し、食の安全性の確立を図ります。

(2) 循環型システムの確立と環境学習の推進

- 地域環境の保全に取り組むため、食品残さの堆肥化など、循環型システムの確立を図ります。
- 食を通じた環境学習を推進します。

施策4 「地食健身※」「食育」による健康づくり**(1) 地食健身の推進**

- 地元のものを食べることにより健やかな心身を作るため、安全で安心な地場製品の安定的な供給と消費を図ります。

(2) 生涯食育の推進

- ライフステージごとの生涯食育を推進します。
- 家族や仲間と食卓を囲む共食の良さを広めるため、「食卓の日」を推進し、心身の健康増進を図ります。
- 生活習慣病※の予防など健康づくりを進めるため、正しい食生活の啓発に努めます。
- 郷土料理や家庭料理の普及・定着を図ることにより、伝統的な食文化を次世代へ引き継ぎ、食を大切にする心を育みます。

施策5 食の情報発信による富士宮ブランドの確立

(1) 水による付加価値の向上

○良質な水とその水を育む環境を積極的に情報発信し、付加価値の高い農林水産物の創出を図ります。

(2) ブランド化と観光交流人口の増加

○日本酒や農畜産物、ニジマス、野生鳥獣肉（ジビエ）などの地場産品に、ストーリー性や付加価値を付けて全国に情報発信することでブランド力を上げ、観光交流人口の増加につなげていきます。

○観光客に向けて富士宮の地域食材の情報を発信し、地域全体のブランド化を図ります。

○食の情報発信やブランド化など、ソフト面に特化した人材育成に取り組みます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
食育に関心のある人の割合を増やします。	62.2% →	70.0%	80.0%

主要な事業

事業名	事業内容
食のまちづくり推進事業	フードバレースマートフォンサイトによる情報発信
第6次産業化推進事業	産業の組合わせによる第6次産業化の推進
酒蔵連携事業	酒蔵の連携による日本酒の情報発信



- ※ **地食健身** ▶ その土地で採れたものを食べ、心身ともに健やかになること。
 ※ **生活習慣病** ▶ 食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に深く関与する病気の総称をいう。

政策

2

美しい富士山と農林水産業が共存するまち

(農林水産業)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

担い手の育成や基盤整備の促進に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、鳥獣被害防止対策や新規就農者の支援のほか、農業生産法人等企業の農業参入について検討します。また、安全で安心な付加価値の高い農林水産物の生産を推進してブランド化を図るなど、農林水産業の振興に努めます。

施策の内容

施策1 農業の振興

(1) 経営基盤の強化

- 認定農業者を中心とした担い手や農業生産組織の育成・強化と農地の流動化による農地の集積・集約化と遊休農地の解消を図るなど農業経営基盤の強化を進めます。
- 新規就農者への農地の斡旋などを進め、担い手の確保に努めます。
- 茶園からその他の作物への作物転換を支援します。

(2) 生産基盤の整備の促進と保全

- 農業生産性の向上や集落の総合的な居住環境の整備を図るため、土地改良事業及び農道や用排水路の改良整備など優良農地の整備・保全に努めます。
- 農業の近代化を図るため、農業施設の整備を支援します。

(3) 消費者との交流の促進

- 農産物直売所や体験型農場の開設や農業祭などのイベントにより、消費者との交流を促進します。
- 身近に農業とふれあえるよう、市民農園の整備・開設を促進します。

(4) 販売の強化・消費の拡大

- 地域特産品を観光や商業などと連携しながら広く紹介するなど販売の強化に努めます。
- 消費者の安全・安心志向に的確に応えることができるよう、本市の農産物を材料とした優良な加工品を研究開発することにより、地域特産品のブランド化を進め、消費の拡大に努めます。

施策2 畜産の振興

(1) 生産基盤の整備と経営の安定化

- 廃業や後継者の不在により不要となる畜舎や家畜等の経営資源を新規就農者等が継承する制度の活用を推進します。

- 生産基盤の維持拡大のため、畜産農家をはじめとする畜産関係者が連携・結集し、地域ぐるみで収益を向上させる取組を進めます。
- 飼料自給率の向上を図るため、荒廃した牧草地を担い手に集積し、草地の有効利用を促進します。

(2) 地域環境の保全

- 家畜の生産性の向上と悪臭の軽減を図るために、家畜排せつ物の適正な管理の徹底や畜舎環境の改善等を推進し、家畜の伝染病予防及びまん延防止に取り組みます。
- 良質堆肥生産技術の向上と堆肥の広域流通システムの構築を図り、耕畜連携による資源循環型農業の定着を推進します。

(3) 消費者との交流の促進

- 畜産まつりや観光・商業などと連携したイベントをはじめ、家畜とのふれあいを通じた酪農体験や畜産物の販売により、消費者との交流を促進します。

(4) 消費の拡大

- 消費者ニーズに応えた高品質・高付加価値によるブランド化への支援や安全で安心な畜産物の提供により、販路及び消費の拡大に努めます。

施策3 林業の振興

(1) 経営の改善

- 森林経営計画等を用いた集約化による効率的な森林整備を進め、富士ヒノキ[※]のブランド化の推進や首都圏への新たな販路拡大により、経営の改善を図ります。

(2) 森林整備の推進

- 富士山へのメインルートとなる道路沿いの森林整備を積極的に推進し、景観向上に努めます。また、他の森林も国・県の補助事業を活用し、整備に努めます。

(3) 森林の多目的利用

- 天子の森、富士山ふれあいの森林（もり）などでのキャンプや森林浴などの保健休養活動を推進することにより、森林が持つ多面的機能などに対する市民の理解を促進します。

施策4 養鱒業の振興

(1) 消費の拡大

- 市の魚「にじます」を、観光や商業などと連携しながら広く紹介するとともに、消費の拡大に取り組みます。

(2) 経営基盤の整備

- 経営の合理化や生産性の向上を図るため、養殖施設の改善・整備を促進します。

施策5 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 捕獲体制の構築

- 鳥獣被害対策実施隊や猟友会の有害鳥獣捕獲活動を推進するとともに隣接市町・県・国と連携し、地域に生息する有害鳥獣の捕獲を推進します。
- 地域住民に有害鳥獣の知識を学んでもらい、対象となる鳥獣を実施隊や猟友会とともに地域ぐるみで捕獲できるよう推進します。

(2) 被害防止対策の強化

- 被害状況や効果的な被害防止方法の情報交換など、県市町域を超えた周辺地域との連携を促進します。
- 有害鳥獣被害防止設備の設置をする費用の助成を継続的に行うとともに、その周知を図ります。
- 地域における技術指導者の育成や、研修会等による地域住民に対する啓発を図ります。

(3) 捕獲鳥獣の適正な管理

- 捕獲動物を資源として生かすため、県内外の処理状況等について情報収集し、活用に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
認定農業者を増やします。	181人 →	206人	231人
畜産堆肥の利用量を増やします。	756t →	1,125t	1,500t
森林の間伐実施面積を増やします。	2,616ha →	4,476ha	6,026ha
ニジマスの出荷額を維持します。	3.5億円 →	3.5億円	3.5億円
野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	1,258万円 →	945万円	630万円
茶園を普通畑に転換します。	0a →	1,500a	2,500a

主要な事業

事業名	事業内容
茶園転換支援事業	畑に転換する茶農家への助成
富士ヒノキの家宮クーポン事業	富士ヒノキを使用した新築住宅への助成
富士山麓緊急間伐事業	富士山麓幹線道路沿いの景観向上のための森林の間伐
県営林道事業	林道天子ヶ岳線新設工事
鳥獣害防止対策事業	富士宮市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動など



※ 富士ヒノキ ▶富士山麓で植栽されているヒノキのこと。

政策

3

人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち (工業)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

特色ある産業基盤の構築を図るため、地域ブランドを発信する食品、医療、環境等の産業の誘致や留置を積極的に行うとともに、中小企業の支援のため、創造的人材の育成強化、知的財産の保護及び活用の推進に努めます。

施策の内容

施策1 産業基盤の構築

(1) 優良・成長産業の集積

○企業の実態把握と関係機関との連携を密にする中で、優良・成長産業の企業誘致や地域産業の活性化を進め、産業集積を図ります。

(2) 産・学・金・官のネットワーク強化

○独創的な新産業を創出するため、産・学・金・官の連携により、新技術・新製品の開発を積極的に推進します。

施策2 地域産業の振興

(1) 経営基盤の強化

○地域や企業における人材の育成を進めるとともに、新技術・新製品や、地域資源の発掘及び地域ブランドの開発に対する支援により、経営基盤の強化を図ります。

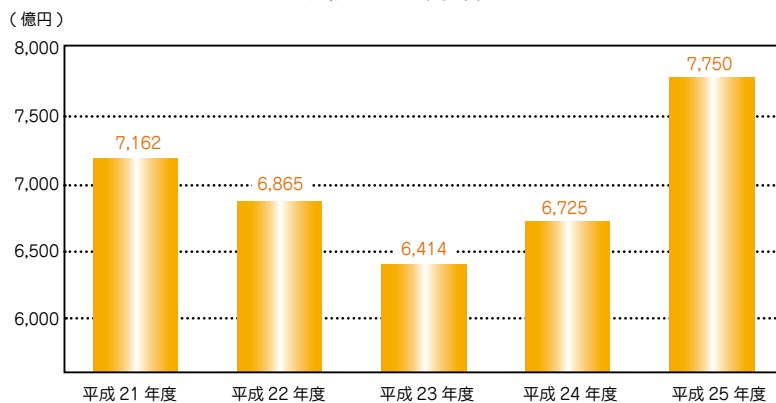
○中小企業、経済団体、金融機関等との連携を強化し、協働して地域産業の振興を進めます。

(2) 知的財産の保護及び活用

○中小企業が有する革新的な技術を知的財産として保護し、活用を促進するため、知的財産権の取得に要する費用の助成を行います。また、弁理士相談やセミナーなどの実施により、中小企業者の経営戦略を支援します。

○産・学・金・官の連携を柱に、大企業の開放特許と中小企業の技術力をマッチングし、自社製品の開発に結びつけるなど、顔の見えるネットワークで「大企業と中小企業」「中小企業と中小企業」をつなぐ異業種交流を進めます。

製造品出荷額



資料：工業統計調査

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
製造品出荷額を増やします。	7,750 億円 (平成 25 年度) →	9,000 億円	9,500 億円
知的財産権の取得・活用を目指す事業者を増やします。(相談受付件数)	20 件 →	24 件	24 件

主要な事業

事業名	事業内容
企業立地推進事業	優良・成長産業の誘致、市内企業の留置など
中小企業振興事業	中小企業振興懇話会、実態調査など
知的財産支援事業	知的財産権の取得に係る費用の助成、弁理士相談など



政策
4**元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）**

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

商業の振興を図るため、小売業、サービス業等の経営基盤の強化を支援します。また、中心商店街において、商品力・販売力・個店魅力を向上させ、富士山世界遺産センター（仮称）の建設によって増加が予想される来訪者にも感動を与える、にぎわいのまちづくりを進めます。

施策の内容**施策1 経営基盤の強化****（1）魅力ある商品の開発・ブランド化・販路拡大**

○中小企業者が生産する製品等が多くの消費者に認識されるように、オリジナル商品の開発、地域産品のブランド化、イベント・物産展参加への支援により、魅力ある新製品の創出と販路拡大を図ります。

（2）関係組織の連携強化

○創業支援を目的として、商工業団体や金融機関等の連携強化を図ります。

（3）制度融資の充実

○小口資金・短期経営改善資金等の融資利子補給制度を実施するとともに、融資の相談窓口となる金融機関と連携した支援を行うことで中小企業者の資金調達を円滑にし、経営の安定化を図ります。

施策2 中心商店街の振興**（1）中心商店街活性化の推進**

○商工会議所ほか関係団体との連携により、商店街に新たなスポットを創造し、その息吹を商店街に波及させるため、国内外から訪れる観光客にも対応した土産物販売店等の出店・創業を支援します。

○イベントに対する助成や、買い物に不自由する人にも対応した郊外からの新たな来街者を確保する事業を実施することにより、商店街全体の活性化を図ります。

（2）中心市街地の整備

〔市街地整備〕（118 ページ）の項 参照

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市内の商品販売額を維持します。 (市内年間商品販売額)	1,103 億円 →	1,103 億円	1,103 億円
中心商店街の営業店舗を維持します。 (営業店舗率)	71.4% →	71.4%	71.4%

主要な事業

事業名	事業内容
創業支援事業	創業支援事業計画に基づく起業に向けた支援など
小規模事業者経営改善資金 利子補給事業	短期経営改善資金、小口資金等小規模事業者の借入金の利子補給
商店街活性化事業	商店街イベントなどに対する助成
空き店舗等対策事業	商店街の空き店舗等出店者に対する創業支援
地域支援サービス 出張商店街プロジェクト事業	北部・芝川地域とまちなかの商店街の地域活性化及び買い物を通じた交流の創出



政策
5**訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち (観光)**

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報・宣伝活動を展開します。また、イベントや体験型観光を生かし、国内外から観光客の誘客を図ります。

施策の内容**施策1 観光基盤の整備****(1) 観光資源の発掘と観光ガイド機能の充実**

- 白糸の滝や朝霧高原など、地域にあるあらゆる資源と連携し、景観や体験を生かした観光企画を作ります。
- 観光客への案内サインを見直すとともに、ガイド機能の充実を図ります。

(2) 市内を回遊できる二次交通の充実

- 国道139号の移動を中心とした公共交通を充実します。
- 富士山静岡空港、新幹線新富士駅、富士宮駅から市内観光地へのアクセスを充実します。

(3) 宿泊施設の充実

- ホテル誘致や既存宿泊施設の改修などにより、国内外からの観光客が滞在できる環境を整備します。

(4) 観光拠点・施設の充実と整備

- 新稲子川温泉ユニー・トリオを中心とした稲子地区の地域振興と観光施設の充実・整備を図ります。
- 田貫湖キャンプ場の整備や観光案内表示などの充実を図ります。

施策2 観光客誘致の推進**(1) 国際化と情報発信機能の強化**

- SNSを活用して外国人への観光PRを展開します。
- 観光客の特徴を捉え、ターゲットに合った情報発信技術を高めます。
- 広域観光団体との連携を強化し、海外セールス活動を展開します。

(2) 特産品やイベントを生かした誘客活動

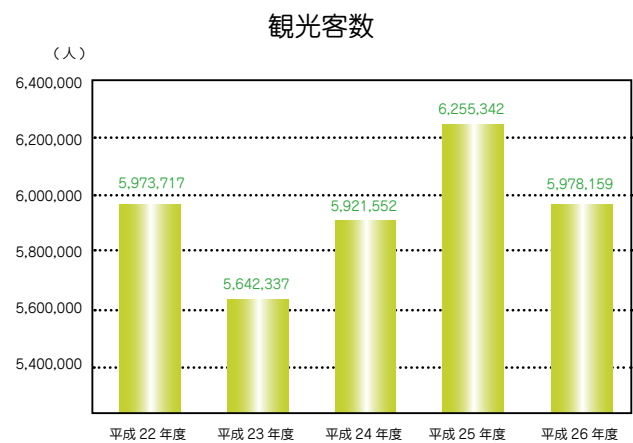
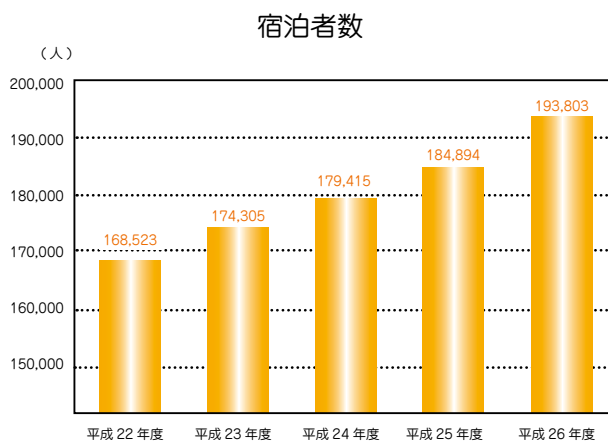
○魅力ある観光資源、特産品やイベントの魅力を伝え、更なる誘客を図ります。

(3) 富士山世界遺産センター（仮称）と富士山本宮浅間大社を生かしたまちなかエリアの誘客

○まちなかの回遊性を高め、観光客が長時間滞在するための取組を図ります。

(4) 観光客のリスクマネジメント

○国や県と連携し、富士山防災対策に取り組むとともに、台風、地震、土砂災害等への対応を図ります。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
宿泊者を増やします。	19 万人 →	21 万人	23 万人
観光客を増やします。	598 万人 →	631 万人	666 万人

主要な事業

事業名	事業内容
外国人誘客事業	モニターツアーや誘客活動、受入環境の整備、ターゲットにあった情報発信技術の向上
稲子地区（中山間地域） 魅力アップ創出事業	新稲子川温泉ユ－・トリオ大浴場の改修など
田貫湖キャンプ場北サイト整備 事業	田貫湖キャンプ場北サイトの整備
世界遺産のまちづくり整備基本 構想・案内サイン等整備事業	ガイド機能の充実、案内サインの充実
ホテル誘致事業・既存宿泊施設 改修事業	ホテルの誘致、既存宿泊施設の充実
スポーツ観光レクリエーション 事業	スポーツ合宿などの団体の招致



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

勤労者の福利厚生充実及び労働環境の改善のため、融資制度を通じて、勤労者の生活を支援します。また、すべての勤労者が安心して働けるように、就業の場の確保と安定した質の高い雇用の創出に努めます。

施策の内容

施策1 労働環境の改善

(1) 勤労者福祉の充実

- 中小企業向けの福利厚生団体等を支援するとともに勤労者への融資制度の充実を図ります。

(2) 労働者の待遇改善

- 事業所におけるワーク・ライフ・バランス※を推進するとともに、女性が活躍できる環境整備に努めます。
- 関係機関と連携し、労働ガイダンスを実施することにより、パートや外国人労働者などの待遇の改善を促進します。

施策2 働く場所の確保と安定した雇用の創出

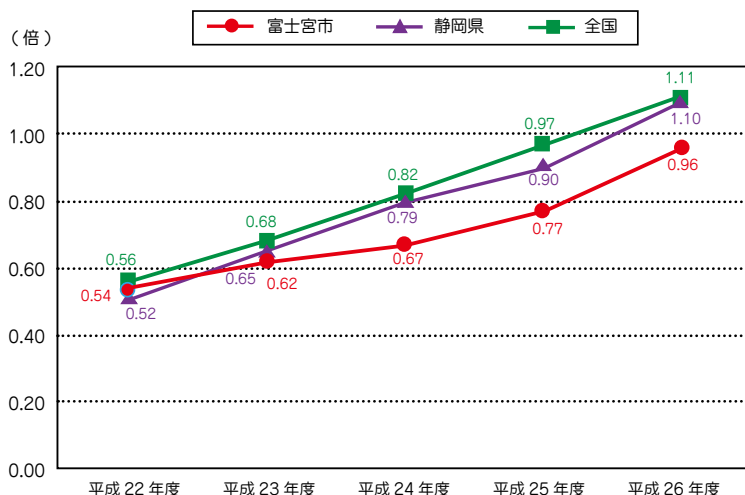
(1) 就業機会の拡大

- 優良企業の誘致及び既存企業の支援を行うなど、新卒者、離職者等の働く場の確保と就業機会の拡大に努めます。
- 熟練した技能労働者の豊富な経験や知識、技能などを生かすための場と機会の確保に努めます。

(2) 就業の場の確保

- 地域産業の活性化を図り、魅力ある就業の場を創出します。
- 首都圏などからのUIJターン希望者への就業を支援します。

有効求人倍率



資料：職業安定行政年報

序論

基本構想

前期基本計画

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市内で働く勤労者を増やします。	19,212 人 →	20,000 人	21,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
勤労者福祉事業	勤労者のための住宅融資、生活融資、教育融資など
UIJ ターン者就業支援事業	企業ガイダンス、UIJ ターン就業希望者への情報発信など



資料編



※ **ワーク・ライフ・バランス** ▶ 仕事と生活の調和。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。



政策

1

子どもと親の笑顔があふれるまち

(子育て)

基本方針

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

施策の内容

施策1 地域における子育て・子育ての支援

(1) 地域連携による支援

- 市民と連携し、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター※などの地域子育て支援事業の提供体制の充実を図ります。
- 富士宮市社会福祉協議会が進める子育て支援拠点（子育てサロン※）を支援し、その充実を図ります。

(2) 子どもの遊び場の充実

- 公園・児童遊園に設置する遊具等の適切な維持・管理に努めるとともに、子どもの集える環境整備に努めます。
- 公立保育園の園庭を開放し、未就園児とその親の安全な遊び場の確保を図ります。

施策2 良質な保育・教育の提供

(1) 保育・就学前教育の体制確保

- 子ども・子育て支援制度に基づき、子どもの発達に応じた質の高い保育や教育を、保育園、認定こども園※、小規模保育事業※、幼稚園等において提供します。
- 緊急性、必要性を整理し、計画的な施設整備に努めます。

(2) 保育・就学前教育の推進

- 子どもの健やかな育ちにつながる保育・教育を推進します。
- 延長保育、一時預かり保育、休日保育、病後児保育※など、保護者のニーズに応じたサービスを提供します。

施策3 配慮が必要な児童・家庭の支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を中心に連携を強化し、児童虐待を予防できる環境整備に努めます。
- 関係機関・団体と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、再発防止体制の充実を図ります。

(2) 発達が気になる子の療育支援

- 発達が気になる子の早期発見に努め、療育支援につながるよう関係機関との連携を図ります。
- 療育支援体制の充実を図り、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援に努めます。

施策4 経済的な支援の充実

(1) 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 児童手当の支給、子ども医療費の助成、幼稚園就園奨励費の支給により、子育てに伴う家計負担の軽減を図ります。
- 小・中学校の就学援助制度、各種奨学金制度の活用により、生活に困窮する子育て世帯への経済的な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立の支援

- ひとり親家庭の児童扶養手当や母子家庭等自立支援給付金の支給により、生活の安定と自立に向けた支援を行います。
- 未婚のひとり親家庭について、保育料の軽減措置により、経済的負担の軽減を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
教育・保育の認可施設における利用定員を増やします。	3,866 人 →	4,408 人	4,420 人
児童虐待防止支援の充実を図ります。 (延べ相談件数)	260 件 →	280 件	300 件
早期療育支援の充実を図ります。 (新規相談件数)	241 件 →	260 件	280 件

- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
- 資料編

主要な事業

事業名	事業内容
放課後児童健全育成事業	放課後の児童の健全育成（放課後児童クラブ）
民間保育所施設整備補助事業	民間保育所施設の整備に対する助成
子ども医療費助成事業	中学3年生までの医療費に対する助成
早期療育事業	関係機関との連携による支援
家庭児童相談事業	関係機関との連携による支援



- ※ **ファミリー・サポート・センター** ▶ 仕事と育児の両立支援のため、子育てを手助けしてほしい人とお手伝いしたい人が、会員として登録し、育児サービスの活動を支援する会員組織のこと。
- ※ **子育てサロン** ▶ 地域の集会所などの身近な場所において、子育て中の親同士が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行える場のこと。
- ※ **認定子ども園** ▶ 保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一体的に行うことができ、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。
- ※ **小規模保育事業** ▶ 0～3歳未満児を対象に、少人数で行う保育のこと。
- ※ **病後児保育** ▶ 病気の回復期にある子どもを専用保育室で預かる保育事業のこと。



政策
2

**ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち
(健康づくり)**

基本方針

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。

施策の内容

施策1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

- 妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至る各世代の健康課題に対応した保健事業への積極的な取組に努めます。
- 生活習慣の重要性の啓発と健康教育・健康相談等の充実に図り、一人ひとりの健康増進の支援に取り組みます。
- こころの健康づくりとして予防的視点を持ち、地域や周囲の疾病理解、見守りを中心とした啓発活動、早期発見・早期治療体制の充実に努めます。

(2) 健康づくり組織の育成・支援

- 地域の健康づくりの推進を図るため、保健委員や健康づくりに関わる組織を育成するとともに、地域における健康づくり活動を支援します。
- 地域で活動している組織や団体と連携し、健康づくりを推進します。

(3) 食育の推進

- 生涯にわたって食育に取り組めるよう、家庭・学校・保育所・地域等食に関わる関係者と連携し食育を推進します。
- 正しい食生活への支援に取り組み、生活習慣病の予防や健康増進の推進に努めます。

(4) 保健・医療・福祉の連携の強化

- 病病連携や病診連携、医療・介護連携等の原点となる「かかりつけ医※」を持つよう啓発活動に努めます。
- 保健・医療・福祉計画策定推進委員会等により、各分野相互の連携を図ります。

施策2 保健・予防の推進

(1) 母子保健の充実

- 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の一層の充実に努めるよう、継続した支援に努めます。

- 安心して子育てできるような地域づくりを推進し、子育て不安を持つ保護者や社会から孤立しがちな保護者の支援に努めます。
- 児童虐待予防のため地域や関係機関と連携を強化し、特定妊婦や乳幼児健診未受診者等の早期支援に努めます。
- 関係機関との連携により、発育や発達に問題をもつ児の早期発見と早期療育等の支援に努めます。
- 不妊や不育症に悩む夫婦の治療費助成を行い、経済的な支援に努めます。

(2) 成人保健の充実

- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、正しい食生活や運動習慣等生活習慣改善に向けて啓発や保健指導の充実に努めます。
- 各種がん検診や特定健診等の受診につながるよう啓発や体制整備に取り組み、早期発見や早期治療・治癒に努めます。

(3) 歯科保健の充実

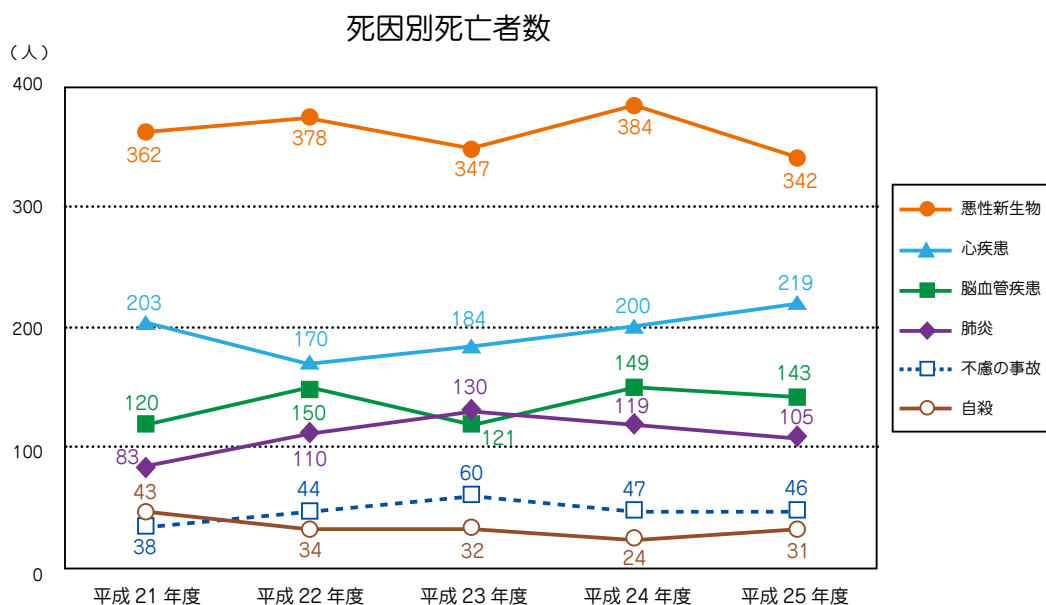
- むし歯や歯周疾患等歯科疾患の予防と口腔機能の維持向上に努め、生涯を通じた歯と口の健康づくりを支援します。

(4) 介護予防の充実

- 介護予防の趣旨普及を促進するとともに、高齢者自身による自発的な介護予防への取組や、地域活動への参加につながるよう支援します。
- 要介護状態への移行を予防するために、関係機関や団体と連携し介護予防事業に取り組みます。

(5) 感染症対策の推進

- 予防接種に関する情報を積極的に提供し、感染症の予防対策を推進します。
- 感染症の情報を周知するとともに、感染症予防の啓発に努めます。
- 新型インフルエンザ対策に向け、関係機関と連携を図り体制の整備に努めます。



資料：静岡県人口動態統計

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
健康寿命を延ばします。*	男 78.0 歳 女 80.6 歳	男 78.7 歳 女 81.0 歳	男 79.4 歳 女 81.4 歳

* 健康寿命年齢は、富士宮市の独自算出による。

主要な事業

事業名	事業内容
健康増進事業	健康教育・健康相談事業
不妊・不育症治療費助成事業	不妊・不育症の治療費に対する助成
健康診査事業	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種がん検診など



※ **かかりつけ医** ▶ 日常的な診療や健康管理等を行ってくれる、身近で気軽に相談できる医者のこと。

- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
- 資料編

基本方針

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

施策の内容

施策1 医療機関の充実

（1）市立病院の機能の整備・充実

- 地域の中核病院として急性期機能の高度化を図るため、最新医療機器の整備を推進します。
- より質の高い医療サービスを提供するため、医師や看護師など医療スタッフの確保に努めます。
- 災害拠点病院としての的確に対応できる職員の育成に努めます。
- 病院の更新に向けた取組を進めます。

（2）医療機関相互の連携の強化

- 市立病院と近隣病院との病病連携や地域の診療所（かかりつけ医）との病診連携の強化を図ります。

施策2 地域医療体制の確保

（1）地域医療体制の確保

- 医療機関及び関係団体等との連携を強化し、地域医療環境を守り、支えるための体制づくりに努めます。

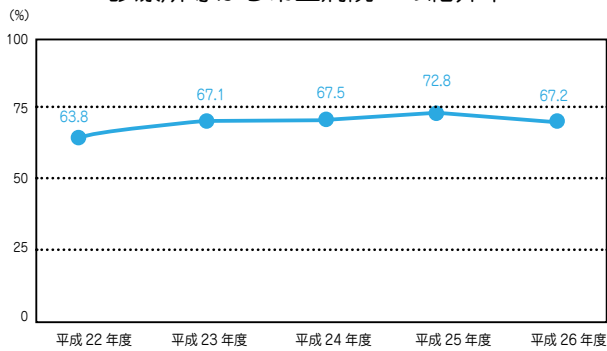
（2）救急医療体制の確保・連携

- 市民が安心して救急医療を受けられるよう1次救急医療、2次救急医療の機能強化に努めます。

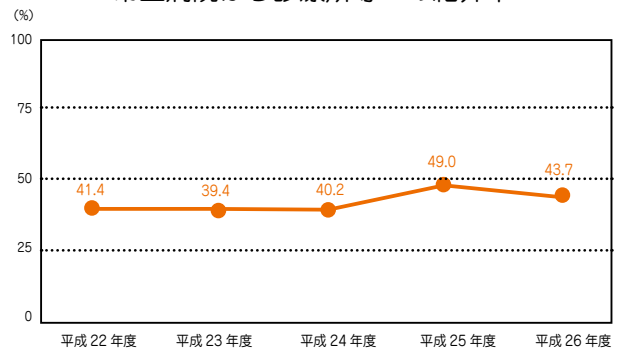
（3）保健・医療・福祉の連携の強化

〔健康づくり〕(91 ページ) の項 参照

診療所等から市立病院への紹介率



市立病院から診療所等への紹介率



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
病診連携を進めます。 (診療所等から市立病院への紹介率)	67.2%	70.0%	73.0%
(市立病院から診療所等への紹介率)	43.7%	50.0%	55.0%

主要な事業

事業名	事業内容
高度医療機器更新等整備事業	市立病院の医療機器の更新
救急医療センターレントゲン機器更新事業	救急医療センターのレントゲン機器の更新
医学生修学資金貸与事業	医学生への修学資金の貸与
看護学生修学資金貸与事業	看護学生への修学資金の貸与



地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）

基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

施策の内容

施策1 福祉意識の高揚

（1）福祉意識の高揚

- 福祉教育や学習会などを通じて福祉意識の高揚を図ります。
- 地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会を通して、地域福祉意識の啓発を図ります。

施策2 地域福祉の推進

（1）地域福祉の推進

- 世代を超えた住民が参加し協力し合う地域づくりができるように、富士宮市社会福祉協議会と協力し、市内各地区において地域福祉活動を主体的に展開する地区社会福祉協議会を支援します。

（2）地域福祉体制の整備

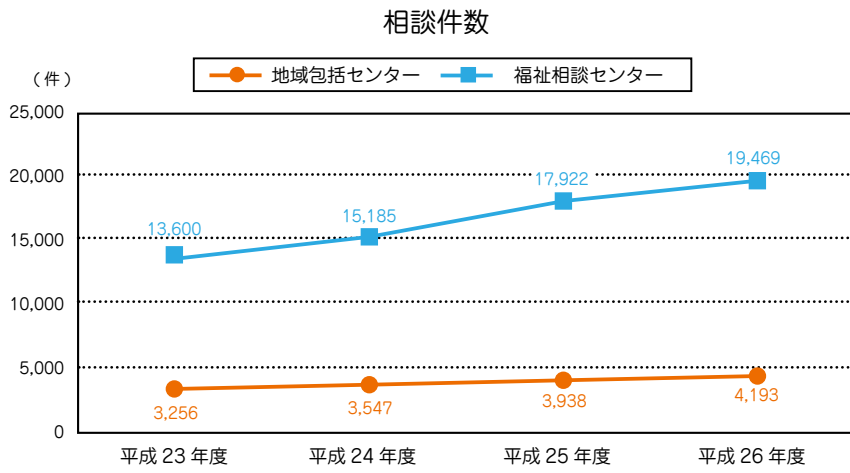
- 地域コミュニティ活動の重要な主体となる自治会への加入を促進するため、自治会活動の必要性や重要性などの啓発に努めます。
- 災害時要援護者*の支援体制の充実を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
災害時要援護者支援の理解を高めます。 (説明会受講者数)	140 人	1,040 人	1,790 人

主要な事業

事業名	事業内容
社会福祉協議会支援事業	地域福祉推進事業に対する助成



※ 災害時要援護者 ▶災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

施策の内容

施策1 生きがい対策の推進

(1) 自立と社会参加の促進

- 保健施策の活用や介護保険サービスの利用により自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 高齢者がもつ知識・技術・経験を生かすことのできる場と機会を確保します。
- 敬老事業や行事を通して地域における交流や仲間づくりを支援します。
- ふじさんシニアクラブ、シルバー人材センター等の高齢者の活動を支援します。

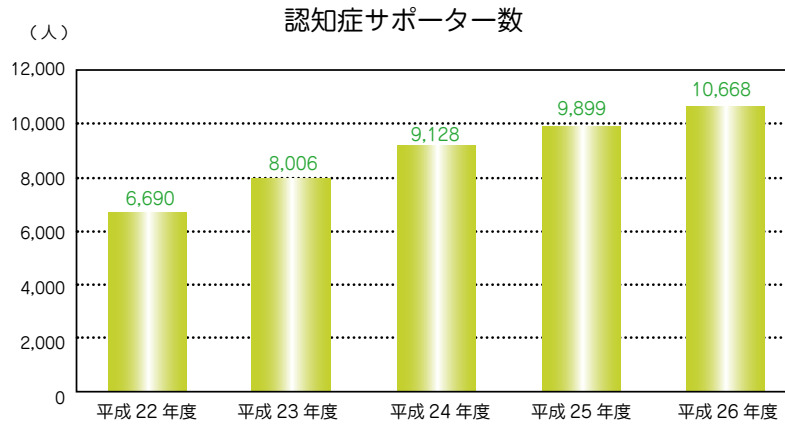
施策2 福祉サービスの充実

(1) 福祉環境の整備・充実

- 増加する一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がいつまでも住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、地域包括支援センターや福祉相談センターとの連携により、高齢者の地域生活支援を行います。
- 介護保険制度や保健施策、インフォーマル活動団体と連携を図りながら、健康的で安心できる地域生活を支援するためのサービス等の充実に努めます。

(2) 地域生活支援体制の推進

- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民・産・学・官・専門職・専門機関等との規範的統合や連携を推進し、地域包括ケアシステム^{*}を構築します。
- 認知症になっても本人の意志が尊重され、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症サポーター^{*}の養成や支援体制の整備に努めます。
- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の安否確認のために、「地域見守りあんしん事業^{*}」の更なる推進を図ります。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
認知症サポーターを養成します。	10,668 人 →	16,000 人	20,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
地域づくり推進事業	老人クラブ活動の支援など
在宅福祉事業	家族介護者への支援など
地域介護福祉空間整備事業	老人福祉施設整備費への助成、介護職員初任者研修費への助成など



- ※ **地域包括ケアシステム** ▶ 地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力し、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する仕組みのこと。
- ※ **認知症サポーター** ▶ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。
- ※ **地域見守りあんしん事業** ▶ 新聞配達や宅配業者など高齢者の自宅に訪問する機会のある事業所や、スーパー・コンビニ・郵便局など、普段高齢者と接する機会のある店舗等に協力を依頼して、違和感を感じた時に、相談機関に連絡してもらう等、地域で高齢者を見守る事業。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

自立と社会参加により自分らしく暮らせる 思いやりのまち（障害者福祉）

基本方針

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に関わる社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

施策の内容

施策1 自立生活を支援する環境整備

（1）障がいに対する正しい知識の普及

- 福祉団体や市民の連携による啓発活動、地域住民との交流などを通じて理解を深める機会の充実を図ります。
- 次世代を担う児童・生徒の福祉の心を育むため、福祉教育を推進します。

（2）相談体制の充実

- ライフステージを通じた切れ目のない相談体制を確保し、適切な支援につなげます。

（3）地域生活の場の確保・整備

- 地域で自立した生活ができるよう、グループホーム※等、生活の場の確保・整備に努めます。

（4）包括的な支援体制の整備

- 保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関との連携により、地域で自立した生活を可能とする支援体制を整備し、生活の質の向上を図ります。

施策2 安心して地域生活を送るための環境整備

（1）障がい特性に応じた適切なサービス提供

- 地域で安心して暮らすことができるよう、訪問系・日中活動系・居住系の各サービスの適切な提供や、補装具の給付などを行います。

（2）人材の育成

- 手話通訳者、点字翻訳者、ガイドヘルパー等の養成講座を開催し、情報保障※に努めるとともに、意志の疎通を支援する人材を育成します。

施策3 社会参加を支援する環境整備

(1) 雇用と就労の支援

○公共職業安定所、学校、就労移行型施設、企業等との相互連携体制の充実による雇用の場の確保を図るとともに、就労を支援します。

(2) 社会参加のより一層の推進

○スポーツや文化芸術活動を通じて積極的に社会参加できるよう支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
就労支援施設から一般企業への就職者数を増やします。(累積数)	5人 →	40人	70人

主要な事業

事業名	事業内容
社会福祉施設整備事業	施設の新築・改築に対する助成
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、手話通訳者の派遣など
障害福祉サービス事業	介護給付、訓練等給付など



※ **グループホーム** ▶障がい者等が夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を受け、共同生活を行う住居のこと。
 ※ **情報保障** ▶身体的なハンディキャップにより情報を収集することが困難な人に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。一般的に、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援を指す。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

施策の内容

施策1 生活困窮者の支援

（1）要保護世帯の生活の安定

○生活保護制度に沿った適切な支援を行うことにより、要保護世帯の生活の安定と自立を支援します。

（2）生活困窮者の自立支援

○生活困窮の原因を分析し、個々の実情に応じた支援プランを作成します。このプランに基づいて、生活困窮者の自立を支援します。

施策2 国民健康保険の安定運営

（1）医療費の適正化

○レセプト（診療報酬明細書）の点検の充実、ジェネリック医薬品*の利用促進等を行うことにより医療費の適正化に努めます。

（2）健康づくりの推進

○特定健診、特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、人間ドックや脳ドックの受診の機会を通じて被保険者の健康の維持増進を図ります。

（3）国民健康保険制度改革への対応

○国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことになる制度改革において、適切かつスムーズに移行できるよう県との協議を進めるとともに、制度の周知に努めます。

施策3 後期高齢者医療制度の運用

（1）後期高齢者医療制度の適切な事務の執行

○市町事務の適切な執行と、市民への制度の周知、収納対策に努めます。

（2）健康づくりの推進

○特定健診の受診率の向上を図るとともに、人間ドックや脳ドックの受診の機会を通じて被保険者の健康の維持増進を図ります。

施策4 国民年金制度の普及・啓発

(1) 広報・相談活動の充実

- 国民年金制度についての情報を提供するとともに、保険料納付や年金受給の相談体制を強化します。
- 国民年金制度について若い世代への理解を深めるための取組に努めます。

施策5 介護保険の充実

(1) 介護保険の適正な運営

- 要介護者が必要とする適正な介護サービスの提供を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように介護、医療、生活支援、介護予防が一体的に提供される体制の実現に努めます。
- 市民への制度の周知と収納対策に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
国民健康保険の 1 人当たりの医療費を抑制します。	314 千円/人 →	363 千円/人 (現状のまま推移した場合 396 千円/人)	411 千円/人

主要な事業

事業名	事業内容
生活困窮者支援事業	自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援、一時生活支援など



※ ジェネリック医薬品 ▶ 医薬品の有効成分そのものに対する特許である物質特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造・供給し、安価で提供できる医薬品のこと。

郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を 育むまちづくり

世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます。



政策

1

誰でも生涯にわたり学習できるまち (生涯学習)

基本方針

誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。

施策の内容

施策1 生涯学習の推進

(1) 世代に応じた学習情報の提供

○自ら学習の機会や場を求めるあらゆる世代の市民に、学習情報の提供や相談体制を整備します。

(2) 生涯学習活動の啓発

○生涯を通じての学習の必要性を周知し、学習意欲を高めるための啓発活動を行います。

(3) 生涯学習の成果を生かしたまちづくりの推進

○生涯学習を通じて得た知識や技術を地域社会に還元し、互いに学び合いながら学習の成果を地域づくりに生かす基盤を作ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
児童・生徒と地域の人と一緒に学びます。 (学校・社会教育融合事業参加者数)	35,610 人 →	37,800 人	40,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
学校・社会教育融合事業	地域の人材を活用した学習活動の実施
読書と読み聞かせ推進事業	読み聞かせやセミナーの開催など

政策

2

豊かな人間性や社会性を育むまち (義務教育)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携し、教育内容の充実と信頼関係の醸成を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実と長寿命化を図るとともに、防災・防犯体制を充実させ、安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

施策の内容

施策1 学校教育の充実

(1) 学校づくりへの支援

- 学校力を高め、子ども一人ひとりの生きる力が育つ学校づくりのために、教職経験年数や職務に応じた各種研修会の実施など、教職員の資質向上に向けての支援に努めます。
- 学校評価を活用し、学校運営の改善及び充実に努めます。
- 一人ひとりの障がいの状態や発達の段階に応じた特別支援教育の充実に努めます。

(2) 確かな学力が育つ授業の充実

- 付きたい力が身に付く学び合いを大切にした授業の充実を図り、授業改善に取り組みます。また、小・中学校の無線LAN化など、ICTの効果的な活用により、子どもの理解や思考を深める指導を工夫します。
- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、郷土愛を育む富士山学習の充実を図ります。
- 小学校教員の英語指導力を向上させ、より楽しく、英会話力を身に付ける授業を推進します。

(3) 人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくり

- 富士宮市道徳資料「富士山をこころに」や、それをきっかけとした「子どもたちの体験記」等を活用し、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ります。
- 一人ひとりを大切にした人間関係づくりを行うとともに、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に努めます。
- 子どもの体力向上や食の自立、健康の推進に努めます。

(4) 学校の安全・安心の一層の推進

- 各学校において、危険を制御し、安全に行動できる危機管理対応能力を培う活動を計画的に実施します。
- 感染症への取組やアレルギー疾患への対応などを通して、子どもの健康保持増進に努めます。

施策2 学校・家庭・地域の連携と協力

(1) 学校・家庭・地域の連携と協力

- 学校・家庭・地域が連携・協力し、社会全体で子どもを支え育ていく PTCA※の組織化を推進します。
- 地域人材の活用、教育活動への参加・協力など、学校・家庭・地域の連携・協力を推進します。

(2) 防災・防犯体制の充実

- 教職員・保護者・地域のボランティア組織による見守り活動、青色回転灯装着車両によるパトロールなどにより、子どもの登下校の安全・安心に関する取組を一層充実させます。また、地域防災訓練への積極的な参加により、地域と密着した実践活動を推進します。
- 危機対応マニュアルを基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知し、共通理解を図ります。

施策3 教育環境の整備

(1) 学校規模の適正化

- 良好な教育環境づくりを進めるため、通学区域の見直し等を検討します。

(2) 学校施設の充実と長寿命化

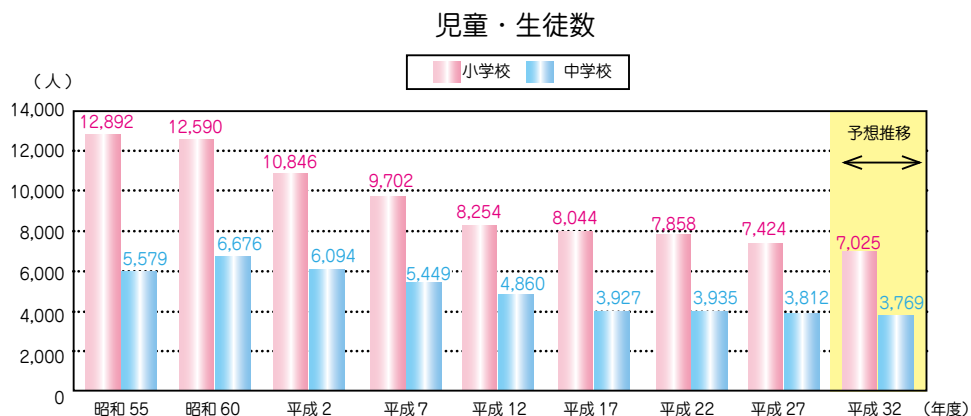
- 安全で安心な教育環境の確保のため、校舎や屋内運動場の耐震補強事業を継続するとともに、施設・設備の改修や修繕、長寿命化に向けた取組を計画的に実施します。

(3) 学校給食センターの建替え

- 次代を担う児童・生徒に対して、安定的に学校給食を提供していくため、学校給食衛生管理基準に適合した学校給食センターの建替えを進めます。

(4) 学校給食の充実

- 安全でおいしい給食を提供するため、衛生管理を徹底するとともに、できる限り地場産品を取り入れていきます。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
「生活の中で英語を使っている」という小学生の割合	51.3% (平成 27 年度*) →	70.0%	80.0%
「子どもに力が付く、楽しい英語の授業をしている」という小学校教員の割合	64.4% (平成 27 年度*) →	80.0%	90.0%
小・中学校の耐震化を図ります。(静岡県 の判定基準による耐震化率)	89.3% →	95.0%	100%

*平成 27 年度を基準年度とする。(アンケートを平成 27 年度に実施。)

主要な事業

事業名	事業内容
学校 ICT 環境整備事業	小・中学校の無線 LAN 化
外国語ハンドブック作成事業	子どもが使える外国語ハンドブックの作成
有徳の人づくり推進事業	児童・生徒の作品集の発行
小・中学校施設耐震補強事業	富丘小学校ほかの耐震補強工事
小・中学校校舎等整備事業	富士宮第二中学校特別教室棟の改築など
学校給食センター建替事業	学校給食センターの建替え



※ PTCA ▶ 「Parent Teacher Community Association (保護者・教員・地域社会で構成する組織)」の略。

地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち (青少年健全育成)

基本方針

郷土に根差した心豊かなたくましい青少年を育てるために、社会及び自然体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

施策の内容

施策1 青少年活動の充実

(1) 学習・交流機会の充実

○ボランティアや職場体験などを通じて、たくましい精神力の養成、思いやる心の育成、社会参加への意欲向上を図ります。

(2) 指導者・育成団体等の充実

○指導者の資質向上のための研修会や育成団体への支援の充実を図ります。

施策2 育成環境の充実

(1) 家庭や地域の教育力の向上

○家庭教育学級や声掛け運動の推進により、家庭と地域の教育力を高めます。

(2) 教育相談・指導体制の充実

○青少年相談センターにおける電話・面接相談、適応指導教室などの青少年教育相談や関係機関との連携による指導体制の充実を図ります。

(3) 非行防止指導の強化

○青少年指導員の活動、カウンセリング講座等の充実により非行を防止します。

(4) ネットトラブルの防止

○携帯電話やスマートフォンなどの使用に伴うトラブルを防止するため、ソーシャルメディア※の適切な利用に対する講座の開催などの啓発活動を実施します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
声掛け運動の実践者を増やします。	12,838 人 →	14,100 人	15,500 人

主要な事業

事業名	事業内容
青少年教育相談事業	電話相談、面接相談、適応指導などの実施



※ ソーシャルメディア ▶ インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や双方向のコミュニケーションなどといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

基本方針

市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体等と連携して協働するネットワーク型の社会教育活動を促進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、情報提供機能の充実を図ります。

施策の内容

施策1 学習活動の推進

（1）学習機会の充実

○公民館、地域学習センターなどの社会教育施設に加え、公民館機能を持った交流センターなどの地域コミュニティ施設を社会教育活動の拠点とし、多様な学習ニーズに応える学習プログラム・講座などの充実に努めます。

（2）交流・発表機会の拡充

○学習活動に対する意識を高めるため、学習成果を発表する場や互いに交流できる場を作ります。

（3）施設の整備・活用

○活動の場となる公民館、麓山の家などの社会教育施設について、必要な整備を行い、それぞれの施設を有効に活用します。

（4）地域・関係団体との連携

○多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、社会教育施設での活動にとらわれず、学校、大学、民間団体、企業などと連携し、地域住民と協働して学習活動を行います。

施策2 図書館活動の推進

（1）図書館サービスの充実

○社会や地域の実情、利用者ニーズの変化、情報化の進展などに適切に対応した図書館運営を行います。

○充実したサービスを提供するために、十分な量の資料を計画的に整備するとともに地域資料の電子化に努めます。

○図書館関係機関との連携やネットワーク情報資源を活用し、レファレンスサービス※の充実・高度化に努めます。

(2) 図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充

○各図書館のほかに、公民館・交流センターなどの施設を活用して、図書館サービス提供拠点の拡充を図り、市全域サービス網の整備に努めます。

(3) 利用環境の充実と整備

- すべての市民が図書館を安全かつ円滑に利用できるように、施設及び必要な機器の整備に努めます。
- 図書館活動における市民の多様なボランティア活動の機会の提供と活用を積極的に行います。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
公民館主催事業に参加する人を増やします。	32,447 人 →	40,600 人	42,500 人
図書の出借冊数を増やします。 (人口 1 人当たりの貸出冊数)	7.0 冊/人 →	7.4 冊/人	7.8 冊/人

主要な事業

事業名	事業内容
地区公民館事業	各種講座や公民館まつりの実施
公民館図書室業務の電算化 及び活性化事業	図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充



※ レファレンスサービス ▶ 利用者が学習・調査・研究活動を進めるうえで必要な資料や情報を効率的に利用できるよう相談に応じるサービスのこと。

基本方針

富士山周辺の豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

施策の内容

施策1 世界遺産富士山の継承

(1) 普及活動の推進

○世界遺産富士山の価値を伝えるため、市民、企業、関係団体等と連携を図り、様々な機会や場所での展示、講座、イベント等を行います。また、市民や企業等が行う普及活動を支援します。

(2) 受入体制の確立

○国内外からの来訪者を円滑に受入れるため、分かりやすいアクセスルートの確立やサイン整備等を進めます。また、ガイドンス機能やガイド体制の充実を図るとともに、官民一体でのホスピタリティの醸成を図ります。

(3) 効果的な情報発信

○世界遺産富士山の情報発信拠点となる富士山世界遺産センター（仮称）と連携するネットワークの構築や施設の整備を進めます。また、多様なニーズに応えるため、様々な媒体を活用した効果的な情報発信に努めます。

施策2 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術活動の充実

○市民の文化・芸術活動に対する意識を醸成するため、市民文化祭、市民芸術祭、文化講演会などの充実を図ります。

(2) 文化・芸術団体の育成

○地域の文化力の向上を図るため、各種団体等が実施する文化・芸術活動や地域文化祭などを支援します。

施策3 文化財の保護・活用

(1) 文化財の保護対策及び活用の推進

○世界遺産富士山に関する文化財を含む指定文化財や保存管理体制の整備、また、その管理に対する支援など、貴重な文化財や資料の保護対策を推進するとともに、指定文化財の効果的な周知を図ります。また、失われつつある貴重な資料の収集に努めます。

(2) 伝統文化の保存・継承

○地域に残されている伝統行事や祭りなどを守り、それらを生かした地域文化の振興を図ります。

(3) 埋蔵文化財の調査・保存

○埋蔵文化財の包蔵地の周知を図るとともに、発掘した埋蔵文化財の整理作業を進め、その保存・活用に努めます。

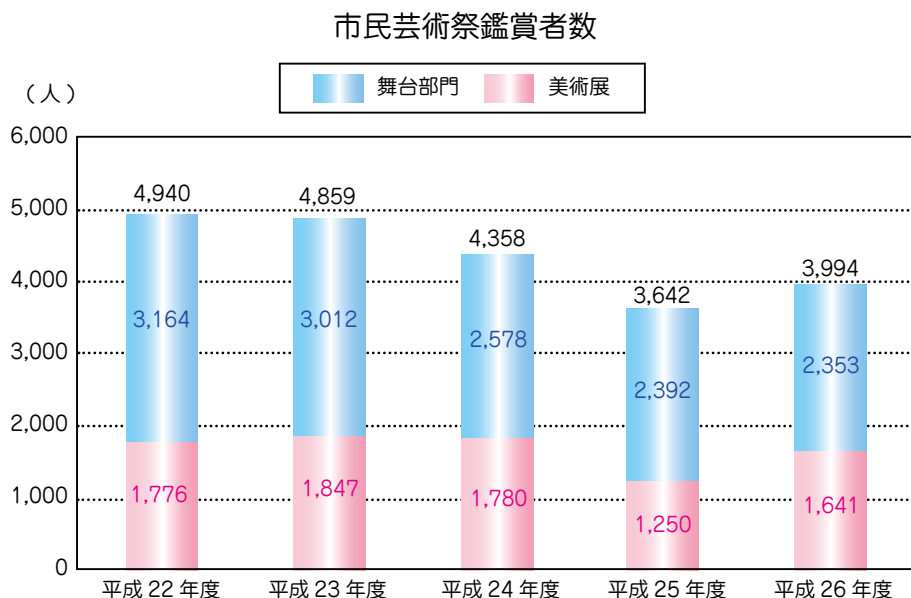
(4) 歴史・文化の活用

○郷土の歴史・文化を通じて、本市の魅力を発信し、地域の魅力向上とにぎわいに資する空間を創出します。

施策4 施設の整備・充実

(1) 施設の整備・充実

○文化・芸術に対するニーズに対応するため、市民文化会館をはじめとする活動発表の場の整備・充実を図ります。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市民芸術祭の鑑賞者を増やします。	3,994 人 →	4,400 人	4,400 人

主要な事業

事業名	事業内容
世界遺産構成資産環境整備事業	山宮浅間神社、人穴富士講遺跡などの構成資産の整備
史跡大鹿窪遺跡整備事業	国指定遺跡「大鹿窪遺跡」の整備
市民文化祭事業	市民文化祭の充実
市民芸術祭事業	市民芸術祭の充実
世界遺産推進事業	富士山世界文化遺産富士宮市行動計画に基づく意識の醸成と情報発信の実施
富士山世界文化遺産 富士宮市行動計画推進員活動事業	行動計画推進員による富士山グッズの開発や広報活動の実施



政策

6

スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち
(スポーツ・レクリエーション)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加のできるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。

また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

施策の内容

施策1 「市民ひとり1スポーツ」の推進

(1) 生涯スポーツの充実

- 市民レクスポ祭などを通じて、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を普及します。
- 平成32年(2020年)に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツに対する関心がより一層高まる中、スポーツの持つ素晴らしさを再認識していくとともに、市民の技術力の向上につなげます。
- 一人ひとりの体力や好みに合わせて選択できる各種スポーツ教室やスポーツイベントの充実に努めます。
- 中・高齢者の健康づくり対策として、地域の公民館などを活用した中・高齢者向けのスポーツ教室の充実に努めます。

(2) 指導者・団体の育成

- 指導者養成講座や研修講座などを通じて、技術や健康、安全管理などについて適切な指導ができる人材の育成・確保に努めます。
- 自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種団体に対し指導や支援を行います。

(3) 国際大会等の誘致・開催

- スポーツの楽しさを感じ、技術の向上を図るとともに、国際大会、全国大会などの誘致に取り組むことで、様々な国や地域の人々との交流を深め、スポーツへの興味を持つ機会の充実を図ります。

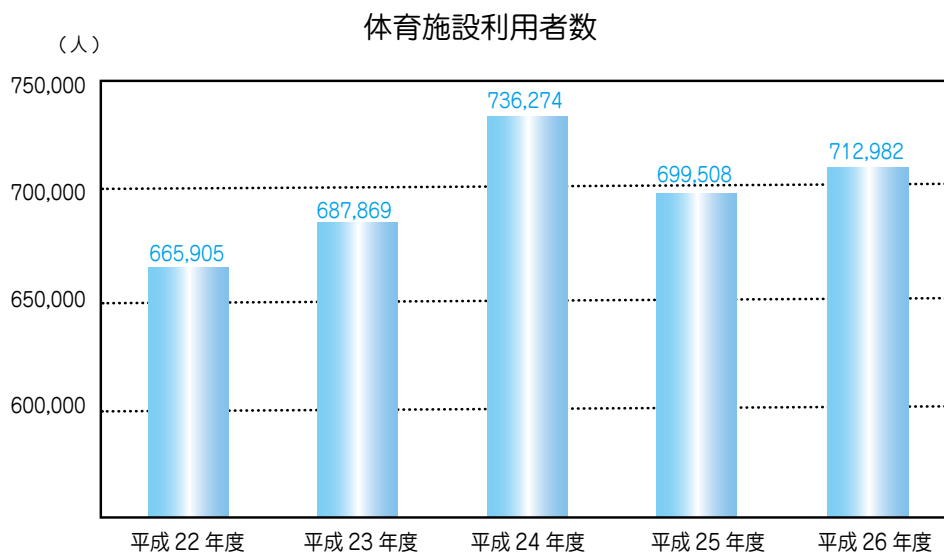
施策2 施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の整備

○スポーツ施設の整備・修繕を行い施設の安全性・利便性の向上を図り、安全・安心して使用できるよう、施設の充実に努めます。

(2) 施設の活用

○気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場として、小・中学校の体育施設を開放し、活用を図ります。



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
スポーツリーダー※を増やします。	239 人 →	285 人	315 人
体育施設の利用者を増やします。	712,982 人 →	730,000 人	750,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
スポーツ大会誘致事業	国際大会、全国大会などの開催
体育施設管理運営事業	体育施設の計画的な修繕



※ **スポーツリーダー** ▶スポーツ指導やボランティアに関する基礎的な知識を身につけた、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーのこと。

富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり

魅力を十分に発揮でき、景観保全を図る都市基盤整備を進め、人々が楽しく交流できる快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。



政策
1

富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち (市街地整備)

基本方針

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

施策の内容

施策1 良好な市街地の形成

(1) 中心市街地の整備

○中心市街地の拠点である富士山本宮浅間大社や、新たに建設される富士山世界遺産センター（仮称）を中心に、世界遺産のまちづくり整備事業を推進し、歴史と文化を生かしたにぎわいのあるまちづくりを進めます。

(2) 住宅市街地の整備

○地区計画などの活用や民間開発事業の適切な誘導・指導により、良好な住宅市街地の形成を図ります。

(3) 市街地道路の整備

○都市機能が充実した市街地の形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した市街地道路の効果的な整備を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
バリアフリー歩道等を整備（富士宮駅周辺地区）します。（整備率）	72.5% →	73.5%	74.5%

主要な事業

事業名	事業内容
富士山世界遺産センター（仮称）から富士山本宮浅間大社までの参道軸創出事業	宮町5号線の石畳整備工事
花と食の元気広場等再整備事業	民間活力を導入した商業集積
商店街の修景改善事業	商店街の金剛杖モニュメントの修繕、照明のLED化
富士宮富士公園線歩道整備事業	花と食の元気広場西側の歩道整備
中心市街地道路整備事業	大宮町23号線道路新設工事、（仮称）浅間町公園新設工事など



参道軸整備イメージ図



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

交通ネットワークが整備された便利なまち

(幹線道路・交通網)

基本方針

総合的な交通ネットワークの充実を図るため、高速道路インターチェンジへ連絡する幹線道路や市街地における都市計画道路の整備を進めます。また、中部横断自動車道へのアクセスを含め、国道 469 号（富士南麓道路）等の機能強化を促進するとともに、市民に身近な移動手段として新幹線新富士駅と在来線との接続の実現に向けた取組に努めます。

施策の内容

施策 1 道路交通体系の確立

(1) 国土幹線・広域幹線道路の整備

- 隣接する市町などとの主要な連絡道路や、中部横断自動車道へのアクセス道路となる国道 469 号（富士南麓道路）の整備促進を関係機関に要請します。
- 合併後の一体的なまちづくりや、高速道路インターチェンジと連絡する玄関口の道路環境を向上するため、主要地方道清水富士宮線などの整備を県に要請します。

(2) 都市計画道路等の整備

- 市内の道路交通体系の骨格となる内環状道路など都市計画道路の計画的な整備を進め、円滑な交通を実現する道路交通ネットワークを形成します。
- 国道 139 号などに集中する交通を分散化し、周辺地域の混雑緩和などに資する岳南北部地区の幹線道路整備を進めます。

施策 2 公共交通の充実

(1) 公共交通機関・施設の充実

- 富土地域の広域的な振興・発展を図るため、新幹線新富士駅と在来線富士駅の接続について、新たな公共交通体系も含めた検討を関係機関に要請します。
〔「公共交通」(140 ページ) の項 参照〕

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
広域幹線道路（岳南北部地区幹線道路）を整備します。（整備率）	0%	46.3%	100%

主要な事業

事業名	事業内容
都市計画道路整備事業	阿幸地青見線、田中青木線など
岳南北部地区幹線道路整備事業	1 級市道神成丸塚線・出水新梨線の改良工事



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる通行帯の整備、防護柵の設置等、人にやさしい道づくりを進めます。

また、交通インフラの効率的な機能維持を図るため、道路や橋りょう等の長寿命化対策を進めます。

施策の内容

施策1 市道の整備

(1) 市道の改良・維持補修

- 幹線道路とのネットワーク、地域間の連絡、緊急車両の通行、公共施設等へのアクセスなどを考慮して、計画的に整備を進めます。
- 日常的に道路パトロールを実施し、側溝、舗装、安全施設等の維持・管理、整備に努めます。

施策2 道路環境の整備

(1) 道路環境の整備

- 子どもや高齢者、障がいのある人なども安全に利用できるよう、区画線、路面標示、防護柵の設置等、視認性に優れた道路整備を進めます。
- 街路樹の植栽や案内標識などの適切な配置を進め、快適な道路環境の整備に取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備

- 通学路を中心に、歩道、ガードレール、カーブミラー等の整備を進めるとともに、自転車通行帯などの設置を促進します。

(3) 道路防災対策の推進

- 災害発生のおそれのある所については、道路パトロールによる点検を実施します。橋りょうについては、5年に一度の近接目視等の点検を実施し、橋りょう長寿命化修繕計画を推進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市道を整備します。(改良率)	51.6% →	53.5%	55.0%
橋の寿命を延ばします。(長寿命化修繕数)	6 橋 →	27 橋	47 橋

主要な事業

事業名	事業内容
道路舗装長寿命化修繕事業	道路の維持補修、長寿命化など
橋りょう長寿命化修繕事業	橋りょうの維持補修、長寿命化など
市道新設改良事業	2級市道平山見返線の改良など



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

施策の内容

施策1 景観の保全

(1) 自然景観の保全

- 富士山や朝霧高原などの自然景観の保全と継承に努めます。
- 緑地や水辺、樹林地などの景観の保全に努めます。

(2) 歴史・文化景観の保全

- 寺社、仏閣をはじめとする貴重な文化財や歴史的建造物など、地域の景観資源の保全に努めます。

施策2 景観の創造

(1) 景観行政団体としての取組

- 「富士山の庭園都市」にふさわしい景観を形成するため、景観計画に基づき実効性のある景観誘導を図ります。
- 良好な景観を形成するため、富士宮市屋外広告物条例に基づく規制・誘導を図ります。

(2) 景観形成の誘導・啓発

- 市民・企業・行政が一体となって、景観上重要な地区の重点的な景観形成や建造物などの景観誘導に取り組みます。
- 優れた景観の形成に貢献している街並み・建築物などや良好な景観形成に資する活動団体を表彰する「富士宮市景観賞」を推進し、市民意識の高揚を図ります。

(3) 市街地の景観の形成

- 富士山本宮浅間大社の周辺では、門前町にふさわしい趣と落ち着きのある街並み景観の形成に努めます。
- 富士山の眺望や地域の景観特性の保全と活用に努めるとともに、必要に応じて建築物の誘導などに関する諸法令に基づく地域地区制度などの導入を進めます。

(4) 公共施設などの景観の形成

- 公共的建造物や公園、道路、河川などの整備に当たっては、周辺地域の景観との調和や配慮に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
景観に重要な建造物を指定します。	1 か所 →	3 か所	5 か所
良好な景観形成に寄与した個人や団体を表彰します。	12 件 →	21 件	27 件

主要な事業

事業名	事業内容
景観形成推進事業	景観計画の推進など



第2回富士宮市景観賞・最優秀賞「富士高砂酒造」



第4回富士宮市景観賞・優秀賞「下條下区農地・水・環境保全会」

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）

基本方針

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を図ります。

施策の内容

施策1 治山対策の推進

（1）治山事業の推進

- 自然環境の保全や景観に配慮しながら、森林が有する保水機能や土砂流出防止機能などを高めるための治山事業を進めます。

（2）森林整備の推進

- （「農林水産業」（76 ページ）の項 参照）

施策2 治水対策の推進

（1）砂防事業の推進

- 大沢崩れを中心とした砂防指定地の整備推進を国・県に要請するとともに、砂防指定地外でも危険度の高い河川（溪流）については、国・県と協議しながら整備を進めます。

（2）河川整備の推進

- 県管理の一級河川については、護岸工事などの整備を関係機関に働きかけ、治水対策の充実を促進します。
- 市管理の河川については、総合治水計画を指針として、計画的に整備を進めるとともに、適切な維持・管理に努めます。

（3）雨水対策の推進

- 大雨などによる市街地の浸水を解消するため、公共下水道事業による雨水渠や都市下水路の整備を進めます。

（4）急傾斜地の防災対策の推進

- 急傾斜地の崩壊対策については、県と連携しながら整備を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道（雨水）認可区域内整備率)	26.6% →	31.5%	34.4%

主要な事業

事業名	事業内容
公共下水道（雨水）事業	弓沢川右岸4号幹線改修工事など



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

潤いと安らぎのある生活空間を確保するため、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、水に親しむ河川環境整備に努めます。また、市民との協働により、花と緑があふれるまちの創出や、河川清掃活動等の河川愛護意識の高揚を図ります。

施策の内容

施策1 公園・緑地の整備

(1) 公園・緑地の整備

○地域のニーズや利用目的等を考慮しながら、長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新を図ります。また、障がい者や高齢者など、誰もが安全に安心して利用できる公園となるように、バリアフリー化を進めます。

(2) 公園・緑地の維持・管理

○安全に安心して利用できるように定期点検を実施するとともに、地域住民等の協力を得ながら美化活動を進めるなど、適切な維持・管理を図ります。

施策2 緑化の推進

(1) 緑化の推進

○緑化に関する補助制度などを普及させることで、市民協働による公共施設等の緑化を進めます。
○出生記念樹の配布や生け垣づくりへの助成などにより、地域の緑化を進めます。

(2) 緑化意識の高揚

○緑化に関する情報や学習機会の提供、各種イベントの開催及び緑化推進団体の育成により、緑化意識の高揚を図ります。

施策3 水辺空間の形成

(1) 親水空間の創出

○富士山からの豊かな湧水を保全・活用し、水に親しむことで安らぎや潤いを感じられ、市民の憩いの場となる坪庭や親水公園などの空間づくりを進めます。

(2) 河川愛護意識の高揚

○河川愛護団体などによる清掃活動・啓発活動などにより、意識の高揚を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。(緑化団体数)	96 団体 →	98 団体	101 団体
河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,770 人 →	3,000 人	3,000 人

主要な事業

事業名	事業内容
美しい花いっぱい町づくり事業	緑化推進事業に対する助成、市街地の緑化の推進など
都市公園施設長寿命化及びバリアフリー化事業	都市公園施設の長寿命化及びバリアフリー化など
白糸自然公園整備事業	白糸自然公園の整備



- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
- 資料編

豊かなコミュニティを持つ 安全・安心なまちづくり

市民
生活

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命、財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

政策

1

自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）

基本方針

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災力の高いまちを目指します。

施策の内容

施策1 防災意識の高揚

（1）防災意識の高揚

○防災研修会、出前講座などを開催し、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。

（2）防災マップの配布

○市内の危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを全世帯に配布し、災害に対する知識の共有化を図ります。

施策2 防災体制の充実

（1）総合的な防災対策の推進

- 地震、風水雪害、富士山噴火など、様々な災害に対応した地域防災計画の見直しにより、総合的な防災対策に努めます。
- 国、県、他市町村、ライフライン※を管理する関係機関、協定団体、ボランティア組織などとの連携強化を図り、防災体制の充実に努めます。
- 湧水の異常出水対策を素早く実施するため、地下水位を常時観測し、異常出水時の体制移行に備えます。

(2) 自主防災組織の強化

- 自主防災会による各種防災訓練の実施を促進します。
- 防災倉庫・防災資機材の整備や生活必需品などの備蓄を促進します。

(3) 災害予防対策の推進

- 地震による火災の発生を防ぐため、市民や事業所などに対し、火災予防指導を推進します。
- 地震による家屋倒壊、家具転倒などによる被災者を一刻も早く救出するため、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦*」の周知を図ります。

施策3 防災施設等の整備

(1) 消防施設・設備の整備

(「消防」(133 ページ) の項 参照)

(2) 防災情報ネットワークの整備

- 緊急通報システム*や被災者支援システム*、防災無線などにより、災害発生時の職員動員体制の強化と市民への災害情報の的確・迅速な伝達体制等の整備を図ります。

(3) 防災施設・資機材の整備

- 指定避難所の防災倉庫の増設、自主防災会からの要望による可搬ポンプの配備、防災倉庫の設置に努めます。

(4) 生活必需品などの確保

- 静岡県第4次地震被害想定での被災者数に必要な非常用食料を確保するとともに、トイレ、パーティションなどの備蓄や調達体制の確立に努めます。

施策4 建築物の耐震対策の推進

(1) 建築物の耐震対策の推進

- 昭和56年以前に建設された建築物の耐震診断や耐震補強を進めます。

(2) 被災建築物に対する安全対策の推進

- 余震等による2次災害を防止するため、速やかに危険度判定ができるよう、平常時から関係機関との訓練を通じて連携の強化を図ります。

施策5 国民保護法に基づく体制の整備

(1) 国民保護法に基づく体制整備

- 武力攻撃等から市民を守るため、国民保護計画に基づき、必要な啓発、訓練、避難体制の整備を行います。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
防災訓練に参加する人の割合を増やします。	38.3% →	41.2%	45.0%
非常用食料の備蓄数を増やします。	15 万食 →	51 万食	51 万食
木造住宅の耐震補強工事を進めます。(実施率)	4.9% →	7.7%	10.1%

主要な事業

事業名	事業内容
防災用施設・資機材等整備事業	非常用食料の購入ほか
TOUKAI-0 事業	建築物の耐震診断、耐震補強工事、ブロック塀改修など



- ※ **ライフライン** ▶ 市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活に必要なインフラ設備のこと。
- ※ **わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦** ▶ 災害時に「わが家は大丈夫」だから「他の人を助けてほしい」という目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ、安否確認を短時間で容易に行うもの。
- ※ **緊急通報システム** ▶ 災害発生時等に、職員等の携帯電話などに一斉通報を行い、災害時の初動体制を迅速に整備するためのシステムのこと。
- ※ **被災者支援システム** ▶ 災害発生時に自治体が担う復旧・復興業務を支援するための様々な機能が搭載されたシステムのこと。



政策
2

災害に迅速に対応する体制が充実したまち (消防)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

施策の内容

施策1 消防体制の強化

(1) 消防体制基盤の充実

- 分署出動隊の専任化を目指し、消防力の強化を図ります。
- 職員の資質向上を図るため、各種研修に参加するとともに、資格取得を促進します。

(2) 消防施設・設備の整備

- 更新計画に基づき、消防車両の更新に取り組みます。
- 災害の多様化に対応できる救急・救助資器材等の整備を図ります。
- 消防水利整備計画に基づき、耐震性防火水槽や消火栓の整備を図ります。

(3) 住民サービスの維持向上

- 救急需要の増大や災害の多様化、大規模化に対応できるよう、共同運用している通信指令業務の連携強化を図るとともに、広域的な対応も含め協議・研究に取り組みます。

施策2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

(1) 消防団の活性化

- 消防団員が活動しやすい環境を整え、入団を促進します。

(2) 団員の資質の向上

- 消防学校での教育訓練に積極的に参加します。
- 救命講習のほか各種講習会等に参加し、知識・技術の習得を促進します。

(3) 消防団施設・設備の整備

- 老朽化している消防団詰所の整備を進めます。
- 更新計画に基づき、消防車などの更新に取り組みます。
- 安全確保対策や救助用器具・情報通信機器等の充実・強化を図ります。

施策3 火災予防の推進

(1) 防火対象物等の防火・防災安全対策への取組

- 防火対象物への立入検査の実施により、消防用設備、収容人員、防火管理体制、危険物施設等の適正な維持・管理の指導強化を図ります。
- 講習会の開催により防火管理者を育成し、適切な取扱管理の指導強化を図ります。

(2) 住宅用火災警報器の設置率の向上

- 住宅用火災警報器の設置の普及を図るとともに、取扱方法や交換時期等についての広報を実施します。

(3) 防火協力団体の育成強化

- 広報や各種イベントの開催を通じて防火意識の高揚を図り、各防火協力団体の育成と充実を図ります。

施策4 救急・救助体制の整備

(1) 救急体制の充実

- 医療機関との連携を強化し、メディカルコントロール体制※を推進します。
- 救急隊員の技術向上と救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

(2) 救助体制の充実

- 救助技術の高度化や特殊災害に対応できるよう、隊員の育成を図ります。
- あらゆる災害に対応できるよう、救助資器材の整備を図ります。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
耐震性防火水槽を整備します。	660 基 →	700 基	740 基
消防団員数を確保します。(充足率)	89.8% →	100%	100%
救急救命士を増やします。	21 人 →	31 人	41 人

主要な事業

事業名	事業内容
消防団詰所整備事業	消防団詰所の建替え
消防車両等更新事業	消防車両等の更新
消防団救助活動用資器材整備事業	消防団への救助活動用資器材の強化充実
耐震性防火水槽設置事業	耐震性防火水槽の設置



西消防署北分署整備イメージ図



※ **メディカル
コントロール体制**

▶ 消防機関と医療機関との連携によって、(1) 救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示・指導・助言が要請できる。(2) 実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。(3) 救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。という体制のこと。

基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

施策の内容

施策1 防犯体制の強化

(1) 防犯活動の充実

- 地域における自主防犯組織の立ち上げ支援や持続的な活動をサポートします。
- 警察、防犯協会、防犯活動団体、市それぞれの団体が事業の推進を図るとともに連携を強化し、市民一丸となった防犯連絡協力体制を強化します。

(2) 防犯施設の整備

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な配置と地域住民と連携した維持・管理に努めます。また、省エネルギーの推進と管理の効率化のため、LED灯などへの切替えや新設を促進します。
- 公共施設における犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラの設置を推進します。

施策2 暴力団追放運動の推進

(1) 暴力団追放運動の推進

- 暴力団からの被害を未然に防止するため、「暴力団追放三^{プラスワン}ない運動+1※」を実践するとともに、警察や暴力追放運動推進センターとの連絡を密にし、暴力団からの被害を防ぎます。

施策3 青少年非行の未然防止

(1) 非行防止指導の強化

(「青少年健全育成」(108 ページ) の項 参照)

施策4 配偶者からの暴力のない地域づくりの推進

(1) DV※防止の広報・啓発

- 広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより DV の防止と早期通報を呼びかけるとともに、DV 相談窓口の周知と対応の充実に努めます。

○市民向けのDV防止講座、若い世代を対象にしたデートDV防止講座などを実施し、「DVを許さない見逃さない地域づくり」に努めます。

(2) DV被害者の支援体制の充実

- 専任の女性相談員を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施します。
- DV被害者の保護及び生活再建に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施します。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	参考値 (平成37年度)
防犯パトロール実施者を増やします。	155人 →	180人	195人
市内における刑法犯認知件数を減らします。	843件 →	680件	600件

主要な事業

事業名	事業内容
防犯灯管理整備事業	自治会が管理する防犯灯のLED化



- ※ 暴力団追放三ない運動+1
 - ※ DV
- ▶ 「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」の3つのスローガンに「暴力団と交際しない」を加えた暴力団追放運動のこと。
- ▶ 「Domestic Violence (家庭内暴力)」の略。配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力のこと。

基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

施策の内容

施策1 交通安全意識の高揚

(1) 交通安全教育の強化

○意識の高揚を図るため、関係団体等と連携し、世代に応じた交通安全教育を強化します。

(2) 交通安全活動の充実

○自治会、関係団体、警察などと協力し、交通安全運動を推進します。

○構成員を対象とした研修会を通じて、交通安全協力団体の育成と活動の充実を図ります。

施策2 交通安全施設の整備

(1) 交通安全施設の整備

(「生活道路」(122 ページ) の項 参照)

(2) 道路環境の整備

(「生活道路」(122 ページ) の項 参照)

施策3 交通秩序の維持

(1) 交通指導・交通規制の強化

○道路交通の円滑化や安全性の確保を図るため、地域の実情に即した交通規制を関係機関に要請します。

○交通指導員や警察等と連携し、交通秩序の維持に努めます。

○道路通行者の安全と良好な生活環境を確保するため、自転車の放置を防止します。

施策4 交通事故対策の充実

(1) 救急体制の充実

〔消防〕(134 ページ) の項 参照)

(2) 救済体制の強化

○交通事故相談を充実するとともに、交通遺児に対する援護の充実に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
交通事故を減らします。	1,128 件 →	1,050 件	—

主要な事業

事業名	事業内容
交通安全指導事業	登校時における交通安全街頭指導ほか



序論

基本構想

前期基本計画

中期基本計画

資料編

基本方針

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持整備に努めます。

施策の内容

施策1 公共交通の充実

(1) 公共交通機関・施設の充実

- 民間のバス路線の維持及び宮バス・宮タクを運行することにより、市民の利便性を考慮した交通体系の整備に努めます。
- 市内を運行する各公共交通機関と連携・調整を行い、広域的な移動が円滑となるよう努めます。
- 利用者への各種案内や車両及び交通関連施設のユニバーサルデザイン化を推進するため、関係機関と調整を図ります。

施策2 公共交通の利用促進

(1) 地域公共交通サポート事業の推進

- 公共交通事業を市民がサポートする仕組みや体制を推進するとともに、効果的な周知を図ります。

(2) 公共交通の啓発事業の推進

- 市民が公共交通への関心を深め、その必要性を認識してもらえよう、生活の中に公共交通を取り込んでいく機会を提供します。
- 公共交通の積極的な活用を促すため、利用方法などの情報の周知に努めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
宮バス・宮タクの利用を促進します。	宮バス 5.92 人 / 1 便 →	宮バス 7.00 人 / 1 便	—
	宮タク 1.92 人 / 1 便 →	宮タク 2.00 人 / 1 便	—

主要な事業

事業名	事業内容
生活交通確保対策事業	宮バス・宮タクの運行及び民間バス路線を維持するための助成など



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

施策の内容

施策1 住宅の整備

(1) 市営住宅の適切な整備

- 耐用年数の経過により老朽化している市営住宅は、計画的な建替えを進めます。また、耐用年数に達していない市営住宅は、長寿命化を図り、適切な整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者等に配慮した市営住宅の整備を進めます。

(2) 民間住宅建設への支援

- 民間住宅の建築に係る相談・助言体制の充実に努めます。

施策2 宅地の整備

(1) 基盤整備の推進

- 安心して快適な居住環境の創出と災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地の基盤整備を図ります。

(2) 宅地開発の指導・誘導

- 開発許可制度などに基づき、民間の宅地開発について、適切な指導・誘導を図ります。

施策3 居住環境の整備

(1) 魅力ある居住環境の形成

- 建築協定、緑化協定、地区計画などを活用し、「富士山の庭園都市」にふさわしい潤いとゆとりある良好な居住環境の形成を進めます。

(2) 公共施設の整備の促進

- (「上下水道」(69 ページ)、「生活道路」(122 ページ)、「公園・緑地・水辺」(128 ページ)の項 参照)

(3) 狭あい道路の整備

- 安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを推進するため、狭あい道路の整備を図ります。

施策4 空家の活用・管理

(1) 活用できる空家の有効な利用

- 有効活用できる空家の調査を行い、活用できる空家の情報を提供します。
- 活用できる空家を利用した移住・定住の推進を図ります。

(2) 特定空家等に対する対応

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な措置を図ります。

施策5 集落拠点地域の形成

(1) 集落環境の維持向上

- 郊外部における既存中心集落の拠点性向上や、集落環境の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした定住推進などを支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市営住宅の安全性を高めます。 (バリアフリー化率)	28.4% →	61.7%	95.1%

主要な事業

事業名	事業内容
市営万野住宅建替事業	市営万野住宅の建替え
市営住宅長寿命化事業	バリアフリー化など



市営万野住宅整備イメージ図

コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち (コミュニティ活動)

基本方針

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

施策の内容

施策1 地域活動の充実

(1) 組織・指導者の育成・支援

- 自治会の区長及び町内会長を対象とした視察や研修の実施による自治会指導者の育成や、自治会間の意見交換などによる情報共有を行い、連携を強化します。
- 自治会で抱える問題等に対する相談体制により、主体的に解決できる自治会づくりを支援します。

(2) 活動への支援

- 地域の体育祭や文化祭、防犯活動などへの支援や広報に努め、意識の高揚を図ります。
- 市民によるコミュニティ活動が活発化し、新たな事業を実施する中で、安心して積極的に活動に取り組めるよう、市民活動災害補償制度を実施します。

(3) 自治会加入の促進

- 集合住宅着工時に施主に対する自治会への加入を促進します。
- 転入者にチラシを配布し、自治会加入を促進します。
- 富士宮市区長会との協力により、未加入者に対し、共助による地域コミュニティの必要性などを呼び掛け、自治会の加入促進に努めます。

施策2 施設の整備・充実

(1) 施設の整備・充実

- コミュニティ活動及び防災拠点となる区民館等の施設整備を図るため、新たな区民館建設用地や子どもの遊び場としての広場用地等の用地取得を支援します。
- 施設整備を図る際に必要となるため、自治会の認可地縁団体への移行を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
自治会加入世帯を増やします。	39,635 世帯 →	40,000 世帯	40,200 世帯

主要な事業

事業名	事業内容
地域コミュニティ施設整備事業	地区集会所の建設・修繕やコミュニティ広場等整備の支援



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

資料編

基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。

また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

施策の内容

施策1 消費者教育の推進

(1) 消費者意識の高揚

○市民団体や高齢者などを対象に出前講座や消費者キャンペーン、市民生活講演会の開催などを通じて、消費者の意識の高揚を図ります。

(2) 消費者団体の育成・支援

○消費生活の安定及び向上を図る活動をする団体を育成・支援します。

施策2 消費者の保護

(1) 消費生活・市民相談体制の充実

○複雑化・多様化する市民生活問題などに対応するため、消費生活相談員の研修を充実させ、相談体制の強化を図ります。

(2) 消費生活関連情報の収集・提供

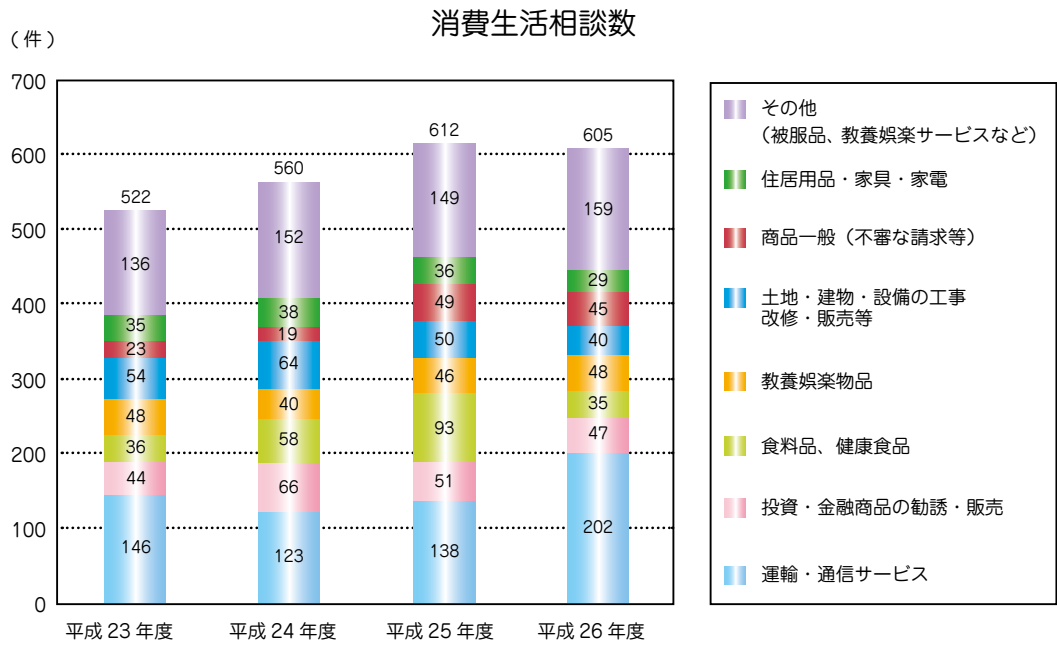
○国民生活センターや県民生活センターからの消費生活関連情報を収集し、相談業務に活用するとともに、消費者に必要な情報を提供します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
消費者相談の充実を図ります。(相談件数)	605 件	625 件	645 件

主要な事業

事業名	事業内容
消費者教育推進事業	消費者教育の推進



- 序論
- 基本構想
- 前期基本計画
- 資料編

基本方針

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の内容**施策1 国際交流の推進****（1）地域の特性を生かした交流活動**

- 世界遺産富士山があるまちとして、世界中から訪れる人を富士宮らしくもてなし、交流する事業を実施します。
- 友好都市との交流事業や市内在住外国人と日本人が交流する事業を実施し、豊かな国際感覚を持つ人材が育つ環境づくりを進めます。

（2）新たな国際交流活動の展開

- 民間団体をはじめとする個人や企業などの多様な主体により、地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を積極的に推進します。

施策2 国際化への対応**（1）外国人と共に暮らせる地域づくり**

- 外国人と地域の人と共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、インターネットなどの様々な方法を活用した情報提供を行います。
- 国際交流団体などの支援を通じて、防災訓練などの地域や行政の活動に、外国人も積極的に参加する地域づくりを進めます。

（2）国際協力の推進

- 国際協力理解のための講座等の開催や研修生の受入れなどを通じて、国際協力を推進します。

（3）観光客における国際化と情報発信機能の強化

〔観光〕（83 ページ）の項 参照

（4）確かな学力が育つ授業の充実

〔義務教育〕（105 ページ）の項 参照

(5) 世界遺産富士山の受入体制の確立

(「文化・芸術」(112 ページ) の項 参照)

(6) シティプロモーションの推進

(「広聴広報」(159 ページ) の項 参照)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
ホームステイボランティアを増やします。	26 世帯 →	39 世帯	56 世帯
日本語ボランティアを増やします。	24 人 →	39 人	54 人

主要な事業

事業名	事業内容
国際交流事業	新たな文化交流や経済交流の推進



市民と一緒に取り組むまちづくり

市民参加
行財政

魅力はもとより、課題も市民と行政の双方が共有し、その実践についても一緒に取り組むまちづくりを進めます。

政策

1

未来の元気と活力を創出するまち

(地方創生)

基本方針

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策を進めます。また、移住・定住の取組などによる人口減少の克服を目指します。

施策の内容

施策1 結婚・子育ての思いが実る環境づくり

(1) 出会い・交流の場の創出

- 同世代・異業種の男女による交流の場を創出します。
- 結婚に対する意識の醸成を図るための取組を実施します。

(2) 社会全体で支える子育ての推進

- 妊娠・出産・子育てについて、母親の視点に立った支援に取り組みます。
- 男性の育児に対する意識の醸成を図ります。また、若年層に対し、出産や子育てについての意識の啓発に取り組みます。
- 祖父母も子育てを支援できる環境づくりに取り組みます。

(3) 母子保健の充実

(「健康づくり」(91 ページ) の項 参照)

施策2 女性が活躍できる社会づくり

(1) 女性の活躍に向けての支援

- 女性応援会議を設置し、女性の活躍に係る施策の充実に努めます。
- 企業などにおける女性の子育て支援の充実に図ります。
- 社会のあらゆる分野において、指導的地位に立つ女性の割合を増やす取組を進めます。

施策3 移住・定住の促進

(1) 情報提供の充実

- インターネットなどによる移住者・定住者向けの情報提供に取り組みます。
- 県などが首都圏に設置する移住・定住機関との連携を図ります。

(2) 空家の活用

- インターネットにおいて、空家に関する情報提供に取り組みます。
- 空家を活用した移住者・定住者に対し、改修等の支援を実施します。

(3) 就業の場の確保

(「労働・雇用」(86 ページ) の項 参照)

(4) 定住推進活動の支援

- 地域主体の移住・定住の推進活動を支援します。

序
論

基本
構
想

前
期
基
本
計
画

資
料
編

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
ベビーステーションの登録施設を増やします。	0 か所 →	20 か所	30 か所
移住・定住推進活動団体数を増やします。	1 団体 →	3 団体	5 団体

主要な事業

事業名	事業内容
母力応援プログラム事業	母親の目線に立った子育て支援の充実
コンビニ発の子育て支援事業	ベビーステーションの登録など
出会い・交流応援事業	出会い・交流の場の創出など
移住・定住促進事業	ポータルサイトによる移住・定住の促進など
子育て応援事業	男性の育児意識の向上や子育て応援休暇制度の推進



男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち (男女共同参画)

基本方針

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

施策の内容

施策1 男女共同参画についての理解の促進

(1) 男女共同参画についての理解の促進

○男女共同参画の考え方を理解し、認識を深める学習を推進するとともに、広報・啓発活動を実施します。

施策2 男女共同参画施策の総合的推進

(1) 男女共同参画プランの推進

○男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。

(2) 男女共同参画センターの活用

○男女共同参画センターを拠点として活動する団体の相互の交流や活動を支援するとともに、女性のための相談事業を充実します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
審議会等の委員に占める女性の割合を増やします。	27.7% →	30.0%	33.0%

主要な事業

事業名	事業内容
男女共同参画理解・意識啓発事業	小・中学校における男女共同参画理解・意識啓発講座の実施

政策

3

知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち (市民協働)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進するとともに、地域内にある魅力や課題を互いに共有し、ともに支え合う自立したまちづくりを進めます。また、市民、NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を更に拡充し、共助社会づくりを進めます。

施策の内容

施策1 市民との協働の推進

(1) 市民の公益活動を促す環境づくり

- NPO 法人等市民活動団体に関する情報提供や相談を通じて、市民の自主的・自発的な活動が更に活発になる環境づくりを進めます。
- 市民と行政が「協働」についての理解を深め、地域の魅力向上や課題解決に向け、共に取り組む体制づくりを進めます。

(2) 共助社会づくりの担い手の育成・支援

- 地域の実情を把握している地域コミュニティや NPO 法人等の市民活動団体、大学等の教育機関、更には中小企業などの多様な担い手が行う、地域の魅力向上や課題解決のための活動を支援します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市民協働で進める事業を増やします。	113 事業 →	124 事業	135 事業

主要な事業

事業名	事業内容
NPO等市民活動促進事業	NPO、ボランティア団体等への事業委託

基本方針

限られた財源や人員の中で、基礎自治体として行政能力及び職員資質の向上を図るとともに、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。

施策の内容

施策1 総合的・計画的な行政の推進

(1) 総合的・計画的な行政の推進

○総合計画や各種個別計画に基づき、総合的・計画的な行政の推進を図ります。

施策2 効果的・効率的な行政運営

(1) 公共施設等の総合的・効率的な運営

○市の公共施設等の現状把握と人口動向、施設の利用需要、財政収支見込みなどの予測を基に、公共施設等の更新、長寿命化、統廃合などを計画的に行う公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の総合的・効率的な整備・管理運営を行います。

(2) 民間委託の推進

○市民サービスの維持、公共性等に配慮しながら、民間活力の導入により更なる市民サービスの向上や効率的な執行が可能となる業務について、民間委託を進めます。

(3) 地方分権への対応

- 地方分権の確立に向けた動きに的確に対応し、基礎自治体としての自主性・自立性を高め、市民サービスや行政能力の向上に努めます。
- 行政サービスの中心的な役割を担う行政主体として、市民の利便性の向上や事務処理の迅速化を踏まえ、市で行うことが有効な事務については、市の事務として実施できるように努めます。

施策3 適正な職員配置と人材育成

(1) 職員の適正配置

○定員適正化計画に基づき、行政ニーズに応じた適正な職員配置を行うとともに、多様な任用方法の活用と、職員の年齢構成の平準化や技術の継承などを視野に入れた計画的な職員採用・配置に取り組みます。

(2) 人材の育成

- 職員個々の適性・能力・実績を適正に評価し、処遇に反映する人事評価制度を構築して、職員の意識改革を図るとともに、組織能力の向上に努めます。
- 研修等を通じて、他市町の職員との交流・情報収集の機会を増やし、広い視野と柔軟な考えを持った職員の育成に努めます。

主要な事業

事業名	事業内容
公共施設等総合管理事業	公共施設等の更新・長寿命化・統廃合などの計画
公共施設長寿命化事業	公共施設の維持補修等の実施
総合計画・実施計画推進事業	第5次総合計画の推進
都市計画マスタープラン策定事業	次期都市計画マスタープランの策定
職員研修事業	各種職員研修の実施
出張所建替事業	白糸会館（白糸出張所）の建替えに向けた検討



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

施策の内容

施策1 持続可能で健全な財政運営

(1) 安定した財政運営が可能な財政基盤の構築

- 社会経済情勢の的確な把握により、中長期的展望に立った財政収支予測を行い、実施計画と連動した実現性の高い財政計画を策定します。
- 現役世代と将来世代における負担の公平性の観点から市債の有効活用を図るとともに、健全財政の適正な水準を確保するため、公債費の適正化に取り組みます。
- 発生主義、複式簿記による財務書類を作成し、各種財政指標の設定や適切な資産管理、事業別・施設別といったセグメント（管理事業）ごとのコスト分析に活用することによりマネジメント機能の強化に努めるとともに、市財政の状況を市民などに公表し、情報の共有を図ります。

(2) 適正な財源配分の推進

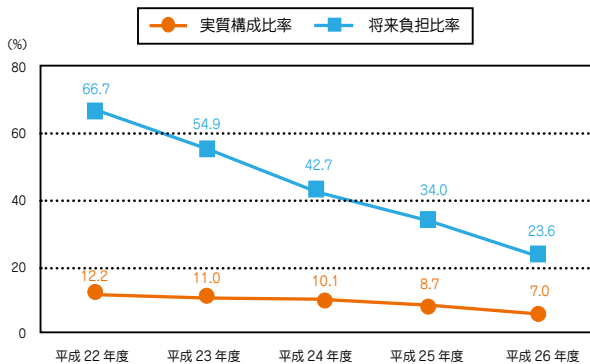
- 総合的視点から事業の選択と集中を実施し、事業効果や将来負担等に応じた適正な財源配分に努めることにより、多様化する行政需要への対応を図ります。
- 補助金交付に関する指針に基づき、補助金等の目的・必要性・効果・効率性を精査し、見直しを進めます。
- 行政コストに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料の見直しを進めます。

施策2 公平・適切な歳入確保と効果的な資産活用

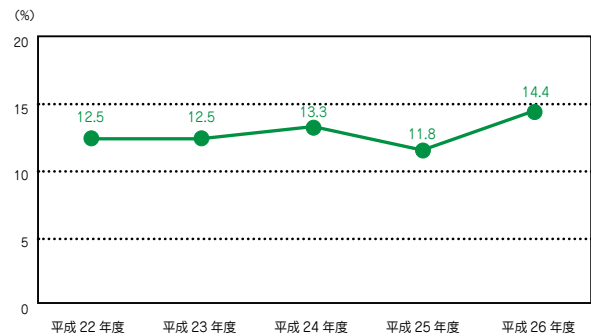
(1) 公平かつ効果的な財源調達の推進

- 賦課に関する課税物件等の正確な調査、把握等を行い、公平な課税に努めます。
- 滞納整理の強化や自主納付意識の啓発とともに納税手段の改革を行うことにより、市税等の未納・滞納を減少させ、収納率の向上を図ります。
- 市が所有する未利用財産の売却、貸付を積極的に行い、収益財産として利活用します。

実質公債費比率と将来負担比率



財政調整基金現在高比率
(標準財政規模に対する財政調整基金現在高)



みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
経常収支比率※を抑制します。	82.5% ➡	県平均以下	県平均以下
実質公債費比率※を抑制します。	7.0% ➡	県平均以下	県平均以下
将来負担比率※を抑制します。	23.6% ➡	県平均以下	県平均以下
財政調整基金を積み立てます。 (標準財政規模に対する財政調整基金現在高)	14.4% ➡	県平均以上	県平均以上
市税収納率の向上を図ります。	93.9% ➡	県平均以上	県平均以上

主要な事業

事業名	事業内容
財政計画策定事業	中期的な財政収支計画の策定
地方公会計整備促進事業	マネジメント強化のための財務書類の作成と活用
市有財産管理事業	市有財産の有効活用



- ※ 経常収支比率 ▶ 毎年度、経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費〈市が借り入れた市債の元利償還金〉など）が経常的に収入される一般財源に対し、どの程度の割合かを示すもの。
- ※ 実質公債費比率 ▶ 市のすべての会計に一部事務組合なども含めた会計において、標準的な財政規模に対する実質的な公債費の比率を、過去3年間の平均で示したもの。
- ※ 将来負担比率 ▶ 市のすべての会計に一部事務組合や土地開発公社、振興公社なども含めた会計において、標準的な財政規模に対する負債（公債費、債務負担など）の比率を示したもの。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

近隣の市町や国・県との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進します。また、富士山の周辺にある自治体と連携して、共通の課題解決に努めます。

施策の内容

施策1 周辺市町との連携の強化

(1) 広域行政サービスの推進

○広域的な課題や、生活圈・行動範囲の拡大などに適切に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、近隣市町との連携を進めます。

(2) 新たな連携方策の調査・研究

○地域と地域の連携の構築として、連携中枢都市圏*や定住自立圏*といった広域連携のあり方や新たな連携方策についての調査・研究を進めます。

施策2 国・県との連携の強化

(1) 国・県との連携の強化

○市民サービス向上のため、国・県からの情報を迅速・的確に把握するとともに、連携を更に強化します。



- ※ 連携中枢都市圏 ▶ 地域における中心市と近隣の市町村が、地方自治法に規定される連携協約を締結することで形成する一つの圏域のこと。
- ※ 定住自立圏 ▶ 医療や買い物など、住民生活に必要な機能について一定の集積がある中心市と近隣の市町村で形成される、地方において定住人口の受け皿となる圏域のこと。

政策

7

広聴広報の充実により広がりをもつまち (広聴広報)

基本方針

多様化する市民ニーズに対応するため、ICT を積極的に利活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

施策の内容

施策1 広聴活動の充実

(1) 市政モニター制度等の充実

○市民の行政への参画を推進するとともに、市民の意見や要望を把握するため、市政モニター制度等を充実します。

(2) 新たな広聴活動の研究

○時代の進歩に対応した ICT の導入や効果的な広聴活動について研究を進めます。

施策2 広報活動の充実

(1) 情報発信の充実

- 広報ふじのみやをはじめとする刊行物の掲載内容を工夫するとともに、紙媒体の特性を生かした分かりやすい情報提供に努めます。
- 市ホームページの内容の充実・見やすさ・分かりやすさを図るとともに、迅速かつ適時適切な情報の提供に努めます。
- 地域内の行政情報や災害情報の伝達手段として、コミュニティ FM を活用します。

(2) シティプロモーション*の推進

- 本市のイメージを市内外に定着させるため、市のキャラクター・キャッチフレーズの効果的な活用を図ります。
- 本市の魅力を市内外に積極的に発信するため、市民・企業との連携を図り、官民一体となったシティプロモーションを推進します。
- 国際化の進展を踏まえ、刊行物やホームページなどにおける多言語対応を進めるとともに、SNS の更なる活用や動画によるプロモーションを導入するなど、国内外に富士宮の魅力を発信します。

(3) 新たな広報活動の研究

- 職員一人ひとりの広聴広報能力の向上を図り、全庁一体となった情報発信体制を整備します。
- 時代の進歩に対応したICTの導入や効果的かつ戦略的な広報活動について研究を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	参考値 (平成37年度)
市ホームページの内容を充実します。 (アクセス数)	430万件 →	480万件	530万件

主要な事業

事業名	事業内容
シティプロモーション推進事業	官民一体となったシティプロモーションの推進



※ シティプロモーション ▶観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動のこと。

政策

8

情報通信技術を安全で有効に活用できるまち
(高度情報化)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

基本方針

ICTの活用を図り、行政事務の効率化と情報セキュリティ対策に努めます。また、情報を安全、迅速、確実に提供できる手段を構築するとともに、ICTを利活用した質の高い情報化社会を目指します。

施策の内容

施策1 電子自治体の推進

(1) 行政事務の情報化の推進

- 行政サービス向上のため、情報システムの整備を進めます。
- 経費の縮減や事務の効率化のため、自治体クラウド*を進めます。

(2) 地理情報の高度利用

- 業務における地理情報システムの高度利用を進めます。
- 地理情報をインターネットで公開し、行政サービスの向上を図ります。

(3) マイナンバー制度の推進

- 市民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するため、マイナンバー制度*を活用した情報システムの整備を進めます。

(4) ICT利活用による住民利便性の向上

- 市への申請や届出等をいつでもどこからでもできるよう、インターネットを利用した行政手続きのオンライン化を進めます。
- 市民生活の向上や企業活動の活性化等のため、市が保有する情報をオープンデータ*として公開します。

施策2 情報セキュリティの推進

(1) 個人情報の保護対策

- 情報システムと業務運用の両面から、個人情報の保護対策を進めます。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

- 様々なサイバー攻撃に対処するため、情報システムのセキュリティ対策を進めます。
- 情報システムのセキュリティに関する知識を持つ人材を育成します。

施策3 情報格差の解消

(1) 情報格差の解消

- 市民がインターネットや ICT 機器を安全・迅速・確実に利用できるよう、市民の ICT に関する知識の向上を図ります。
- インターネット利用における地域間格差を縮めるため、最新技術の把握に努め、地域の実情に合った対応を進めます。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
行政手続きをオンライン化します。	22 手続き →	50 手続き	75 手続き
情報セキュリティに関する知識を持つ人材を育成します。(研修参加者数)	223 人 →	299 人	382 人

主要な事業

事業名	事業内容
行政手続オンライン化推進事業	電子申請システムの拡大
マイナンバー制度導入事業	社会保障、税、災害対策等での利用や情報連携



- ※ **自治体クラウド** ▶自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自らの庁舎内で保有・管理するのではなく、庁外のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用する形態のこと。
- ※ **マイナンバー制度** ▶複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤のこと。
- ※ **オープンデータ** ▶公共データを、営利・非営利問わず、誰もが自由に再利用可能な形式で公開すること。

資料編

第5次富士宮市総合計画策定の経緯・経過

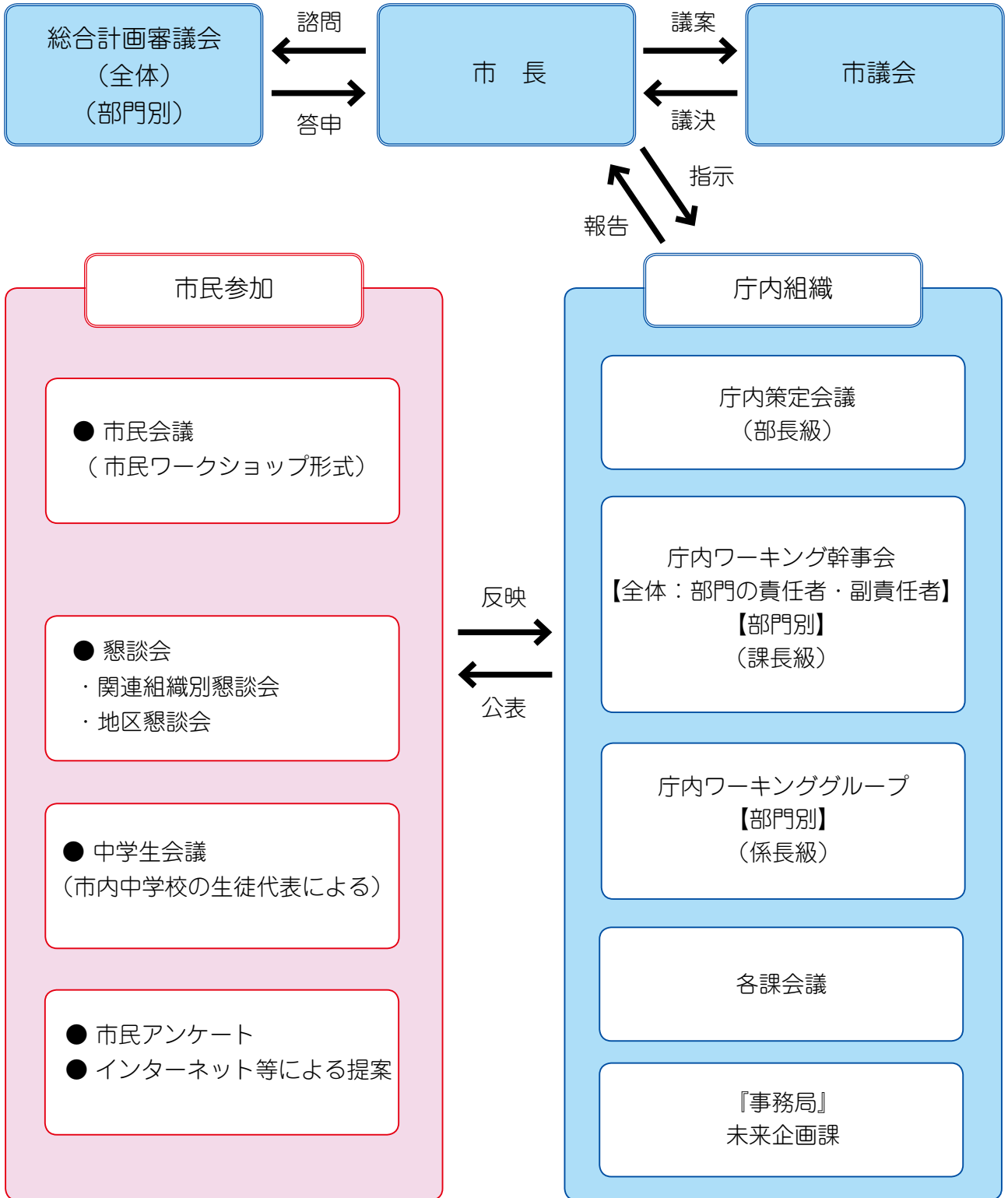
平成 25 年度		
H25.5.28	策定方針の決定	
H26.1.16 ~ H26.2.3	市民アンケートの実施	3,300 人対象、1,957 人有効回答
H26.2.5	第 1 回策定会議の開催	策定スケジュール、基本的な考え方の確認

平成 26 年度		
H26.4.10 ~ H26.5.30	市民会議参加者の募集	公募 54 人・職員 15 人の合計 69 人が参加
H26.4.24 ~ H26.6.5	地区別懇談会の開催	11 支部 16 回開催
H26.6.9	第 1 回ワーキング幹事会・ワーキンググループ合同会議の開催	策定作業の進め方、市の現状と課題の把握、部門別現況と課題の整理
H26.6.10	第 1 回市民会議の開催	趣旨とスケジュール・会議の進め方などの説明
H26.6.27 ~ H26.7.14	関連組織別懇談会の開催	67 団体 7 回開催
H26.6.30	第 2 回市民会議の開催	部門別学習及び課題等の検討
H26.7.13	第 3 回市民会議の開催	現地調査とまとめ 市内・近隣市 視察
H26.7.30	第 4 回市民会議の開催	部門別課題の整理と主要な取組課題
H26.8.18 ~ H26.8.21	第 2 回ワーキンググループ会議の開催 (部門別)	基本項目の検討、基本方針の検討
H26.8.29	第 5 回市民会議の開催	部門別テーマ、部門別計画の検討
H26.9.17	市民会議代表者会議の開催（調整会議）	部門別検討事項の調整
H26.9.26	第 3 回ワーキンググループ代表者会議の開催	将来都市像、将来人口、土地利用構想の検討 部門別基本項目案の作成
H26.10.1	第 6 回市民会議の開催	部門別計画の検討
H26.10.9 ~ H26.10.10	第 2 回ワーキング幹事会の開催（部門別）	将来人口、土地利用構想の報告 将来都市像、主要課題・施策、部門別基本項目の検討
H26.10.28	第 7 回市民会議の開催	部門別計画のまとめ
H26.10.31	第 2 回策定会議の開催	市民アンケート、各種懇談会の報告 人口推計、土地利用概念図、将来都市像、主要課題・施策、部門別基本項目について
H26.11.17	第 8 回市民会議の開催	報告会へ向けての準備
H26.11.17	第 4 回ワーキンググループ代表者会議の開催	将来都市像、部門別基本目標、将来人口、土地利用構想、施策の基本方針について
H26.12.10	第 9 回市民会議の開催	最終報告会
H26.12.12	第 3 回ワーキング幹事会代表者会議の開催	序論・基本構想（素案）の検討
H26.12.25	第 3 回策定会議の開催	序論・基本構想（素案）の検討
H27.2.5	第 5 回ワーキンググループ代表者会議の開催	序論・基本構想（素案）の検討
H27.2.28	第 1 回中学生会議の開催	市内 14 校から中学 2 年生 39 名が参加 「10 年後に目指す富士宮市のテーマ」を検討
H27.3.1 ~ H27.3.31	市民自由提案の募集	応募総数 14 件
H27.3.7	第 2 回中学生会議の開催	テーマに沿った取組を提案、発表
H27.3.19	第 6 回ワーキンググループ代表者会議の開催	部門別現況と課題、基本方針（素案）の作成

平成 27 年度		
H27.4.14	第 4 回ワーキング幹事会・ 第 7 回ワーキンググループ合同会議の開催	主要プロジェクトの検討
H27.4.28	第 8 回ワーキンググループ代表者会議の開催	基本構想・基本計画（素案）の検討 市民自由提案の検討
H27.5.14	第 5 回ワーキング幹事会代表者会議の開催	基本構想・基本計画（素案）の検討 市民自由提案の検討
H27.5.21	第 4 回策定会議の開催	基本構想・基本計画（素案）の検討 市民自由提案の検討
H27.5.28	全員協議会における説明	総合計画の概要報告、スケジュールの確認、 土地利用構想・計画の概要報告
H27.6.3	第 5 回策定会議の開催	基本構想・基本計画案の検討
H27.6.29	第 1 回審議会の開催 市長から審議会への諮問	基本構想案の説明
H27.7.13	第 2 回審議会の開催	基本構想案に対する審議
H27.7.23	第 9 回ワーキンググループ代表者会議の開催	基本計画案の検討
H27.7.31	第 6 回ワーキング幹事会代表者会議の開催	基本計画案の検討
H27.8.12	第 6 回策定会議の開催	基本計画案の検討
H27.8.25	全員協議会における説明	総合計画案の説明
H27.8.26	第 3 回審議会の開催	基本構想案に対する審議 基本計画案の説明
H27.9.4	審議会第 1 回部会の開催（第 1・2 部会）	基本計画案に対する審議
H27.9.7	審議会第 1 回部会の開催（第 3・4 部会）	基本計画案に対する審議
H27.9.8 ~ H27.9.24	パブリックコメントの実施	
H27.10.1 ~ H27.10.2	全員協議会における説明	総合計画案についての質疑、意見交換
H27.10.5	審議会第 2 回部会の開催（第 1・2 部会）	基本計画案に対する審議、意見まとめ
H27.10.6	審議会第 2 回部会の開催（第 3・4 部会）	基本計画案に対する審議、意見まとめ
H27.10.13	審議会正副・部会長会議の開催	答申案の作成
H27.10.27	第 4 回審議会の開催	答申案の審議
H27.11.2	審議会からの市長答申	
H27.11.14	市議会へ基本構想を議案として送付	
H27.12.7	特別委員会における説明	
H27.12.14	市議会による議決	基本構想を原案のとおり可決

総合計画策定体制図

総合計画策定体制図



総合計画諮問・答申

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

富 企 第 77 号
平成 27 年 6 月 29 日

富士宮市総合計画審議会
会長 日詰 一幸 様

富士宮市長 須藤 秀忠

第 5 次富士宮市総合計画（案）について（諮問）

平成 28 年度から 37 年度までの富士宮市の新たな指針として、別冊のとおり第 5 次富士宮市総合計画（案）を立案しましたので、富士宮市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、これを諮問いたします。

平成 27 年 11 月 2 日

富士宮市長 須藤 秀忠 様

富士宮市総合計画審議会
会長 日詰 一幸

第 5 次富士宮市総合計画（案）について（答申）

平成 27 年 6 月 29 日付け富企第 77 号で諮問のありました第 5 次富士宮市総合計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は、概ね適当であると判断し、下記の意見を付して答申します。

なお、富士山の世界遺産登録を踏まえた保全と活用、人口減少社会における都市活力の維持、大規模自然災害等に対応した安全・安心なまちづくりなど、市民・企業・行政それぞれが自らの役割を自覚するとともに、自らの責任において役割を実践し、「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」の構築へ、鋭意努力いただくよう併せて付言します。

記

1 総括的事項

- 富士山が世界遺産に登録されたことから、今後は、その資産の適切な保全と活用を前提として、富士山の恵みを生かした魅力ある世界遺産のまちづくりに取り組むこと。
- 今後、富士宮市の人口は、減少へ向かうことが予測されており、人口を維持するために、若い世代の就業の場の確保、未婚の男女の出会いから結婚、出産、育児支援などの切れ目ない対策が必要であることから、市民・企業・行政がそれぞれ具体的な施策に取り組むこと。
- 施策の実現に際して、行政にあっては、関係部署が総合的・横断的な体制をとって取り組むこと。
- 本計画の策定段階においては、市民アンケート、地区懇談会、市民会議などを実施し、その意見を反映してきたところであるが、今後は、様々な高度情報通信技術等を活用し、若い世代を含む多世代の意見や要望を聴き、施策へ反映させるとともに、事業を実施する時点においては、市民とともに取り組むこと。

2 3つの取組を推進するための重点プロジェクトについて

(1) 取組1 恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

- 富士山本宮浅間大社周辺は、湧玉池・神田川があり、そして古くは大宮の市でにぎわった場所であるため、その地域的・歴史的特性を生かした魅力ある拠点づくりの整備に取り組むこと。
- 富士山本宮浅間大社周辺に適切に駐車場を配置するなど、訪れた人が快適に参詣や散策、買い物をして過ごせるようなまちづくりに取り組むこと。
- 平成31年(2019年)のラグビーワールドカップ、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックなどを見据え、外国からの観光客の増加が見込まれる。外国語による案内・誘導の整備や公衆無線LANの設置によるインターネット等の情報通信技術への対応に取り組むこと。
- 今後、小学校の授業で英会話教育が充実されていくが、富士宮市の良さや世界遺産について、外国人に説明ができるようにするなど、生きた英会話が行える機会を充実させ、富士宮らしいおもてなしに取り組むこと。
- 郷土愛を育て、富士宮市に住むことを誇りに感じ、市外へ転出した人も再び戻ってきたくなるような、子どもから大人までを対象とした総合的な学習の充実に取り組むこと。

(2) 取組2 いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

- 人口の高齢化が進む中で、市民の健康づくりがますます重要になるため、戦略的な健康づくり対策や生きがいとしての社会参加に取り組むこと。
- 市立病院の医師や看護師の確保を充実させ、医療機関の連携強化を図り、市民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組むこと。

- コミュニティ活動の中核は自治会であるため、自治会加入の促進をはじめとするコミュニティの活性化に取り組むこと。
- 子どもから高齢者まで世代を超えた交流などを通じて、住民が参加し、協力し合う地域づくりに取り組むこと。

(3) 取組3 誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

- 少子化対策では、若い男女の出会いや結婚が重要なことから、行政としても多面的に取り組むこと。
- 女性応援会議の設置をはじめ、女性が輝く社会に向けて多方面からの意見を取り入れ、実効性のある施策に取り組むこと。
- 空家情報の発信など、人口減少が顕著な地域への移住・定住促進対策に取り組むこと。

3 土地利用計画について

- 市街化調整区域において、少子化に伴う小・中学生の減少、農林水産・畜産業の後継者の減少などの重要な課題に取り組むこと。

4 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）について

- 富士宮市のメガソーラーに対する取扱を周知するとともに、小規模なものについても景観や安全性を考慮した設置の誘導を図ること。
- 全国的に美味しいと言われる富士宮市の水道水を守るため、間伐等森林の適切な整備に取り組むこと。
- 公共下水道の整備とともに、下水道の普及していない地域においても、合併処理浄化槽を普及・促進し、水質保全に取り組むこと。

5 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）について

- 富士宮やきそばに続く新たな食のブランドを確立させるとともに、それらのノウハウを持つ人材育成に取り組むこと。
- 耕作放棄地を抑えるための対策や、家庭菜園や体験農業等の農地を借りて農業を行う人を増やすような施策に取り組むこと。
- 市内の企業を大切に、さらに中小企業の技術を生かすことや、後継者を育成することにより雇用創出に取り組むこと。
- 他にはないオリジナリティのある製品をつくり、海外に輸出できるような企業の育成などの支援に取り組むこと。
- 中心市街地へ若手の起業家・経営者が進出しやすいような、家賃などに対する支援に取り組むこと。
- 少子化により、従業員を募集しても集まらない状況にあるため、他市へ進学した学生等に積極的に市内優良企業の情報を提供し、就職を促す対策に取り組むこと。

6 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）について

- 児童クラブを充実させ、地域での子育て支援に積極的に努めること。
- 児童館が閉館されたが、地域と協力して子どもの遊びの場や居場所づくりなど幅広い子育て支援に取り組むこと。
- 保育を望む保護者の増加が予想されるため、受入れ体制の整備に取り組むこと。
- 高齢者が地域で安心して尊厳ある生活ができるように、地域の見守り体制の充実や助け合い活動の推進に努めること。

7 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化）について

- 学校・家庭・地域が連携し、夢を持って楽しく学ぶ子どもたちを育てることや、子どもから大人まで世代を超えた繋がりを持てるような仕組みづくりに取り組むこと。
- ネットトラブル等から青少年を守る対策として、子どもだけでなく親も対象とした教育を行うこと。
- 読み聞かせ事業や自動車図書館など、身近に本のあるまちづくりに取り組むこと。
- 富士山世界遺産センター（仮称）の整備に際して、富士山に対して愛着を持ち、信仰や芸術等を深く理解する学習の場や、全国や世界に向けて情報発信を行える場の確保に取り組むこと。
- 市民文化祭や市民芸術祭などのイベントに若い世代や新たな分野の参加者が増えるような取組を行うこと。

8 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）について

- 日常的な道路の点検と維持管理に努めること。また、市民からも迅速な道路情報を受けられるようなシステムづくりに取り組むこと。
- 富士山を望む景観の向上については、道路を横断する電線を整理していくことでも可能であることから、登山道など路線を決めて計画的に取り組むこと。
- 富士山が美しく見える場所を市民の目線から選び、その場所を観光スポットとして情報発信に取り組むこと。

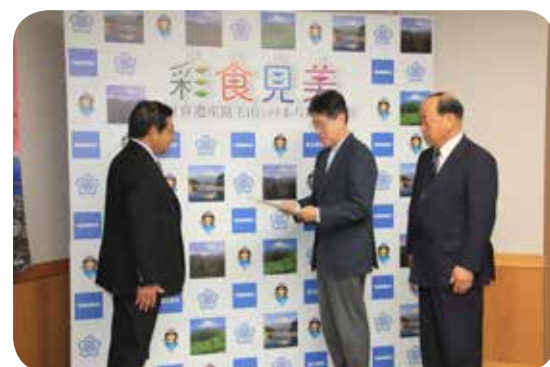
9 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり（市民生活）について

- 自治会を基盤とした地域コミュニティを維持し、普段から地域住民の絆を強めることにより、地域における犯罪の発生防止や自然災害等に適切に対応できる地域社会の形成に取り組むこと。
- 南海トラフ巨大地震、富士山噴火などの大規模自然災害発生に備えた市民の防災意識の高揚のための啓発、自衛隊等と連携した大規模な避難誘導及び広域連携による総合的な防災・減災対策に取り組むこと。
- 個人情報保護法の問題等により災害時の要援護者の把握が困難で、災害発生時に救助できない状況が懸念される。自治会、消防団などが要援護者の存在を把握し、救助ができるような仕組みづくりに取り組むこと。

- 災害発生時の情報開示や他都市との災害協定などにより、外部からの支援を受入れやすい体制づくりの構築に取り組むこと。
- 市民の生活交通の確保のため、宮バスや宮タクなどの公共交通体系の整備に取り組むこと。

10 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）について

- 女性が働きやすい環境づくりを進めるため、男性の労働環境の見直しやサポート体制の充実を図るとともに、意識の醸成に努めること。
- 富士宮市は、首都圏に近いことから、富士・富士宮地区を首都圏への通勤圏となるようなまちづくりなど、広域連携で取り組むこと。
- 富士宮市のホームページの充実とともに、子育て情報やセールスポイントなどの役に立つ情報が得られるような情報通信システムの構築に取り組むこと。
- 情報発信のツールとして、フェイスブックなどの SNS は有効であり、お金を掛けずに観光、防災、子育てなどの情報を広く伝えることができるため、広報戦略として効果的な活用に取り組むこと。



富士宮市総合計画審議会条例

富士宮市総合計画審議会条例

昭和 48 年 6 月 30 日
富士宮市条例第 21 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、富士宮市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士宮市総合計画に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 知識経験者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了する日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、市長から諮問をうけたとき又は会長が必要と認めるときは、市長と協議して会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認める場合は、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(報酬等)

第 8 条 委員の費用弁償及び報酬並びに支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年富士宮市条例第 12 号）中、専門委員の規
定を準用する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画部未来企画課で処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～ 改正附則一部省略 ～

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

富士宮市総合計画審議会委員名簿

所属部会	役職等	氏名	備考
第1部会 ＜所管分野＞ 環境 産業 (10名)	市民会議メンバー（環境部会）	亀井 千里	
	富士宮地区労働者福祉協議会会長	小林 純一	
	富士山の自然を守る会会長	佐藤 尚吾	
	富士宮信用金庫理事長	篠原 寛	
	富士宮農業協同組合代表理事組合長	清 周二	
	静岡県富士農林事務所長	竹林 圭介	
	市民会議メンバー（産業部会）	田邊 元裕	部会長
	富士宮商工会議所会頭	長谷川 浩之	
	環境審議会委員 副会長	浜岡 節子	
	富士宮市観光協会会長	宮崎 善旦	
第2部会 ＜所管分野＞ 健康福祉 市民生活 (8名)	富士宮市区長会長	石川 一廣	
	富士宮警察署長	加藤 眞克	
	市民会議メンバー（健康福祉部会）	木下 さち子	
	母力向上委員会代表	塩川 祐子	
	市民会議メンバー（市民生活部会）	鈴木 幹大	
	富士宮市社会福祉協議会会長	清 功	副会長・部会長
	富士宮市医師会長	三浦 護之	
静岡県富士健康福祉センター所長	吉野 豪一		
第3部会 ＜所管分野＞ 教育文化 (7名)	富士宮市 PTA 連絡協議会会長	石川 明彦	
	富士宮市体育協会会長	石川 俊秋	
	市民会議メンバー（教育文化部会）	宇佐美 健介	
	富士宮市文化連絡協議会会長	外記 省吾	部会長
	富士宮市校長会	輿水 まゆみ	
	富士宮市社会教育委員（生涯学習委員会委員）	中島 宏子	
（一社）富士宮青年会議所理事長	渡邊 大亮		
第4部会 ＜所管分野＞ 都市整備 市民参加 ・行財政 土地利用 (9名)	静岡県富士土木事務所長	安達 行彦	
	ふじのみや女性の会会長	加納 永子	
	静岡県東部地域政策局長	滝浪 勇	
	富士宮市都市計画審議会委員	寺田 尚稔	部会長
	静岡大学人文社会科学部 法学科教授	日詰 一幸	会長
	市民会議メンバー（都市整備部会）	望月 千尋	
	国土交通省富士砂防事務所長	吉田 桂治	
	富士山世界遺産富士宮市行動計画推進協働会議議長 富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想策定会議議長	渡辺 英彦	
	市民会議メンバー（行財政部会）	藁科 可奈	

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

地区懇談会

市内 11 支部を対象に、平成 26 年 4 月 24 日から 6 月 5 日までに全 16 回の懇談会を開催しました。支部ごとに区長や地区役員など、全 126 区、合計 257 人の出席をいただき、地区ごとに抱える課題や、今後取り組みたいことなどについて意見をいただきました。

開催日	開催場所	対象支部	行政区	出席人数
H26.4.24 (木)	上野会館	上野	上条上、上条下、下条上、下条下、精進川上、精進川下、馬見塚	14 人
H26.4.30 (水)	芝川公民館	芝川 (1)	上柚野、下柚野、鳥並、大鹿窪、猫沢、明光台、上稲子、下稲子	16 人
H26.5.2 (金)	芝川公民館	芝川 (2)	西山、大久保、稗久保、長貴、上羽鮎、下羽鮎、香葉台、内房第 1、内房第 2、内房第 3、内房第 4	22 人
H26.5.8 (木)	北山出張所	北山	北山 1、北山 2、北山 3、北山 4、山宮 1、山宮 2、山宮 3、山宮 4	18 人
H26.5.9 (金)	白糸出張所	白糸	内野、狩宿、半野、佐折、原	10 人
H26.5.13 (火)	富丘公民館	富丘	宮原、淀師、淀橋、大中里、青木、外神、青木平	15 人
H26.5.14 (水)	富士根北公民館	富士根北	粟倉 1、粟倉 2、粟倉 3、粟倉 4、舟久保、村山 1、村山 2、村山 3、粟倉南	18 人
H26.5.15 (木)	富士宮市役所	大宮東 (1)	日の出、瑞穂、大和、咲花、阿幸地、富士見ヶ丘、源道寺	14 人
H26.5.16 (金)	富士宮市役所	大宮東 (2)	貫戸、山本、高原、高原 1、高原 2、田中、黒田、星山 1、清水窪	18 人
H26.5.19 (月)	芝山区民館	上井出	上井出、芝山、猪之頭、人穴、麓、根原、富士丘	14 人
H26.5.21 (水)	富士宮市役所	大宮西 (1)	野中 1、野中 2、野中 3、野中 4、星山 2、安居山 1、安居山 2、沼久保	18 人
H26.5.23 (金)	富士宮市役所	大宮西 (2)	神立、松山、羽衣、貴船、神賀、福地	12 人
H26.5.30 (金)	富士根南公民館	富士根南 (1)	小泉 1、小泉 2、小泉 3、小泉 4、小泉 5、小泉 6、上小泉	14 人
H26.6.2 (月)	富士宮市役所	大宮中 (1)	三園平、二の宮、ひばりが丘、万野 1、万野 2、万野 3、万野 4、宮原 1、外神東	18 人
H26.6.4 (水)	富士宮市役所	大宮中 (2)	常磐、浅間、神田、木の花、城山、高嶺、宮本、琴平、神田川	18 人
H26.6.5 (木)	富士根南公民館	富士根南 (2)	大岩 1、大岩 2、大岩 3、杉田 1、杉田 2、杉田 3、杉田 4、杉田 5、杉田 6	18 人



関連組織別懇談会

市内で活動する関連団体を対象に、平成26年6月27日から7月14日までに全7回の懇談会を開催しました。総合計画の7分野ごとに開催し、団体の代表者など全67団体から、各団体が抱える課題や、今後取り組みたいことなどについて意見をいただきました。市からは事務局以外にも関係課が出席し、いただいた意見を共有しました。

開催日 ・ 総合計画の7分野 ・ 団体名		
H26.6.27 (金) 産業		
・富士宮農業協同組合	・芝川商工会	・まちづくりトッパー
・富士宮開拓農業協同組合	・富士宮地区労働者福祉協議会	ふじのみや本舗
・富士養鱒漁業協同組合	・富士宮商店街連盟	・富士森林組合
・富士宮商工会議所	・富士宮市観光協会	
H26.6.30 (月) 教育文化		
・富士宮市文化連絡協議会	・富士宮市PTA連絡協議会	・富士宮子どもと読書の会
・富士宮市学校警察連絡協議会	・富士宮市母親クラブ連絡協議会	・富士宮市体育協会
・富士宮市幼稚園協会	・ふじのみや女性の会	
・富士宮市青少年指導員協議会	・富士宮市地域女性連絡会	
H26.7.4 (金) 市民参加・行財政		
・富士宮ロータリークラブ	・富士宮中央ライオンズクラブ	・富士宮青年会議所
・富士宮西ロータリークラブ	・富士宮芙蓉ライオンズクラブ	・国際ソロプチミスト富士宮
・富士宮ライオンズクラブ	・芝川ライオンズクラブ	・富士宮信用金庫
H26.7.8 (火) 健康福祉(1)		
・富士宮市手をつなぐ育成会	・富士旭学園	・富士宮市地域自立支援協議会
・富士宮市身体障害者福祉会	・富士厚生会	・ふじさんシニアクラブ富士宮
・ぬくもりの会	・富士宮市障害福祉サービス事業者	・富士宮市シルバー人材センター
・富士宮市小規模授産所連合会	連絡協議会	・富士宮市介護保険事業者連絡協議会
H26.7.8 (火) 健康福祉(2)		
・富士宮市民間保育園園長会	・富士宮市社会福祉協議会	・富士宮市薬剤師会
・母力向上委員会	・富士宮市医師会	・保健委員協議会
・富士宮市民生委員児童委員協議会	・富士宮市歯科医師会	・富士宮市健康づくり食生活推進協議会
H26.7.9 (水) 環境・都市整備		
・ふじのみや市民環境会議	・富士建築士会	・富士宮市緑化推進市民の会
・富士山の自然を守る会	・富士宮建設業協同組合	・富士宮市振興公社
・ホールアース自然学校	・富士宮市管工事協同組合	・富士宮市地域公共交通活性化再生会議
H26.7.14 (月) 市民生活		
・富士宮市国際交流協会	・富士宮安全・安心パトロール隊	・交通安全協会富士宮地区支部
・富士宮市防災指導員	・富士宮市消防団	・反核富士宮市民のつどい実行委員会
・富士宮市消費者連絡協議会	・富士宮市交通安全対策委員会	・富士宮防犯協会

序論

基本構想

前期基本計画

資料編



市民会議

市民との協働で進める総合計画を策定するため、市内在住・在学・在勤者から公募し、総勢 69 人の参加者により市民会議を開催しました。

市民会議では、アンケート調査結果などの市民の意見を把握し、参加者が自ら考え、行動し、計画を作り上げていくワークショップ方式で実施しました。

第 5 次総合計画の体系に基づき、環境部会、産業部会、健康福祉部会、教育文化部会、都市整備部会、市民生活部会、行財政部会の 7 つの部会に分かれ、富士宮市の未来に向けて、提案する事業の検討を行い、最終回には市長を始めとする市幹部職員に向けた報告会を実施しました。

開催日		テーマ	内容
第 1 回	H26.6.10 (火)	総合計画の趣旨と市民会議の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・富士宮市の概要説明 ・市民アンケートの結果報告 ・部会別：自己紹介と意見交換
第 2 回	H26.6.30 (月)	部門別学習及び課題等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の洗い出しと整理 ・現地調査の検討
第 3 回	H26.7.13 (日)	現地調査とまとめ ※健康福祉、都市整備、市民生活の 3部会は個別調査を実施	【総合コース】 世界遺産構成資産（村山・山宮浅間神社）、 南陵工業団地、外神東公園、白糸の滝、 白糸自然公園、消防本部
	H26.7.15 (火)		【環境部会コース】 朝霧メイプルファーム 東京発電（株）内野水力発電所
	H26.7.17 (木)		【産業部会コース】 中心市街地 （せせらぎ広場、お宮横丁、浅間大社など）
			【教育文化部会コース】 児童館、子育て支援センター（福祉会館）、 上野地域学習センター
			【行財政部会コース】 富士市まちづくりセンター、 富士市民活動センター コミュニティ f
第 4 回	H26.7.30 (水)	部門別課題の整理と 主要な取り組み課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査を踏まえ、取り組むべき課題の整理
第 5 回	H26. 8.29(金)	部門別テーマ、部門別計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・部門ごとのテーマとキーワードの検討 ・主要な提案項目の検討
第 6 回	H26.10.1 (水)	部門別計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な提案項目の検討 ・計画案のまとめ
第 7 回	H26.10.28(火)	部門別計画のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な提案項目の検討 ・提案表の作成
第 8 回	H26.11.17(月)	報告会へ向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・提案表のまとめ ・報告会の進め方と役割分担
第 9 回	H26.12.10(水)	最終報告会	<ul style="list-style-type: none"> ・部会ごとの提案報告



第1回ワークショップ開催
【市長挨拶】



課題を付箋に書いて発表



現地調査
【山宮浅間神社のボランティアの説明】



現地調査
【消防本部での説明】



課題を共有し、意見をまとめる



ワークショップの最後に
部門別グループ作業の報告



【最終報告会】



【部門別意見】

中学生会議

市民との協働で進める総合計画を策定する中で、これからの富士宮市を担う若い世代の意見を聴くとともに、地域のまちづくりに対する関心を醸成する機会とするため、市内14中学校の2年生39人の参加により、中学生会議を開催しました。会議では、「将来の私たちが住みたいまち・富士宮」をテーマに、将来のまちづくりの目標、アイデア、想いなど、グループごとに意見を交換しました。

2回という短い時間の中で様々なアイデアや将来に向けた取組を出し合い、2回目の最後には教育長を招いて提案発表を行いました。

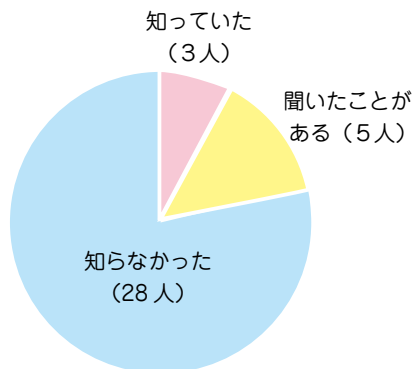
開催日		内 容
第1回	H27.2.28 (土)	・ワールドカフェ*による意見交換
		1：住んでいる地域や学校の好きなおところ+自己紹介
		2：私が、富士宮市の好きなおところ、自慢できること
		3：富士宮市にあったらいいなと思うもの
		4：富士宮市に住み続けるためには
		5：10年後の富士宮市はどうなっているか
第2回	H27.3.7 (土)	6：10年後の富士宮市のありたい姿
		・グループワークによるテーマを検討：富士宮市を将来こんなまちにしたい
		・グループワークによるテーマの確認
		・テーマに沿って提案する取組を検討、まとめ
		・提案発表

❖ 中学生会議終了後のアンケート(抜粋) ❖

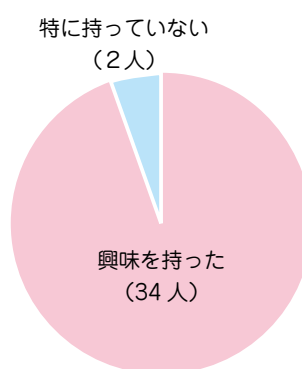
会議終了後に参加してくださった中学生のみなさんにアンケートをお願いしました。

対象者 第2回中学生会議出席者 中学2年生 アンケート回答者数 36人

「総合計画」を富士宮市が作っていることを知っていましたか？



中学生会議に参加して、総合計画に興味を持ちましたか？



総合計画を策定(作る)のに中学生の意見を聴く場は必要だと思いますか？



❖ 感想 ❖ とても楽しかった。またやりたい。富士宮市を見直すことができた。良い市にしたい。同じ年代の子と話ができてよかった。将来富士宮市のためにできることをしたい。など



ワールドカフェによる意見交換



アイスブレイクでジャンケン大会



最後はグループ別の発表

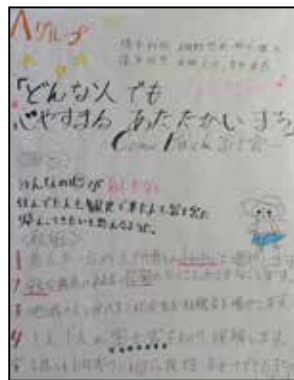
序論

基本構想

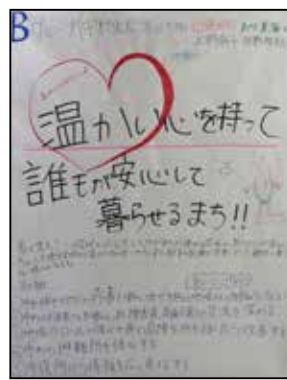
前期基本計画

資料編

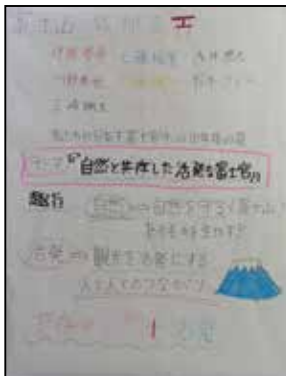
グループ別意見



Aグループ



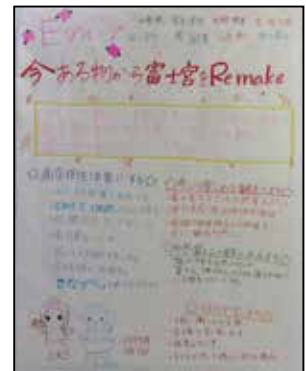
Bグループ



Cグループ



Dグループ



Eグループ



最後にみんなで記念撮影



※ ワールドカフェ ▶数テーブルに分かれ、与えられたテーマについて参加者が意見を交換し、メンバーを代えて数回の意見交換を行うもの。更に、最後に元のテーブルに戻り、それまで得た内容について、さらに意見を深めるもの。

富士宮市

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL : 0544-22-1113 FAX : 0544-22-1206

mail : kikaku@city.fujinomiya.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/>

発行 : 平成28年3月

